

化学物質管理セミナー2025 講演資料

第2回 化学物質の自主管理のためのPRTR届出制度及び届出実務／リスク評価について

プログラム

演題1 化管法の概要（PRTR制度）

演題2 PRTR届出にあたっての留意点

演題3 化審法における化学物質のリスク評価

演題4 リスク低減の取組みについて

演題5 化学物質の適正管理とリスク評価

演題6 有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について

化管法の概要（PRTR制度）

2025年12月19日

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告することを義務づける制度。

国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)、うち23物質が特定第一種指定化学物質に該当

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等



対象化学物質リストは
METI及びNITEのHPで確認可能！

SDS制度

(Safety Data Sheet)

有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報といった、化学物質の適正管理に必要な情報提供を事業者に義務づける制度。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が第一種462物質、第二種100物質から変更。

<対象事業者>

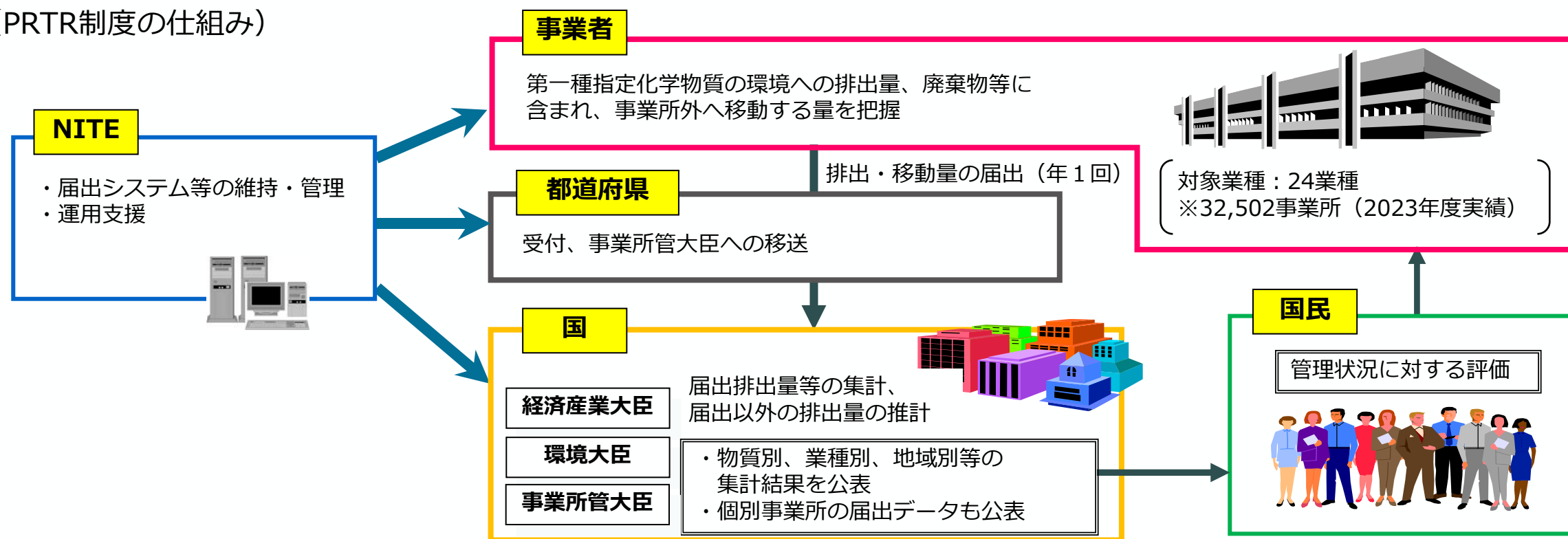
- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者



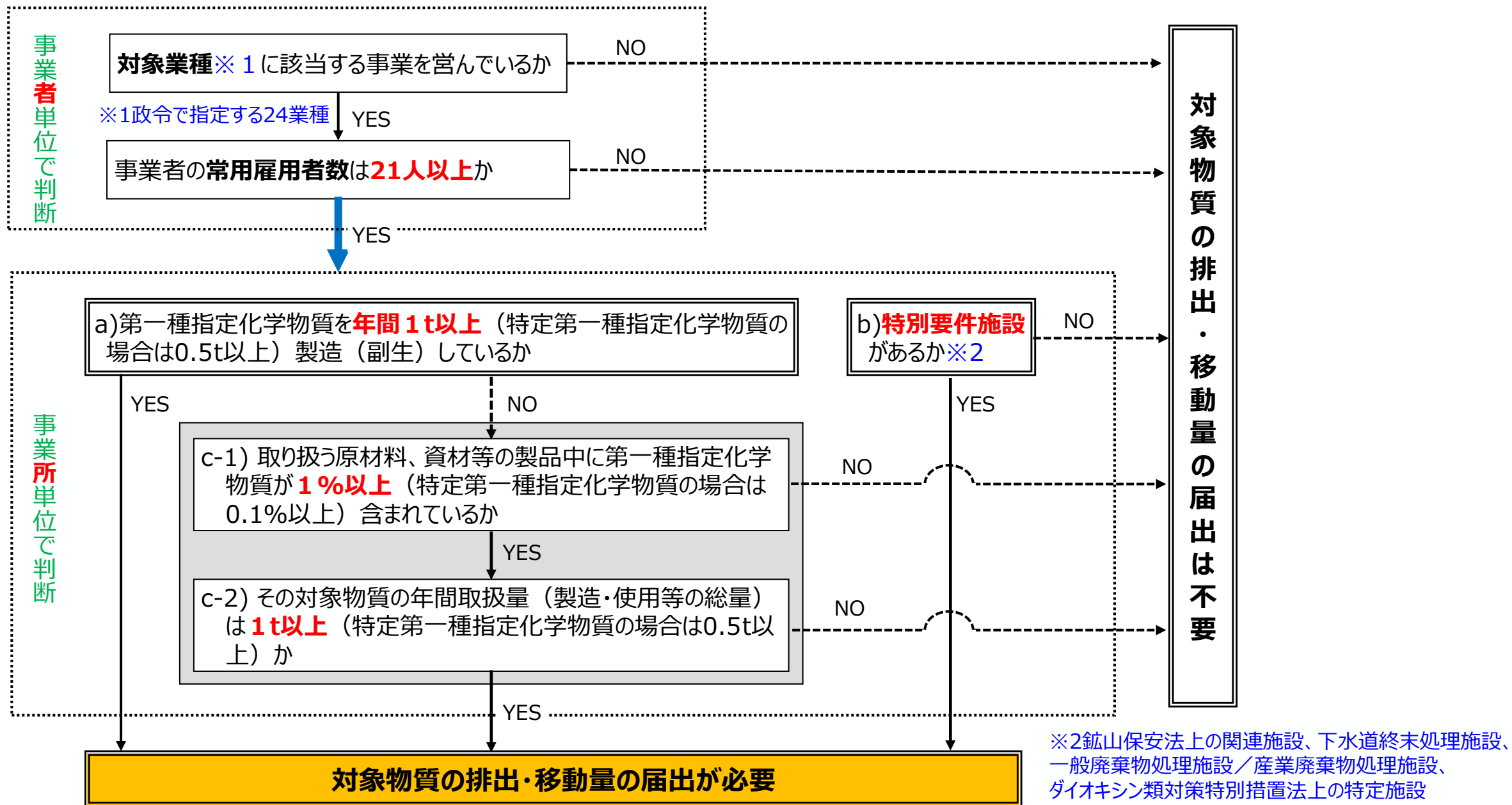
PRTR制度

- 化学物質排出移動量届出制度（**P**ollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister）
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

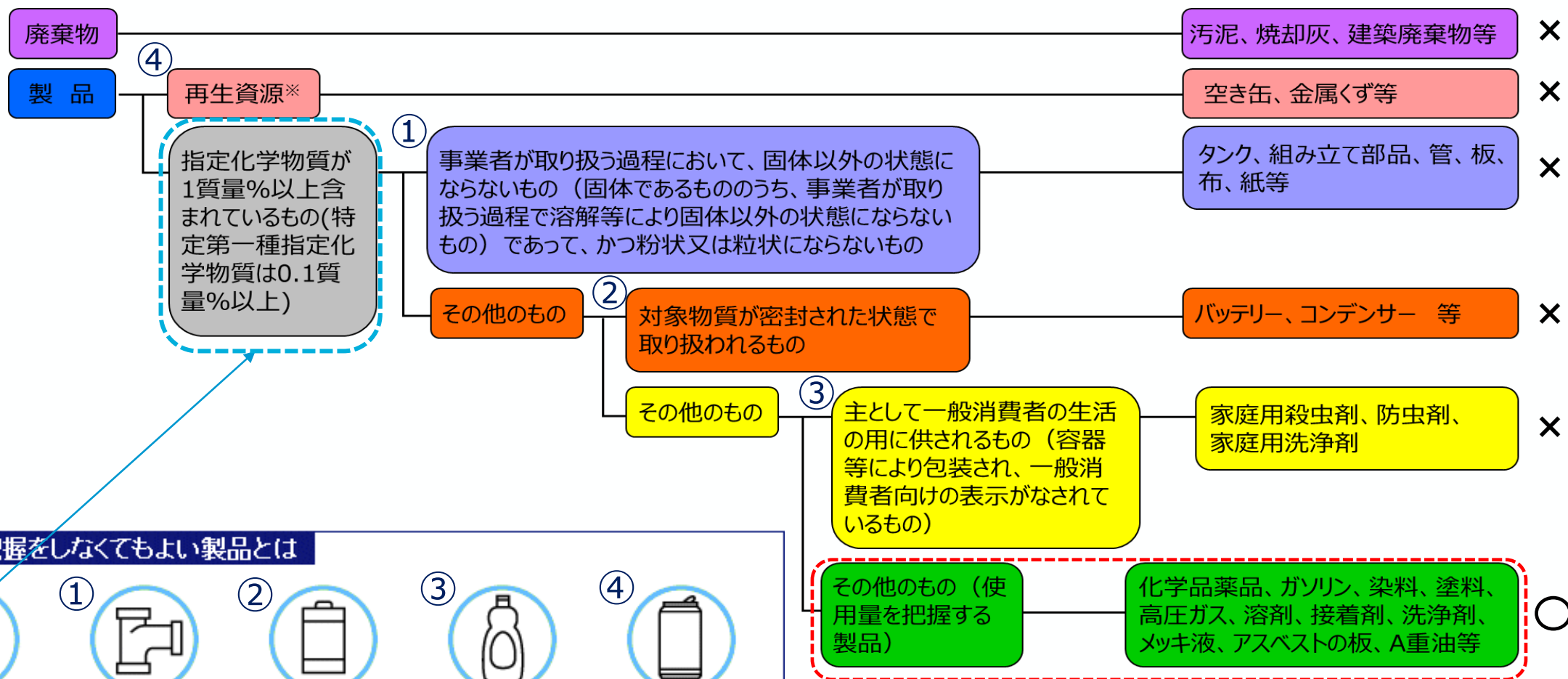
（PRTR制度の仕組み）



PRTR対象事業者の判定方法



PRTRの年間取扱量（使用量）の把握が必要な製品等の判定



例外的に把握をしなくてもよい製品とは

①	②	③	④
対象化学物質の含有率が少ないもの 対象化学物質の含有率が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品	固形物(粉状や粒状のものを除く) 金属板や管等	密封された状態で使用する製品 乾電池等	一般消費者用の製品 家庭用洗剤、殺虫剤等
			再生資源 金属くず、空き缶等

○：届出対象となるもの、×：届出対象とならないもの

※資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源のことを指します。

PRTRけんさくくん（個別事業所データ/集計データの検索）

- 「PRTRけんさくくん」（PRTRデータ分析システム）をインターネットで公開。PRTRデータ公表後に毎年更新。PRTR届出の個別事業所毎の事業所名、住所、業種、届出物質、排出・移動量等の表示、物質や地域ごとの集計や年度ごとの経年比較を行うことができる。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html

- 従来のアプリケーション版に加え、次期システムとして**Power BI版のPRTRけんさくくん**を公開。

<Power BI版 PRTRけんさくくん>

ソフトウェアのダウンロード不要!

直感的に操作できるわかりやすさ

PRTR Data Analysis System (PRTRけんさくくん)

フィルタ (ctrlを押しながら複数選択が可能)

排出年度: 2023

管理番号(※): 第一種指定化学物質 (※2022年度以前の物質については政令番号)

事業所一覧

整理番号	届出先大臣	届出先	事業者の名称	法人番号	事業所の名称	事業所所在地
E0201000-00001-00	経済産業大臣	北海道知事	abc工業株式会社	XXXXXX	A事業所	住所 3物質
E0201000-00002-00	経済産業大臣	北海道知事	de商会	XXXXXX	B事業所	住所 4物質
E0201000-00004-00	国土交通大臣	北海道知事				
E0201000-00005-00	国土交通大臣	北海道知事				
E0201000-00006-00	経済産業大臣	北海道知事				
E0201000-00007-00	経済産業大臣	北海道知事				
E0201000-00008-00	経済産業大臣	北海道知事				
E0201000-00009-00	経済産業大臣	北海道知事				
E0201000-00010-01	経済産業大臣	北海道知事				
E0201000-00012-00	環境大臣	北海道知事				
E0201100-00001-00	経済産業大臣	札幌市長				
E0201100-00002-00	経済産業大臣	札幌市長				
E0203000-00001-00	経済産業大臣	岩手県知事				

事業所・物質で検索

集計・比較

個別事業所データ (事業所一覧・物質一覧) を抽出・確認できます。

個別事業所データを業種別・物質別で集計。経年変化を表やグラフで確認できます。

PRTR Data Analysis System (PRTRけんさくくん)

業種別 物質別

ダイオキシン類以外 (単位: kg)

業種別	物質別	排出量 (大気)	排出量 (公共用水域)	排出量 (事業所内土壌)	排出量 (事業所内埋立)	移動量 (下水道)	移動量 (事業所外)
2092 農業製造業		1,061,341					
2100 石油製品・石炭製品製造業		2,690,943					
2200 プラスチック製品製造業				22,616,352			
2300 ゴム製品製造業		6,721,213					
2400 なめし革・同製品・毛皮...		76,174					
2500 窯業・土石製品製造業		7,161,815					
2600 鉄鋼業						92,814,022	
2700 非鉄金属製造業		14,311,756					
2800 金属製品製造業		18,366,644					

ダイオキシン類 (単位: mg-TEQ)

業種別	物質別	排出量 (大気)	排出量 (公共用水域)	排出量 (事業所内土壌)	排出量 (事業所内埋立)	移動量 (下水道)	移動量 (事業所外)
2300 ゴム製品製造業		189					
2500 窯業・土石製品製造業		2,823					
2600 鉄鋼業		20,209					
2700 非鉄金属製造業		57,214					
2800 金属製品製造業		106					
2900 一般機械器具製造業		51					
3000 電気機械器具製造業		1					
3100 輸送用機械器具製造業		223					
3120 鉄道車両・同部分品製造業		0					

<事業所データ>

<トップページ>

<グラフ表示>

透明性の高い情報の公開は、地域住民の理解の増進にも寄与

わかりやすい制度周知

- (1) 電子化促進、(2) 潜在的なPRTR事業者へのアプローチを目的として、HPをリニューアルし広報を強化。化管法及びPRTRのトップページに、**①電子届出促進、②誤解しやすい15のポイント、③届出期間について、メッセージ性のあるバナーを新たに設置。**
- **「PRTR届出、誤解しやすい15のポイント」のHPを新設。** PRTR制度への理解不足を解消するために、届出等で間違いやすい点の解説を簡潔にまとめた。また、会社としてのPRTR管理体制構築の必要性とその方法について記載。

化管法トップページ



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

PRTRトップページバナー



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

PRTR届出、誤解しやすい15のポイント



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/point.html

PRTR届出、誤解しやすい15のポイント（具体的には？）

「自分に関係ない」は間違いかもしれません！

Q(1)うちの事業所は人数少ないから…

Q(2)うちの正社員は20人以下だから…

Q(3)化学物質は取り扱うけど、排出量はゼロだから…

Q(4)化学物質の製造をしていないし、燃料を燃やしているだけだから…

Q(5)取り扱う製品は固形以外の状態にならないから…

Q(6)鋼材を溶接しているけど、溶接部だけの取扱量は少ないし…

Q(7)一般消費者用製品を製造する事業者だから対象事業者じゃないし…

Q(8)うちの主力事業って対象事業種のどれにも当てはまらないけど…

Q(9)SDSは前に確認したから、見なくていいや…

Q(10)製品の製造はしないし、サンプリングや小分け作業だけだから…

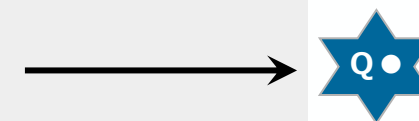
Q(11)化学物質の取扱いを委託されているだけだし…

Q(12)残渣やゴミくずまでみてないけど…

Q(13)機械のメンテナンスのために塗装しただけだし…

Q(14)事業所内の運搬作業で使う車両のガソリンだし…

Q(15)うちの会社、自分しかPRTR担当者いないし…



対象事業者の要件 (①対象業種)

- 兼業している業種が1つでも24業種に該当すれば対象。



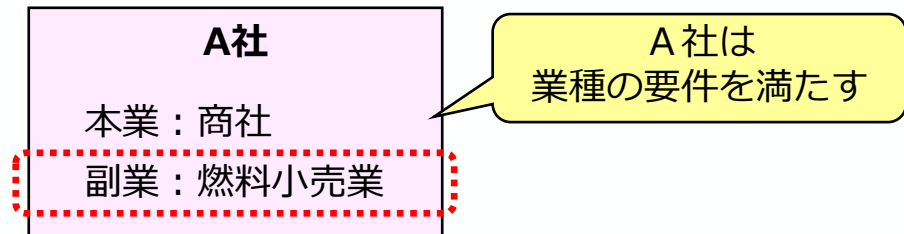
24業種

1	金属鉱業	12	自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)
2	原油・天然ガス鉱業	13	燃料小売業
3	製造業 (※)	14	洗濯業
4	電気業	15	写真業
5	ガス業	16	自動車整備業
6	熱供給業	17	機械修理業
7	下水道業	18	商品検査業
8	鉄道業	19	計量証明業(一般計量証明業を除く。)
9	倉庫業 (倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)
		21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
10	石油卸売業	22	医療業
11	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	23	高等教育機関(付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
		24	自然科学研究所

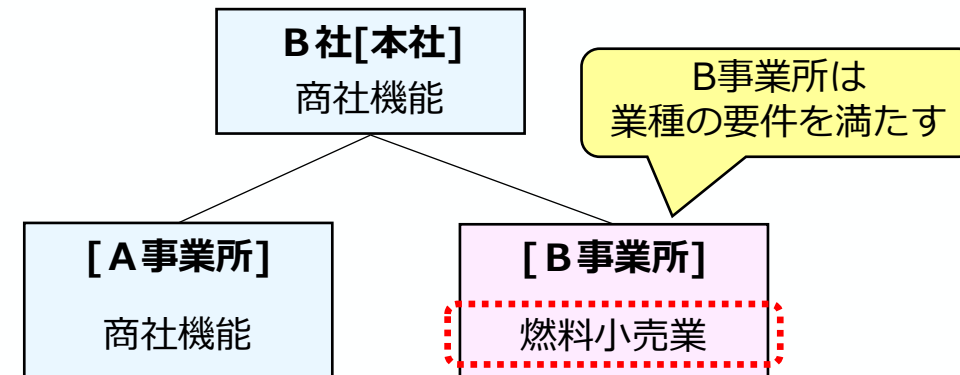
(※) 3番の製造業は更に23の区分に分かれる。

考え方

<例1>



<例2>

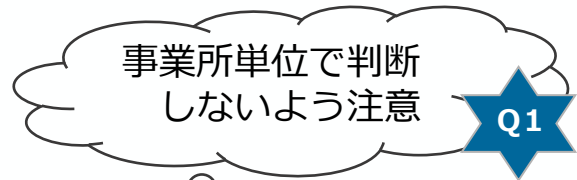
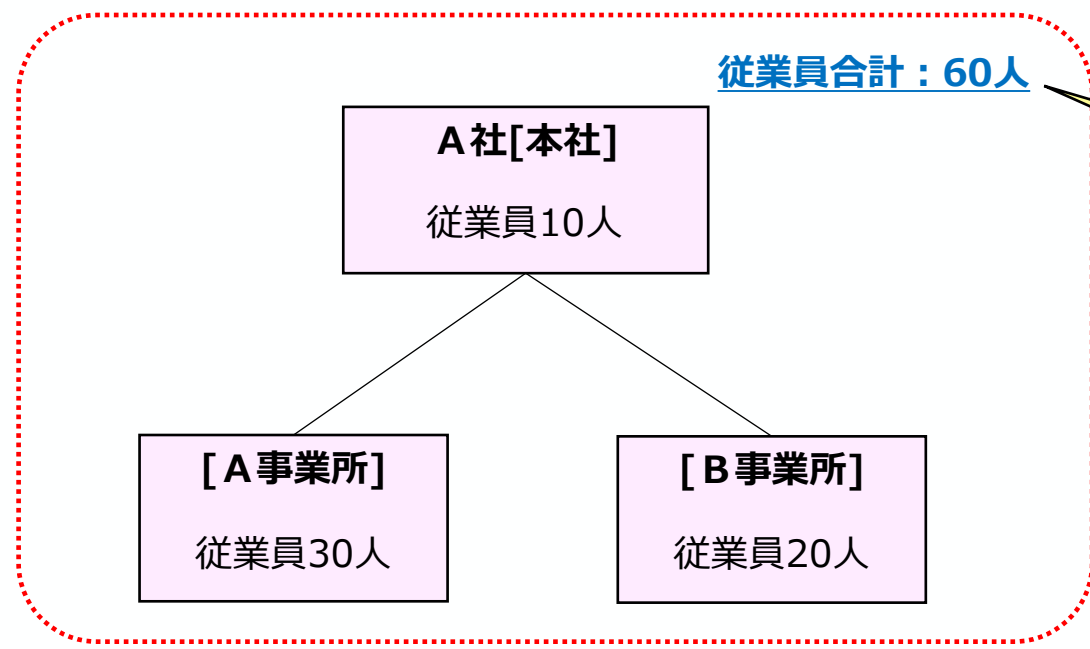


対象事業者の要件 (②事業者規模)

- 「常時使用する従業員数」 (※1) は、本社及び全国の支社、出張所等を含めた全事業所の従業員数の合算値
- 雇用期限が定められていなければ、嘱託職員やパート従業員等も「常時雇用する従業員」に該当



考え方



合計で21人以上のため要件を満たす

※従業員数の考え方については、PRTR排出量等算出マニュアルp II-9もご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r7.html

対象事業者の要件 (③年間取扱量等(a))

- 年間取扱量は、事業所毎・PRTR対象物質毎の、年間の「製造量」「使用量」「その他の取扱量」の合計値

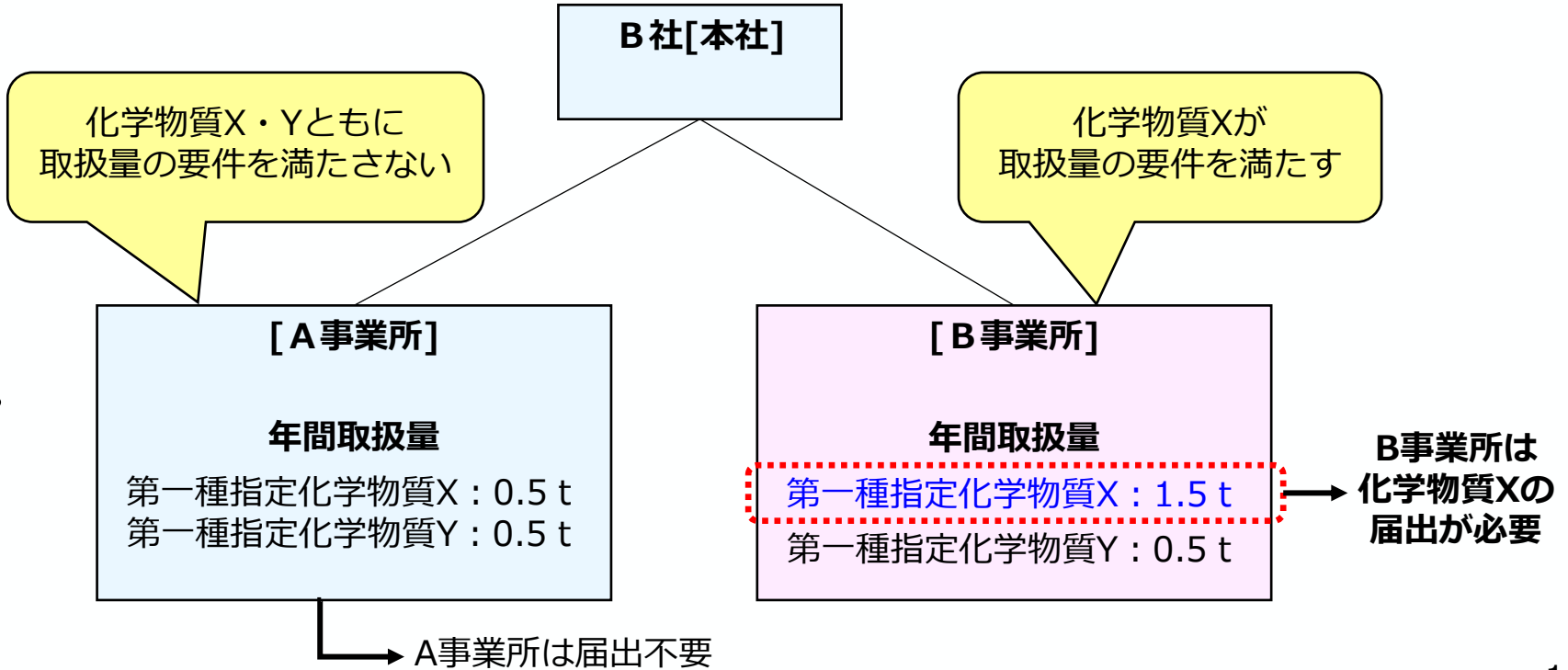


年間取扱量の要件

	基準値
第一種指定化学物質	1 t 以上
特定第一種指定化学物質	0.5 t 以上

考え方

事業所ごと・物質ごとに判断



※図は業種・従業員数とも届出要件を満たすとす

取扱量（使用量）の把握が必要な製品

- 第一種指定化学物質を含む製品を「使用」する場合、例外的に把握しなくてもよい製品あり。

Q7

把握対象となる製品

PRTR対象物質を含み（第一種指定化学物質1質量%以上又は特定第一種指定化学物質0.1質量%以上）、以下のいずれにも該当しない製品は、含有するPRTR対象物質の取扱量を把握することが必要。

- ① 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ② 指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ③ 主として一般消費者の生活用の製品
- ④ 再生資源

Q7

例

[使用する製品]

PRTR対象物質であるクロム、ニッケル、マンガンを、それぞれ基準割合以上含有するステンレス鋼又はその製品

固体以外の状態等にならない

[A社]

購入したステンレス鋼のボルトを、部品として使用。

届出不要

[B社]

ステンレス鋼でできた板を溶接により接合し、別の製品を製造。

取扱量（※）が基準値以上の場合、届出が必要

一部でも固体以外の状態等になる

Q5

※取扱量は母材に含まれる全体量で判断。
（溶接により溶融した部分だけではない）

Q6

PRTR届出の手引き・排出量等算出マニュアル

- PRTR届出方法については、「PRTR届出の手引き」にまとめられています。「届出の前に」は必ずお読みください。PRTR届出の流れ、電子・磁気・書面届出のやり方及び注意事項等がわかります。
- 第一種指定化学物質の排出量・移動量の算出の基本的考え方等を示したマニュアルとして、「PRTR排出量等算出マニュアル」がございます。

PRTR届出って
どうやってやるの？

届出対象かな？
いつまでに何を？

電子・磁気・書面
どれで出そう？

PRTR届出の手引き

～届出書の作成・提出の方法について～

この手引きは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づくPRTRの届出に関して、届出書の作成方法や提出方法を解説したものです。各事業者の管理におかれましては、この手引きをご利用いただき、正しく届出を行っていただきますようお願いいたします。

PRTRの届出期間は毎年4月1日から6月30日までとなっております。お早めの届出及び電子での届出にご協力ください。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日となります。

2025年 3月

経済産業省・環境省

PRTR 排出量等算出マニュアル

第 5.2 版

第 I 部 基本編

令和 7 年 3 月

経済産業省・環境省

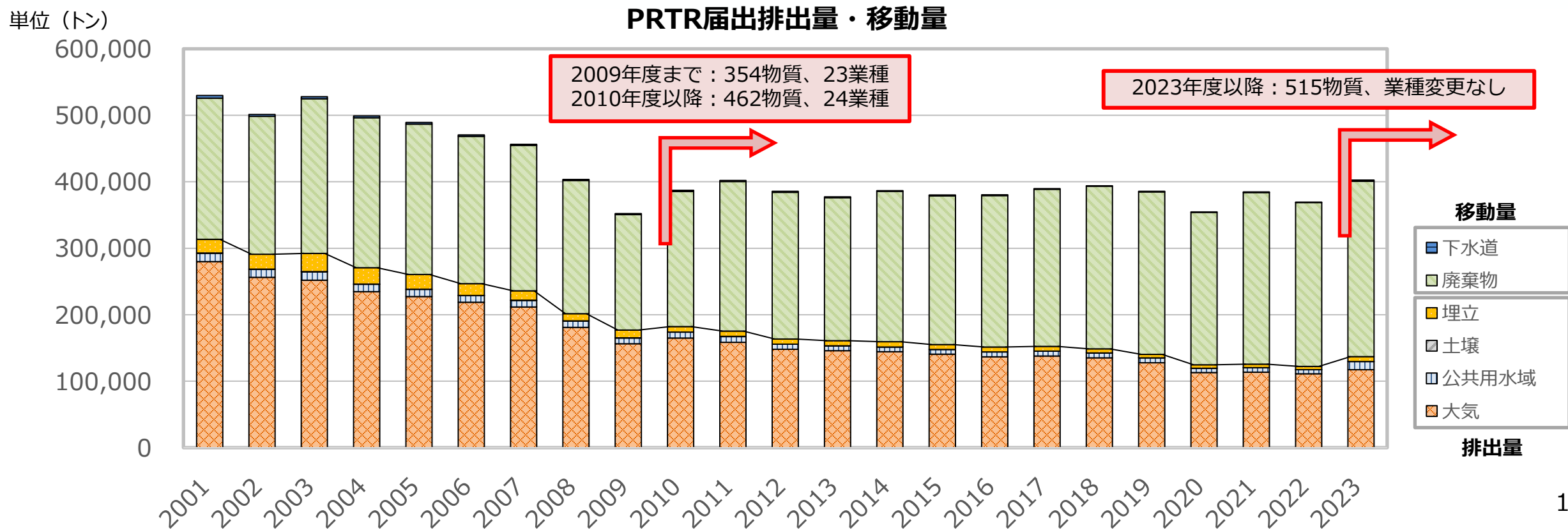
PRTR届出に取り組む
意義って何だろう？

対象物質の年間取扱
量の算出方法は？

排出量・移動量って
どうやって出すの？

(参考1) PRTR届出排出量・移動量の公表

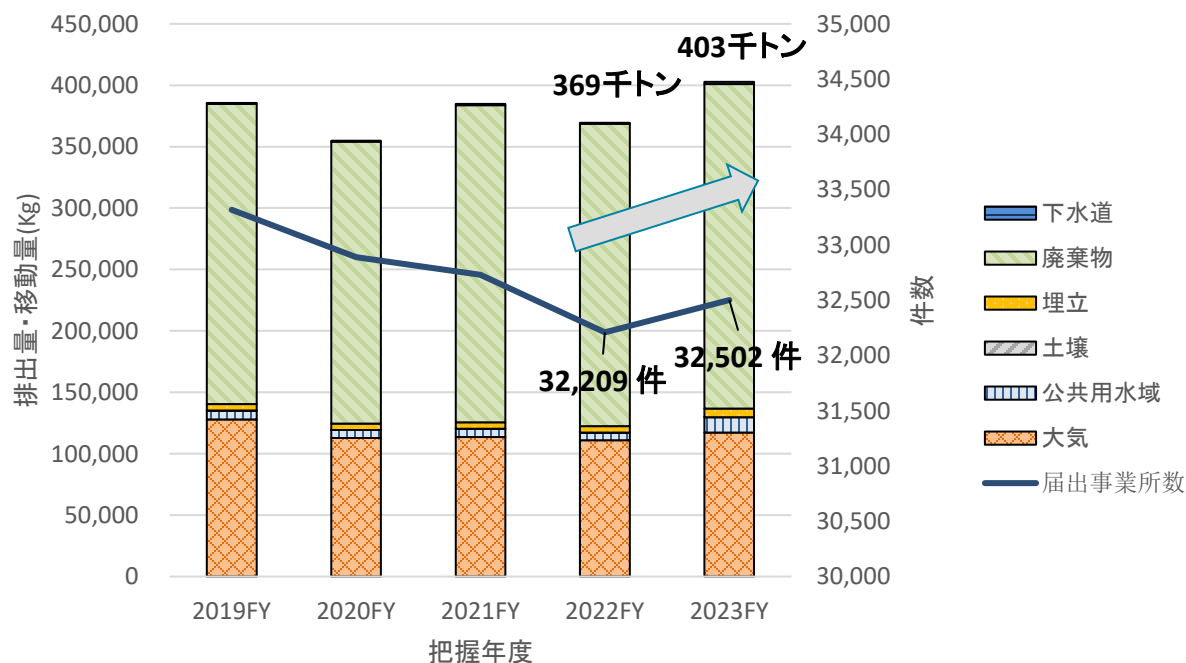
- 2023年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、403千トン。**
 - 排出量 137千トン – 移動量 266千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、202千トンと推計。



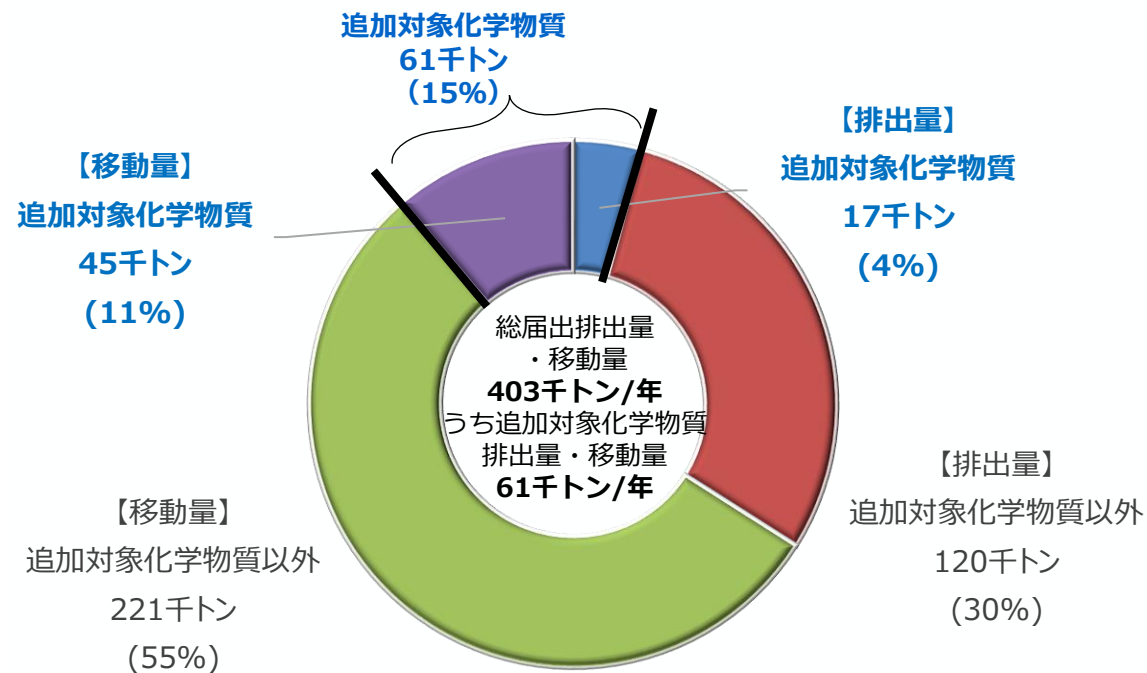
(参考2) PRTR届出状況の比較と傾向

- 届出件数は、2019年度以降減少傾向にあったが、**2023年度は微増し32,502事業所**。
- 2023年度から新たに追加された第一種指定化学物質（以下「追加対象化学物質」）196物質の内、**2023年度は186物質の届出**があった。
- **追加対象化学物質の届出排出量・移動量は、61千トン**（総届出排出量・移動量の15%）。

過去5年間の届出件数及び排出量・移動量の経年変化



総届出排出量・移動量に占める追加対象化学物質



【参考】化管法に関する情報

経済産業省化管法のPRTR関連ページ

【PRTR等に関するQ & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

【対象化学物質】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html

【対象業種】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

【PRTR届出、誤解しやすい15のポイント】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/point.html

【PRTRけんさくん】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html

【届出の手引き】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

【排出量等算出マニュアル】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html

【PRTR公表資料】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

お問い合わせフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

ご清聴ありがとうございました

経済産業省 化学物質管理 **検索**

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課
化学物質管理法令の詳細等については、当課HPをご覧ください。

化学物質管理課HP

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

nite

P R T R届出にあたっての留意点

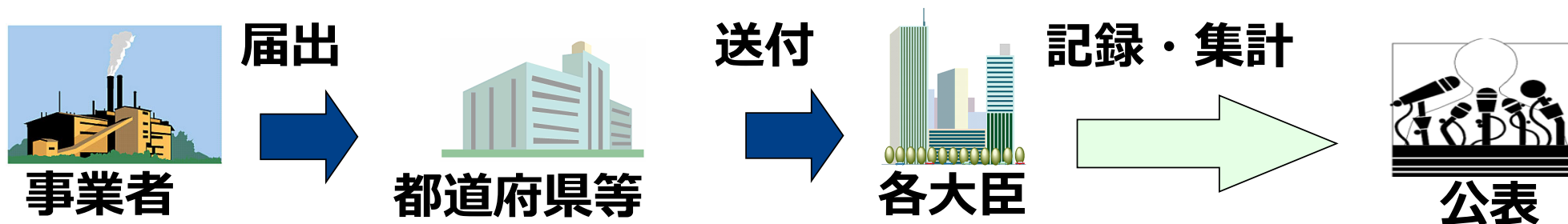
化学物質管理セミナー2025

令和7年12月19日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

目次

1. PRTR届出書提出の概要
2. 届出書確認のポイント
3. 電子届出のメリット
4. NITEホームページによる情報提供



- 把握期間 前年4月1日から1年間
- 届出期間 4月1日から6月30日まで
- 届出方法 電子届出、磁気届出、書面届出
- 対象物質 第一種指定化学物質**515物質**
(特定第一種指定化学物質**23物質**含む)
- 届出要件 届出対象となる条件
①業種 ②事業者規模 ③年間取扱量又は特別要件施設

第一種指定化学物質：515物質

人健康や生態系への有害性（ハザード）とばく露の可能性に着目して選定

特定第一種指定化学物質※：23物質

※第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

※製品中含有率の要件、年間取扱量の要件が異なるので注意

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性
- ・オゾン層破壊物質
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性

ばく露の可能性

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

①～③の要件すべてに該当する事業所は届出が必要

事業者単位

① **対象業種：24業種（事業者としての業種）**

- 施行令第3条で指定されている24業種に該当

（金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、自動車卸売業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業・・・）

② **事業者規模：常用雇用者数21人以上（事業者として）**

- 事業者全体の雇用者数であり、事業所単位ではない。

③ **年間取扱量：年間取扱量が1トン以上の事業所**

- 特定第一種指定化学物質は0.5トン以上
- 把握年度の年間取扱量（製造量+使用量）を対象

又は

特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所

- 年間取扱量要件を満たしていなくても届出が必要

（下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設）

事業所単位

取扱量（使用量）の把握が必要な製品

- 第一種指定化学物質を含む製品を「使用」する場合、例外的に把握しなくてもよい製品あり。

PRTR対象物質を含み（第一種指定化学物質 1 質量%以上又は特定第一種指定化学物質0.1質量%以上）、以下のいずれにも該当しない製品は、含有するPRTR対象物質の取扱量を把握することが必要。

- ① 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ② 指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ③ 主として一般消費者の生活用の製品
- ④ 再生資源

例外的に把握をしなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

届出の種類

- **排出量等届出**：事業所別対象物質毎の排出量と移動量に関する届出等
- **電子情報処理組織使用届出**：PRTR届出システムを使って電子届出するための事前登録

【排出量等届出】

- ✓ 届出・・・事業所からの排出量、移動量等を届出
- ✓ 変更届出・・・一度提出した届出の内容を変更
- ✓ 取下げ願い・・・一度提出した届出を取下げ



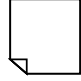
※2物質以上届出をし、そのうち1物質を削除する場合は、「変更届出」を提出。
「取下げ願い」ではありません。

【電子情報処理組織使用届出】

- ✓ 使用届出・・・電子届出するために必要な事前情報登録
- ✓ 変更届出・・・使用届出時に登録された情報の内容を変更
- ✓ 廃止届出・・・電子届出用アカウントの削除

※廃止届出が受理されると過去の届出の閲覧ができなくなります。提出する際は要注意です。

排出量・移動量届出の種類別・媒体別の提出書等

	電子 	磁気 	書面 
届出	書類なし (システム上で届出)	<ul style="list-style-type: none"> 磁気ディスク提出票 届出ファイル 	<ul style="list-style-type: none"> 届出書
変更届出		<ul style="list-style-type: none"> 磁気ディスク提出票 磁気ディスク内容変更依頼書 変更届出ファイル [・ 磁気ディスク内容変更依頼書]	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書 変更後の届出書一式 [・ 変更届出書 ・ 修正のある本紙（別紙）のみ]
取下げ願い		<ul style="list-style-type: none"> 取下げ願い（書面にて提出） 	<ul style="list-style-type: none"> 取下げ願い（書面にて提出）
※届出に関する自治体からの照会	登録された電子メールアドレス宛に届出システムを確認して欲しい旨の通知あり (システム上で照会・回答)	自治体から電話または電子メールにより連絡	自治体から電話または電子メールにより連絡

[] : [] 内の書類に代えることが可能

届出システムから届出書を印刷できます。また、届出する前の一時保存や印刷も可能です。

届出書等の提出先の確認

提出先は、事業所が存在する自治体となります。以下のサイトからご確認ください。

○経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/prtr_mado.html

中央省庁および都道府県PRTR担当窓口

[<<インフォメーションのトップへ戻る](#)

※都道府県等によっては出先機関を受付窓口としている場合がありますので下記のPRTR担当窓口にお問い合わせください。

- 中央省庁PRTR担当窓口 (PDF形式: 59KB)
- 都道府県等のPRTR担当窓口 (PDF形式: 261KB)
- 都道府県等のPRTR届出書提出窓口 (PDF形式: 725KB)**

お問合せ先

産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

お問い合わせは、[こちらのメールフォーム](#)からご連絡ください。
ご理解、ご協力の程、何卒よろしくお願いたします。

参考リンク

- 化管法サイトマップ

○環境省「インフォメーション広場」

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html#madoguchi>

「PRTR届出の手引き」をPDF化したものです。
届出書の記入や届出方法、資料等を掲載しています。

[ページの先頭へ](#)

届出書提出窓口

PRTR制度の届出手続きを提出する全国の窓口です。

- 都道府県市町村 届出書提出窓口 PDF**

[ページの先頭へ](#)

お問合せ先

お問合せ先

- 都道府県市町村 窓口 PDF**
※事業所が存在する市町村に窓口がある場合はそちらにご連絡ください。市町村に窓口がない場合は都道府県の窓口にお問い合わせください。
- 環境省 環境保健部化学物質安全課PRTR担当

TEL: 03-3581-3351 (内線6358)

03-5521-8259

e-mail: ehs@env.go.jp

- 経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課化学物質リスク評価室

TEL: 03-3501-1511 (内線3691)

03-3501-0080

目次

1. PRTR届出書提出の概要

2. 届出書確認のポイント

3. 電子届出のメリット

4. NITEホームページによる情報提供

電子届出の事前準備 ~使用届出書の書き方~ nite

様式第4 (第12条関係) 電子情報処理組織使用届出書 令和7年5月1日

東京都知事 殿

届出者 (ふりがな) どうきょうとちまくだくかずみがせき
 住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-2-2
 (ふりがな) かずみがせきかぶしがいいしゃ
 氏名 霞ヶ関株式会社
 だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たろう
 代表取締役社長 環境 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏名	けいせい たまき
	部署	経製環 西原工場 化学物質管理課
	電話番号	03-x x x x-x x x x
	電子メールアドレス	kei_01@kanri-ka.co.jp
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の名称	にしはらこうじょう 西原工場
所在地	〒151-0066 東京 都 道 渋谷 市 区 府 県 町 村
(ふりがな)	にしはら 西原2丁目49-10

備考 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次表を使用すること。
 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 3 ※の欄には、記載しないこと。
 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。



事業所の名称	住所	所在地

←様式の2枚目 (1枚目に入らない場合に使用)

届出書情報が、本社情報であるか確認してください。

- ・住所が登記上または本社所在地となっていますか。
(事業所情報と同じ場合には必ず確認してください)
- ・氏名欄が登記上の法人名称、代表者の役職名、氏名となっていますか。
- ・代理人を立てる場合は届出者の下に役職名と氏名を記載してください。
※代理人は化学物質の管理・責任を有する方です
(工場長等)。

メールアドレスが判読できるか確認してください。

- ・文字がつぶれていないですか
 - ・判別をしにくい文字は、ふりがなの記載をお願いします。
- (ハイフン) _ (アンダーバー)
 0 (ゼロ) 0 (オー)
 1 (イチ) | (エル)

同じ自治体のなかに複数の事業所が存在する場合は、様式の2枚目以降を順次追加してください。

※当該年度に初めて電子届出をする場合は、**6月15日頃までに使用届出書を自治体へ提出してください。**
(排出量等届出は6月30日が切です)

電子届出の事前準備 ～使用届出書登録情報～ nite

使用届出書が自治体で処理されると、自治体から使用届出書登録情報が送付されます。

電子情報処理組織使用届出書登録情報

届出日：
令和7年5月21日

受付番号：
CE250521143466

届出者：
ナイト株式会社
代表取締役社長 内藤 一郎

担当者：
リスク管理 内藤 次郎

TEL 03-0000-0000

Mail xxxxx@xxx.co.jp

通信方式：
インターネット方式

識別番号（ユーザID）：
c1351609

暗証番号（初期パスワード）：
NqAhAzdv

本登録情報は、紛失や漏えいを防ぐため、厳重に管理してください。
また、ユーザID等がわからなくなった場合は、自治体へ再発行の依頼をしてください。

PRTR 届出システム

ユーザID
パスワード

実行 キャンセル

パスワードを忘れた場合、またはユーザIDがロックされている場合は [こちら](#)

- ユーザID・パスワードは半角文字で入力してください。なお、ユーザID・パスワードは大文字小文字を区別します。
- ログインした状態で約2時間操作がない場合、自動的にログアウトします。
- パスワードを忘れた方は、「こちら」リンクよりパスワードの再発行を行ってください。
- ログアウトはブラウザの「X」ボタンではなく「ログアウト」ボタンをクリックしてください。
- ブラウザの「戻る」ボタン及び「進む」ボタンは使用しないでください。
- 本システムは、Javascript 及び Cookie を使用します。
- ブラウザの文字コード(エンコード)は「Unicode (UTF-8)」に設定してください。
- JIS第1・第2水準以外の文字は入力しないでください。
- 本システムは、印刷等にAdobe社のAdobe Readerを利用しています。お持ちでない方は下のアイコンをクリックすると、Adobe Readerダウンロードサイトへジャンプします。

Get ADOBE® READER®

PRTR届出システムでは、サーバ証明書によりシステムの実在性を証明するとともに、SSL暗号化通信による高度なセキュリティで届出情報を保護しています。

使用届出書登録情報に変更がある場合

事業者・事業所情報、代表者や担当者の変更は、届出システムで使用届出の変更届出を提出します（登録された情報は、排出量等届出へ反映されます）。

ログインユーザ：外務
PRTR 届出システム
前回ログイン日時：
現在日付：2025年11月

メニュー

- 1. 排出量等届出管理
 - 1-1. 排出量等届出
 - 1-2. ファイル・帳票出力
- 2. 使用届出管理
 - 2-1. 登録情報変更（担当者、事業者情報等の変更）
 - 2-2. ユーザの削除（廃止届出）
- 3. メール管理
 - 3-1. メール受取・パスワード設定
- 4. その他
 - 4-1. 操作説明書
 - 4-2. 操作デモ

使用届出が未提出である自治体へ事業所を追加する場合は [こちら](#)

全選択 選択解除 登録情報の変更 戻る

選択	受付日	変更日	受付番号	届出先	届出種別	処理状況	照会	職権訂正	印刷
<input checked="" type="checkbox"/>	2025/09/18		UE250918143531	沖縄県知事	使用届出	届出済			印刷
<input checked="" type="checkbox"/>	2025/09/05	2025/09/05	CE250905143529	東京都知事	使用届出変更届出	自治体受理完了			印刷

入力内容確認画面へ 保留 届出削除 キャンセル

<登録情報：届出情報>

変更日 2025 年 11 月 21 日

届出先 東京都知事 沖縄県知事

<登録情報：届出者情報> 入力例 最新の排出量等届出情報を反映 元に戻す

(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 100 - 0013 【必須】 住所検索
	(ふりがな)	とうきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	ちよだく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	千代田区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	かすみがせき1ちょうめ (全角かな) 【必須】
町域名以下	霞が関1丁目2番3号 (全角) 【必須】	

形式確認

- 届出書の書式、必須項目が記載されている（空欄なし）などの確認

内容確認

- 業種、物質、数値、区分（大気、水域など）の妥当性の確認

届出書書式確認 ~PRTR届出様式の変更~

- 2024年度から新様式での届出に変更
- 事業者の「法人番号」及び担当者の「電子メールアドレス」の記入欄を追加（本紙）、
「第一種指定化学物質の管理番号」に変更（別紙）

電子届出は、自動的に新様式が反映されており、旧様式の心配をする必要なし。

電子届出及び作成支援システムの場合は、管理番号・物質名称が選択できます。

様式第1（第5条関係） 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 令和7年4月25日

本紙

別紙番号 001

旧様式

法人番号なし

メールアドレスなし

電話番号 090-999-0000

第一種指定化学物質の名称 水溶性化合物

第一種指定化学物質の番号 001

単位 kg

排出量

イ 大気への排出 0.0

ロ 公共用水域への排出 0.0

ハ 当該事業所における土地への排出（二以外） 0.0

ニ 当該事業所における埋立処分 0.0

移動量

イ 下水道への移動 0.0

ロ 当該事業所の外への移動（イ以外） 0.0

当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類

01 脱水・乾燥 04 中和
02 焼却・溶融 05 凝結・圧縮
03 高水分離 06 最終処分

別紙

様式第1（第5条関係） 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 令和7年4月1日

本紙

法人番号

メールアドレス

管理番号

別紙番号 001

新様式

電子届出及び作成支援システムの場合は、管理番号・物質名称が選択できます。

第一種指定化学物質の名称 イソプロピルアルコール

第一種指定化学物質の番号 243

単位 kg

排出量

イ 大気への排出 0.00000050

ロ 公共用水域への排出 0.00000023

ハ 当該事業所における土地への排出（二以外） 0.0000000050

ニ 当該事業所における埋立処分 0.0

移動量

イ 下水道への移動 0.000000010

ロ 当該事業所の外への移動（イ以外） 0.0

当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類

01 脱水・乾燥 04 中和
02 焼却・溶融 05 凝結・圧縮
03 高水分離 06 最終処分

別紙

形式確認① ～本紙～

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

令和××年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者
住所 〒
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第9条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	事業所の名称		
事業所の所在地	都道府県	市区町村	
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業種コード	
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～	のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有	2. 無
担当者 (問い合わせ先)	部署		
	氏名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

事業者と事業所の区別が重要

- **提出日**：空欄になっていないか
- **届出者住所**：事業所の住所を記載していないか
大口郵便番号は使用できません。
(主に***-85**の番号)
- **届出者名称**：事業所の名称を記載していないか
- **届出先大臣**：業種に対応した大臣になっていない
(業種により大臣が異なる)
- **事業者名称**：事業所の名称を記載していないか
- **法人番号**：空欄になっていないか
- **郵便番号**：大口郵便番号は使用できません。
(主に***-85**の番号)
- **従業員数**：空欄になっていないか
(事業者全体の従業員数ではなく、事業所の従業員数を記載してください)
- **業種コード**：業種名と業種コードが異なっていないか
- **別紙枚数**：別紙の枚数(物質数)と一致しているか
- **法第6条請求**：事前に事業所管大臣から許可を得る必要があります。
- **メールアドレス**：空欄になっていないか

空欄等の不備がないことを確認する

※ 受理日、整理番号は自治体の担当者が記入しますので、事業者においては記載不要です。

形式確認② ～別紙～

● 特別要件施設を除き、**年間取扱量が1トン**（特定第一種指定化学物質は0.5トン）未満の物質は届出不要

● 別紙番号：対象物質の管理番号の順番になっているか

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の管理番号	単位	kg mg-TEQ (*付録類の場合)
排出量	イ 大気への排出		
	ロ 公共用水域への排出		排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）		
	ニ 当該事業所における埋立処分		埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動		移動先の下水道終末処理施設の名称
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）		
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分
	廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可））		01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 プラスチック・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 紙くず 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 焼くず 18 その他
※整理番号			

● 物質名称、管理番号：名称と番号が一致しているか

● 排出量が「0.0」以外の場合、排出先の名称が空欄になっていないか、また、リストにない河川名を記載していないか

● 下水道移動量が「0.0」以外の場合、移動先の名称が空欄になっていないか、また、リストにない名称を記載していないか

● 製品や有価物は、廃棄物としての移動量に含まないが、含まれていないか

● 廃棄物移動量が「0.0」以外の場合、廃棄物の処理方法及び廃棄物の種類の両方に○が記載されているか

※整理番号は自治体で記入しますので、事業者は記載不要です。

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質については、当該別名）を記載すること。
 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。
 5 管理番号は、「PRTR届出の手引き」を参考とすること。
 6 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 7 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 8 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 9 ※の欄には、記載しないこと。
 10 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

★排出量・移動量の有効数字★

排出量・移動量は有効数字2桁※で記入してください。
 ※有効数字とは、位取りを示すだけの0を除いた数字
 <参考>
 PRTR排出量等算出マニュアル 第I部 基本編 I-68
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/r6_haishutsu_sanshutsu_manual/1.pdf

よくある間違い①

～事業者情報の時点差異に関する留意点～

事業所の名称が提出日時点になっている。(特に書面届出が多い)

※本項目（「前回の届出における名称」は除く。）は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。
 ※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。

<事業所の概要>

(ふりがな)	えーかぶしきがいしゃ	(全角かな)【必須】
事業者の名称 (前年4/1時点)	A株式会社	(全角)【必須】
法人番号 (前年4/1時点)	7410002005998	(全角)【必須】 ※未入力の場合は確認事項の入力が必須となります。
前回の届出における名称		(全角)
(ふりがな)	えーにじぎょうしょ	(全角かな)【必須】
事業所の名称 (前年4/1時点)	A2事業所	(全角)【必須】
前回の届出における名称		(全角)
事業所所在地 (前年4/1時点)	郵便番号	〒 350 - 0853 (半角数字)【必須】 住所検索 ※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限りません。(大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)
	(ふりがな)	さいたまけん かわごえし しろしたまち (全角かな)【必須】
事業所所在地	埼玉県 川越市▼【必須】 住所検索 城下町△丁目△番△号 (全角)【必須】	

システムからできます！

電子届出の場合……

使用届出情報の変更手続きを適切に行っていれば、作成時に自動的に正しい情報が反映される。

よくある間違い② ～郵便番号～

~~〒150-8010 ⇒ 人口事業所個別番号~~

PRTRの届出には使えません！

渋谷区役所

東京都渋谷区宇田川町1-1

〒150-0042 ⇒ (住所に対応した) 郵便番号

よくある間違い③

～法人番号～

nite

法人番号は、法人と一部の団体に対し日本の国税庁が指定する13桁の識別番号です（会社の法人番号は、商業登記の会社法人等番号12桁の左側に1桁のチェックディジットを付加したもの）。

国税庁の法人番号公表サイトで検索することが可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



このサイトでは、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報を検索することができます。
基本3情報とは、1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号のことを指します。
また、ダウンロード機能やWeb-API機能により、データを取得することもできます。

● [ご利用方法\(検索・閲覧、ダウンロード機能\)について](#)

※ NITEホームページ <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html> からアクセスできます。

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。

※法人番号は [国税庁 法人番号公表サイト](#) で検索いただいた法人番号を記載ください。

ログイン

対象物質、区分（大気、水域など）、数値、業種、届出物質の過不足、異常値等の確認を行う。

- ✓ 届出物質が足りないのでは？
- ✓ この数値は異常に多く／少ないか？
- ✓ 取扱量と間違えていないか？
- ✓ 届出不要の物質が含まれていないか？
- ✓ 別の区分を忘れていないか？

前年度の比較から届出物質の過不足、数値の異常等の確認を行う。

- ✓ 前年度と比較して、届出物質が大きく入れ替わっている
 - 物質番号または物質名の記載ミス
 - 違う事業所の届出と間違えている
 - 物質の選択ミス（電子届出・磁気届出が多い）
- ✓ 前年度と比較して、数値が大幅に増大または減少している
 - 取扱量を届出している
 - 計算ミス
 - 単位を間違えている

(参考) 届出の排出量算出にあたって

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイントを紹介しておりますので、内容確認の際にご参考ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000146007.pdf>

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント<令和7年度版>

化管法PRTR届出における業種や排出・移動量算出に関して、主にご確認頂きたい**12のポイント**をまとめました。

①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。

第一種指定化学物質は**515物質**となりました。[ガソリン等に含まれる成分](#)についても確認してください。

②昨年度と同じ業種を選択していますか。

原則、昨年度と同じ業種を選択してください。業種の確認は[日本標準産業分類\(平成5年10月改定\)](#)を参照してください。なお、「**その他の製造業(3400)**」は貴金属や楽器、玩具等の製品を製造する事業所に該当します。

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

取扱量の記入、単位・桁の違い等ありませんか。

④物質の届出漏れはありませんか。

工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。

⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。
(例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など)

⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。

[金属化合物等](#)は[元素換算](#)で算出してください。

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

高沸点化合物や金属の排出先が**大気**になっていませんか。
難水溶性物質の排出先が**公共用水域**になっていませんか。

⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。

貯蔵タンクやガソリン等のタンクからの排出は[PRTR排出量等算出マニュアル](#)や[石油連盟のHP](#)を参照してください。

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、[PRTR排出量等算出マニュアル](#)を参照してください。

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。

⑪特別要件施設に該当しますか。

焼却炉など廃棄物処理施設を有している場合は、[特別要件施設](#)に該当するか確認してください。

⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。

下水道終末処理施設や廃棄物処理施設、鉱山保安法で定める施設等を有する場合は[届出物質](#)を確認してください。

お問合せ先：PRTR サポートセンター(email: support_prtr@nite.go.jp TEL:03-5465-1681 (9:00~17:00))

目次

1. PRTR届出書提出の概要
2. 届出書確認のポイント
3. 電子届出のメリット
4. NITEホームページによる情報提供

電子届出のメリット① ～書面届出との比較～

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

電子届出のメリット② ～入力項目の削減～

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』等が入っているので**作成がとても簡単!**

<届出者>

住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】	住所検索
	(ふりがな)	とうきょうと (全角かな) 【必須】	※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)
	都道府県名	東京都 【必須】	
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】	
	市区町村名	渋谷区 【必須】	
	(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】	
	町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】	
(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】		
氏名 (法人にあつては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】		
(ふりがな)	りじちよう (全角かな) 【必須】		
氏名 (法人にあつては代表者の役職)	理事長 (全角) 【必須】		
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ (全角かな) 【必須】		
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	長谷川 史彦 (全角) 【必須】		

<代理人>

(ふりがな)		(全角かな)
役職		(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります(工場長等)。
(ふりがな)		(全角かな)
氏名		(全角)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。

※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。

<事業所の概要>

(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつつきばんきこう (全角かな) 【必須】
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



電子届出のメリット③ ～昨年度公表データとの比較～nite

昨年度の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・（昨年度の値より約1000倍の数値を入力した場合）

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント (事業者)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？</div>
---------------------	---

例えば・・・（誤って取扱量を入力してしまった場合）

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント (事業者)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！</div>
---------------------	---

問題なし 画面上で修正 一時保存

電子届出のメリット④ ～入力漏れ防止機能～

• APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

<input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動 (イ以外) 当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	10	(半角数字) 【必須】
	廃棄物の処理方法 (複数選択可)	
	<input type="checkbox"/> 01 脱水・乾燥 <input type="checkbox"/> 02 焼却・熔融 <input type="checkbox"/> 03 油水分離	<input type="checkbox"/> 04 中和 <input type="checkbox"/> 05 破碎・圧縮 <input type="checkbox"/> 06 最終処分
	<input type="checkbox"/> 07 その他	
廃棄物の種類 (複数選択可)		
<input type="checkbox"/> 01 燃え殻 <input type="checkbox"/> 02 汚泥 <input type="checkbox"/> 03 廃油 <input type="checkbox"/> 04 廃酸 <input type="checkbox"/> 05 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 07 紙くず <input type="checkbox"/> 08 木くず <input type="checkbox"/> 09 繊維くず	<input type="checkbox"/> 10 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 11 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 12 ゴムくず <input type="checkbox"/> 13 金属くず <input type="checkbox"/> 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 15 鉱さい <input type="checkbox"/> 16 がれき類 <input type="checkbox"/> 17 ばいじん <input type="checkbox"/> 18 その他	

電子届出は、入力漏れがあるとエラーが出て、先へすすめません。正しく届出書作成ができます。

入力漏れの書面届出を提出した...

もう一度届出書一式を作成し提出となるかもしれません!?



電子届出のメリット⑤ ～燃料小売業向け算出機能～

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力 > 排出量算出

【HTD50001：燃料小売業向けの排出量算出】

- 本画面の算出方法は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。他の算出方法（燃焼器具の燃料等）には使えません。
- 【使用方法】
 - ①受入量、給油量をそれぞれ入力します。
※ペーパー回収設備を設置している場合は、「有」を選択してください。
 - ②「排出量を算出する」ボタンをクリックすると、算出結果が表示されます。
 - ③「算出結果から別紙を作成する」ボタンをクリックすると、届出が必要な物質のPRTR届出書（別紙）を作成して前画面へ戻ります。
※算出結果に表示されている物質と同じ物質の別紙が既に存在する場合、当該物質の別紙は上書きされます。
- 「キャンセル」ボタンをクリックすると、編集した内容を破棄して、前画面に戻ります。

油種	受入時 ※単位は キロリットル です		給油時 ※単位は キロリットル です	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	10 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	10 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	5 kl/年度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	5 kl/年度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
灯油	30 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	30 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

排出量を算出する 入力情報をクリア キャンセル

燃料小売業の事業者においては、油種別の受入量等を入力するだけで排出量を算出できます！

製油所・油槽所・給油所におけるPRTR排出量・移動量算出マニュアルの掲載について
<https://www.paj.gr.jp/news/888>

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)			合計排出量 ※ (別紙 [(イ)大気への排出] 欄に記入する数値)	届出の要・不要	合計取扱量 (t/年度)
	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	灯油			
053 エチルベンゼン	0.0088	0	0	0.0088	別紙不要	0.075
080 キシレン	0.031	0.00225	0.00003	0.03328	別紙不要	0.7359
300 トルエン	0.67	0.01725	0	0.68725		2.1918
392 ノルマルヘキサン	0.198	0.051	0	0.249	別紙不要	0.2193
400 ベンゼン	0.057	0.004425	0	0.061425	別紙不要	0.07065

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

算出結果から別紙を作成する キャンセル

電子届出のメリット⑥ ～お知らせ登録・メモ機能～ nite



今年度は取扱量が少なかったため、**届出は不要**。
でも、届出しないのは不安だな……。どうしよう……。
都道府県等(国)には届出不要の連絡したいけど。

その悩み・・・ **電子届出なら解決できます！**

都道府県等（国）からの
問合せも減ります！

(例)

- ① 排出量等増加の理由
- ② 事業者名称の変更等（合併等）
- ③ 届出不要の理由（工場休止等）

内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪
こちらに登録した内容は、届出先には表示されないのが安心です。

いいね！

電子届出のメリット⑦ ～照会・回答機能～

-----Original Message-----
From: info_prtr@nite.go.jp <info_prtr@nite.go.jp>
Sent: [REDACTED]
To: [REDACTED]
Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ（排出量等届出－照会）

令和 2 年 9 月 3 日

[REDACTED] 株式会社
[REDACTED] 様

[REDACTED] 市から以下の化管法第 5 条第 2 項に係る届出について照会があります。
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号： [REDACTED]
事業所名： [REDACTED]

届出書 (整理番号: E1123206-00001-00)
2011年04月13日 17:19 閲覧済 → A株式会社 照会

対象	項目名	項目内容	照会内容
全体	全体		事業所の概要欄は2010年4月1日時点での情報となります。事業所の所在地が前年度と異なります。前年度：福生町△丁目△今年度：小泉西町△丁目△番号。移転、もしくは住所表記の変更があったのでしょうか。
別紙	別紙全体		昨年度から公共用水域への排出のお届けはゼロになっています。廃棄物を出さないプロセスにでも改善されたのでしょうか。ご確認ください。

添付ファイル：
◆上記の照会に対して、以下の処理を選択してください。
理由【変更不要の場合入力必須】

添付ファイル： [参照] ファイルが選択されていません。
[変更不要] [変更届出] [取り消し] [キャンセル]

デフォルトでメール設定されているので、都道府県等から照会があれば**すぐに**通知が届き、照会内容もシステムから**すぐに**確認ができ、**すぐに**回答ができる。

一方、書面届出の場合・・・



○×反応が考えられるから廃棄物は
△□！？
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答するのが難しいケースもある。

PRTR制度 ～電子届出の操作方法～

YouTube動画

電子届出の操作方法を動画でわかりやすく説明しています。

PRTR電子届出の操作方法（再生リスト）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWQUOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jzS>



- 1 PRTR電子届出の操作方法 (入門編)
NITE official • 2250 回視聴 • 1 年前
15:43
- 2 PRTR電子届出の操作方法 (実例編)
NITE official • 1402 回視聴 • 1 年前
25:30
- 3 PRTR電子届出の操作方法 (改訂編)
NITE official • 906 回視聴 • 1 年前
25:30
- 4 PRTR届出システムがリニューアル
NITE official • 241 回視聴 • 2 週間前
10:35

YouTube



※届出システムの改修により、変更している点があります。

目次

1. PRTR届出書提出の概要
2. 届出書確認のポイント
3. 電子届出のメリット
4. NITEホームページによる情報提供

PRTR制度（届出関連）

～HP～

nite

PRTR制度の届出関連については、以下のURLからご参照いただけます。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>

PRTR制度(届出関連)

届出対象事業者の判定

▶ 届出対象事業者の判定

フロー図から排出量・移動量の届出の要・不要が判定できます。

①

▶ ページトップへ

対象物質に関する情報

②

③

▶ PRTR制度対象物質

PRTR制度の対象となる化学物質(第一種指定化学物質)に関するページです。

▶ 排出量等算出方法

- 排出量等の算出方法及び算出手法の概要
- 排出量等算出マニュアル
- 燃料小売業の排出量算出
- 業種別マニュアル

化管法に基づく届出に関する情報

④

▶ 届出方法

- 電子情報処理組織を使用した届出(電子届出)
- 書面による届出
- 磁気ディスクによる届出

▶ 届出作成支援

- PRTR届出作成支援システム
- PRTR届出作成支援プログラム

⑤

▶ 届出に関するQ&A

- PRTR制度FAQ
- 電子届出関連FAQ

▶ 参考資料

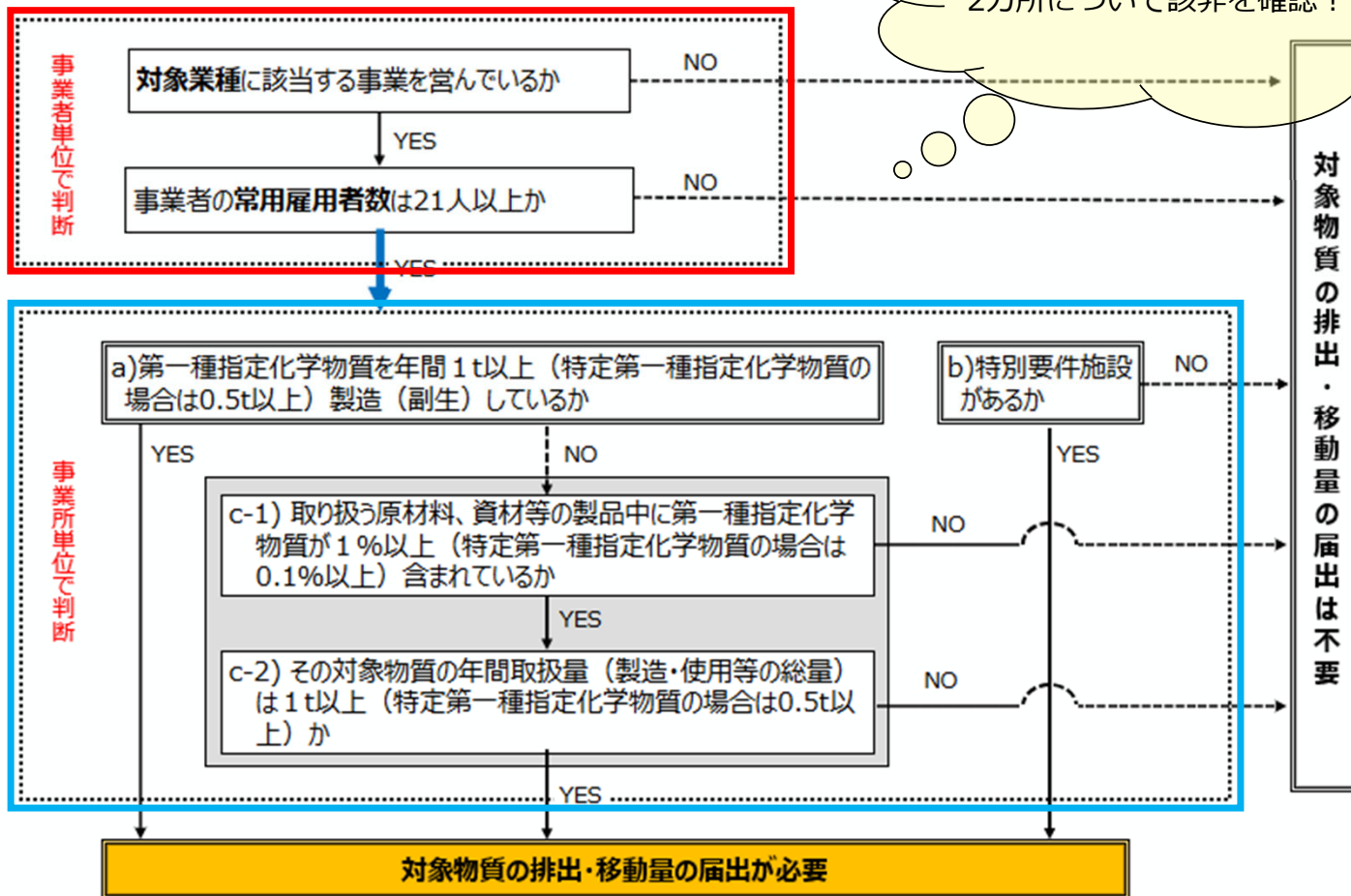
- PRTR届出の手引き
- 公共用水域の名称
- 下水道終末処理施設の名称
- 都道府県等PRTR担当窓口一覧
- 業種コード・届出先一覧

PRTR制度（届出関連）

～HP～

～①届出対象事業者の判定～

PRTR対象事業者の判定方法



<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/judg.html>

PRTR制度（届出関連）

～HP～

nite

～②PRTR制度対象物質～

NEW!

PRTR制度 PRTR対象物質

PRTR対象物質とは、PRTR制度に基づき、排出量等の届出を行う際、対象となる化学物質のことをいいます。法律に定める第一種指定化学物質がそれに該当します。

第一種指定化学物質一覧表（令和3（2021）年10月20日公布）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和3（2021）年10月20日に公布され、対象物質が令和5（2023）年4月1日から変更されました。改正後の施行令における第一種指定化学物質等に関する情報は、[こちら](#)に記載しております。

化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）

化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）

PRTR制度等の対象となる化学物質に関する物理的・化学的

化管法対象物質の一覧表として、NITE-CHRIPの検索結果画面が表示できるようになりました！

化管法対象物質（令和3（2021）年10月20日公布）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和3（2021）年10月20日に公布され、対象物質が令和5（2023）年4月1日から変更しました。

物質リストについては以下をご参照ください。なお、経済産業省のHPでも対象物質の変遷が[こちら](#)に記載されています。

○ 第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト（確認済みのCAS登録番号取載）について

確認済みのCAS登録番号のリストは、以下の化管法対象物質リスト（NITE-CHRIP）から確認できますので、ご活用ください。

化管法対象物質リスト

※Excel形式でのダウンロードは[こちら](#)【Excel：777KB】。

（ ） 化管法対象物質リスト【英語版】

NITE-CHRIP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

CHRIP_ID及びCAS RNによる表示

化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）

No.	一般名称・CHRIP_ID	一般名称・CAS RN	一般名称・物質名称	化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）；管理番号	化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）；分類	化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）；政令番号	化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）；政令名称	化管法（令和5年度以降の届出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）；備考
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド	411	特定第一種	1-464	ホルムアルデヒド	
2	C004-778-87A	51-03-6	5-(2-[2-(2-メチルオキシメチル)エトキシ]メチル)-6-プロピル-1,3-ジメチルシロキサン	809	第二種	2-112	5-(2-[2-(2-メチルオキシメチル)エトキシ]メチル)-6-プロピル-1,3-ジメチルシロキサン	
3	C004-702-84A	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	201	第一種	1-228	2,4-ジニトロフェノール	
4	C004-713-90A	52-68-6	シメチリン-2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルエーテル	225	第一種	1-254	シメチリン-2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルエーテル	
5	C005-286-81A	54-64-8	ナトリウムエタノール（2-エタノール）	237	第一種	1-272	水銀及びその化合物	排出量、取替番号は水銀に換算して算出すること。
6	C004-719-81A	55-38-9	チオリン酸O-ジメチル-0-[3-メチル-4-(メチルオキシ)フェニル]	252	第一種	1-290	チオリン酸O-ジメチル-0-[3-メチル-4-(メチルオキシ)フェニル]	
7	C004-709-99A	55-68-5	(ニトラト-kO)（フェニル）水銀	237	第一種	1-272	水銀及びその化合物	排出量、取替番号は水銀に換算して算出すること。

従来通り、Excel形式でもご確認いただけます。

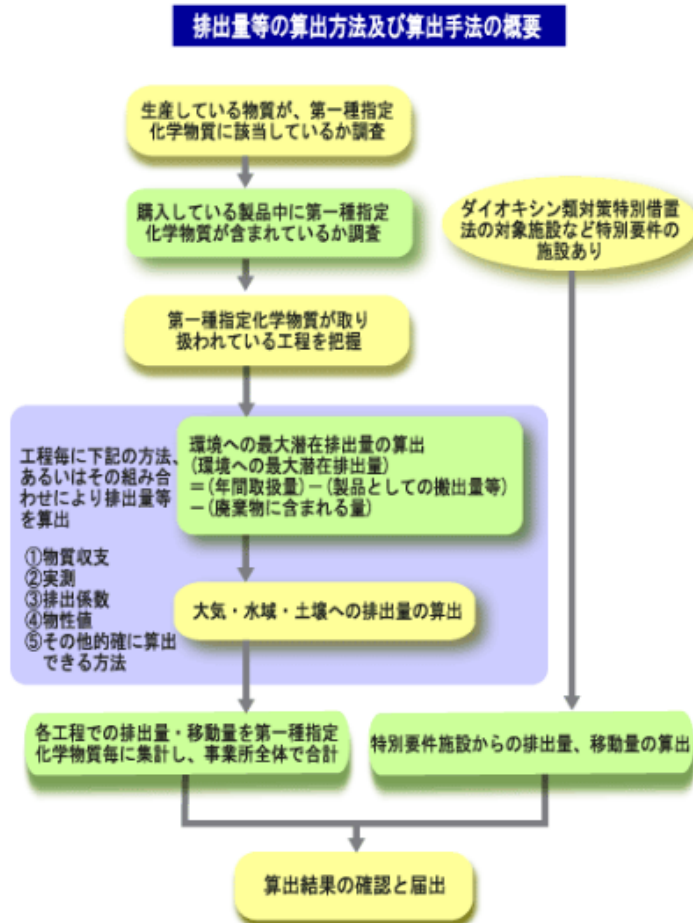
PRTR制度（届出関連）

～HP～

nite

～③PRTR排出量算出方法～

排出量等の算出方法及び算出手法の概要



排出量等算出の詳細（取扱量の考え方等）については、PRTR排出量等算出マニュアルをご参照ください。

PRTR排出量等算出マニュアル(第5.2版) [経済産業省][環境省] 2025/03

- PRTR排出量等算出マニュアル(第5.2版) [\(経済産業省のページリンク\)](#)
本マニュアルは、経済産業省と環境省が令和7年3月に合同で改訂したもので、事業者の方々が化学物質の環境中への排出量等を把握する際の参考として用いていただくことを目的としています。

[ページトップへ](#)

燃料小売業の排出量算出

排出量算出

ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合は、こちらで排出量を計算できます。

※他の算出方法(燃焼器具の燃料等)には使えません。

なお、詳細については[石油連盟のHP](#) [\(リンク\)](#)をご確認ください。

PRTR届出システムにも組み込まれています！

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/calc.html>

PRTR制度（届出関連） ～HP～

～④届出方法～

届出方法に応じて選択

届出方法

事業者が都道府県等へ化学物質の排出量、移動量の届出を行う場合、次の3つの方法がありますが、便利な電子届出がおすすめです。

▶ 電子情報処理組織を使用した届出（電子届出）【推奨】

インターネットを利用し、オンラインで届出を行うことができます。
なお、ユーザID・パスワード発行のため、事前届出（書面）が必要となります。

▶ 書面による届出

都道府県等の窓口へ直接届出書を提出するか、郵送で届出を行う方法です。

▶ 磁気ディスクによる届出

都道府県等の窓口へ直接届出ファイルを提出するか、郵送で届出を行う方法です。

参考

届出システムへのログインは、化管法関連情報のTOPページからもアクセス可能です。

化管法関連情報

View this page in English



https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

PRTR制度 電子情報処理組織を使用した届出（電子届出）

電子情報処理組織を使用した届出（電子届出）では、インターネット回線を利用し、オンラインで届出を行うことができます。

なお、ユーザID・初期パスワード発行のため、事前届出が必要となります。下段の『電子届出が初めての方へ』をご覧ください。

メンテナンス日時などを
随時お知らせ

お知らせ

- ▶ 2025年11月13日 システムメンテナンスのため、
 - ・2025年11月20日（木） 18:00～20:00（予定）
 - ・2025年11月24日（月・祝） 10:00～16:00（予定）において、PRTR届出システムを停止致します。
ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしく御願い致します。
※作業の進捗よくにより作業終了時間は前後致します。

- ▶ 2025年4月1日 2025年度PRTR届出の受付を開始致しました。

- ▶ 2023年4月1日 PRTR届出システムを改修しました。主な改修内容は[こちらのページ](#)の動画をご覧ください。

- ▶ 2022年4月19日 2022年度届出からクライアント証明書が不要となりました。
クライアント証明書はインストール済みの状態でもシステムをご利用いただけます。

使用届出書等掲載画面に遷移

電子届出が初めての方へ

▶ 電子届出が初めての方へ

電子届出をはじめするための事前手続について掲載されています。
(初めて電子届出を提出するときは、提出先自治体に、事前届出（書面）が必要です。)

※ ページトップへ

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。
※法人番号は [国税庁 法人番号公表サイト](#) で検索いただいた法人番号を記載ください。

ログイン

PRTR制度（届出関連）

～HP～

nite

～④届出方法～

排出量等の電子届出（インターネット方式）

電子届出は、以下のログインボタンからPRTR届出システムにログインして届出書を作成し、届出を行います。
※法人番号は[こちら](#)で検索いただいた法人番号を記載ください。

ログイン

【PRTR届出システムチャットボット】

PRTR届出システム（電子届出）の操作に関するよくある質問にチャットボットが対応しています。

PRTR届出システムチャットボット

電子届出に関する参考情報

▶ ログインできないご担当者様へ

ログインできない場合の解決方法です。
うまくログインできない場合は、こちらの方法をお試しください。

▶ 操作

PRTR
(簡易)

PRTR届出期間中は、

「PRTR届出システムチャットボット」
もご利用いただけます。

こんにちは。
こちらは「PRTR 届出システム」の[操作方法](#)に関連するご質問を専門としたチャットボットです。

【使い方】
会話口調で質問をしてください。単語のみの質問は、うまく答えられないかもしれません。
例：○「電子届出を始めたい」 × 「届出」

・以下の内容は本チャットボットの専門ではございませんので、それぞれのリンクからご参照くださいますようお願いいたします。

届出が必要か知りたい場合...[こちら](#)

対象物質に関する質問...[こちら](#)

算出方法に関する質問...[こちら](#)

PRTR制度FAQ...[こちら](#)

パスワードがあっているのにログインできない、ボタンが反応しない、システムエラーが表示されるといった場合には、ブラウザのキャッシュのクリアをお試しください。

質問を入力してください。 質問


PRTR制度（届出関連）

～HP～

nite

～⑤届出に関するQ&A～

PRTR制度FAQ-PRTR届出に関するもの

届出の排出量算出にあたって、ご確認頂きたいポイントをまとめましたので、参考にしてください。
また、以下のFAQに記載のあるPRTR排出量等算出マニュアルは、[\(令和7年3月版\)](#) を参照してください。
上記マニュアルは、化管法施行令、化管法施行規則等の改正に伴い、修正が行われており、当FAQもその対応や修正、補足等を行い更新しました。
令和5年度以降把握、令和6年度以降届出に関しては[こちらの「対象化学物質について」](#)を参照下さい。

FAQのカテゴリー

- PRTR届出に関するもの
- PRTR届出の対象業種・事業所の範囲に関するもの
- PRTR届出の常時使用する従業員の数に関するもの
- PRTR対象物質に関するもの
- PRTR届出に係る取扱量の把握に関するもの
- 排出量・移動量の算出に関するもの
- 特別要件施設に関するもの

PRTR届出に関するもの

PRTR届出が必要な要件


- Q1. PRTR届出をしなければならないのはどのような事業者ですか。
A1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）施行令（政令）では、以下の3つの要件をすべて満たす事業者は、該当する事業所ごとに、毎年度、対象物質ごとの排出量・移動量を把握し、主務大臣に届け出ることとなっています。

よくある質問（インターネット方式）

特に多いお問い合わせ

- 「ページが表示できません」と表示される
- ユーザID・パスワードが一致しない
- 算出した数値の入力方法がわからない
- 届出の入力方法を教えてほしい
- ログインを失敗したらロックがかかってしまった
- 提出した届出の内容を変更したい

初めて電子届出をされる方

- パソコンの準備
- 事前届出の提出 

事業者・事業所情報について

- 担当者が変わる場合はどうしたらいいですか？
- 事業者・事業所の情報を変更したい
- 事業者・事業所の変更がうまくいかない

ログインについて

- ログインできない
- ユーザID・パスワードがわからない
- ログインページがわからない
- 届出に使用するパソコンを変更したい

電子メールについて

- 受理についての電子メール
- 職権訂正についての電子メール
- 照会についての電子メール
- その他の電子メールや受信ができないとき

届出書の作成について

届出書の提出後について

- ◆ P R T R届出システム、P R T R届出作成支援システムに関する問い合わせ
『P R T Rシステムサポート』

E-mail info_prtr@nite.go.jp

TEL 03-5465-1683

(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

AIチャットボット
PRTR届出システムに関する
ご質問に回答します。

届出期間中は、AI
チャットボット
(24時間対応)も
利用可能です。

- ◆ P R T R届出物質、届出要件、排出量算出方法等に関する問い合わせ
『P R T Rサポートセンター』

E-mail support_prtr@nite.go.jp

TEL 03-5465-1681

(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

- ◆ その他、排出量等届出の照会内容等に関する問い合わせ
『化学物質管理センターリスク管理課』

E-mail todokede_prtr@nite.go.jp

TEL 03-3481-1967

(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

(土日祝日及び5月1日は終日お休みとなります。)

PRTR届出の手引き

PRTR届出の手引き(METI/経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/tebiki2.html



文字サイズ変更 小 中 大



サイト内検索 検索 > 拡張検索

ホーム

経済産業省について

お知らせ

政策について

統計

申請・お問合せ

English

政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 化学物質管理 > 化学物質排出把握管理促進法 > PRTR制度 > 届出方法 > PRTR届出の手引き

印刷

PRTR届出の手引き

- PRTR制度トップ
- 対象化学物質
- 対象事業者
- 排出量等の算出方法
- 届出方法
- 集計結果の公表
- 開示請求
- 政省令等

「PRTR届出の手引き」は、本法に基づくPRTRの届出に関して、届出書の作成方法や提出方法を解説したものです。

届出書の作成・提出の方法について

令和7年3月
経済産業省・環境省

- 一括ダウンロード (PDF形式: 3,478KB)
- 表紙・目次 (PDF形式: 322KB)
- 1. 届出の前に (必ずお読みください) (PDF形式: 413KB)
- 2. 電子による届出について (PDF形式: 1,688KB)
 - 注) 届出ファイルは、ホームページから「電子届出システム」にログインし、届出画面から必要な項目を入力して作成してください。
 - 電子届出システム: [独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ](#)
- 3. 磁気ディスクによる届出について (PDF形式: 494KB)
 - 注) 磁気ディスクによる届出にあたり、以下のいずれかのシステムから届出書の電子ファイルを作成します。
 - PRTR届出作成支援システム: [独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページ](#)
 - PRTR排出量算出システム: [環境省のホームページ](#)

政策について

- 政策一覧
 - 経済産業
 - 対外経済
 - ものづくり/情報/流通・サービス
 - 中小企業・地域経済産業
 - エネルギー・環境
 - 安全・安心
- これまでの政策
- 審議会・研究会
- 白書・報告書
- 法令
- 予算・税制・財投
- 政策評価・技術評価
- 60秒解説

～ご清聴ありがとうございました～

化審法における化学物質のリスク評価

2025年12月

経済産業省産業保安・安全グループ

化学物質管理課化学物質安全室

内 容

- I. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価**
- II. 化審法スクリーニング評価・リスク評価に活用する届出情報**
- III. その他**

I. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

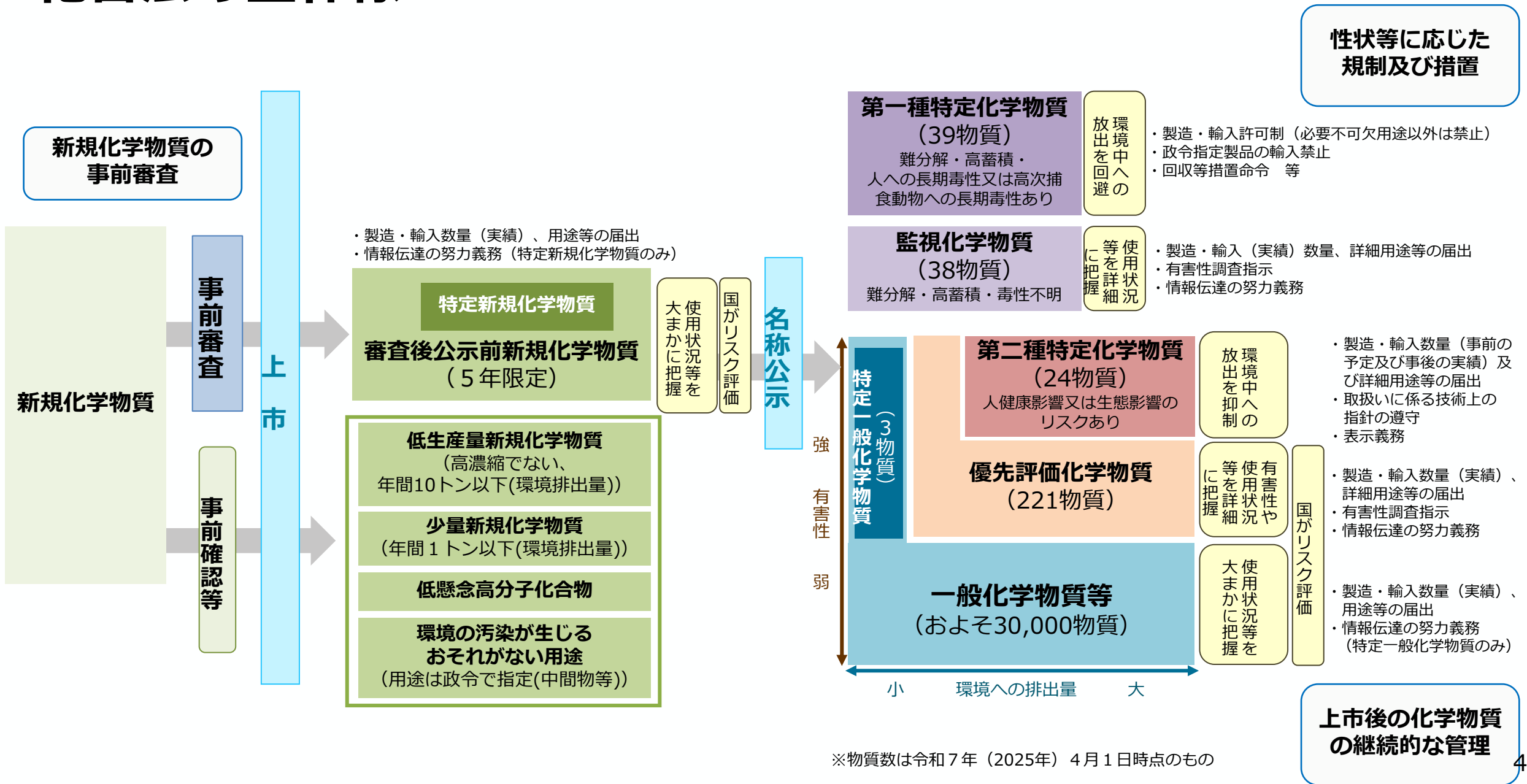
目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

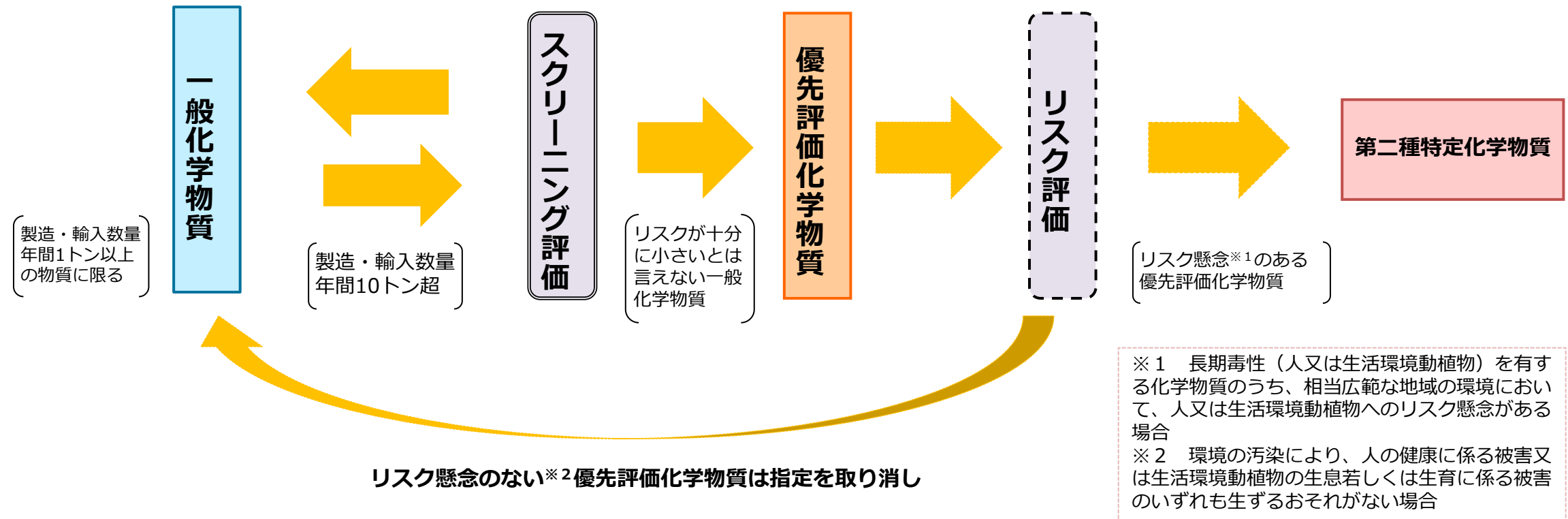
- **新規化学物質の事前審査**
→新たに製造・輸入される化学物質に対する**事前審査**制度
- **上市後の化学物質の継続的な管理措置**
→**製造・輸入数量の把握**（事後届出）、有害性情報の報告等に基づく**リスク評価・管理**
- **化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置**
→性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等の規制対象物質に指定（製造・輸入数量の把握、製造・輸入許可、使用制限等）

化審法の全体像



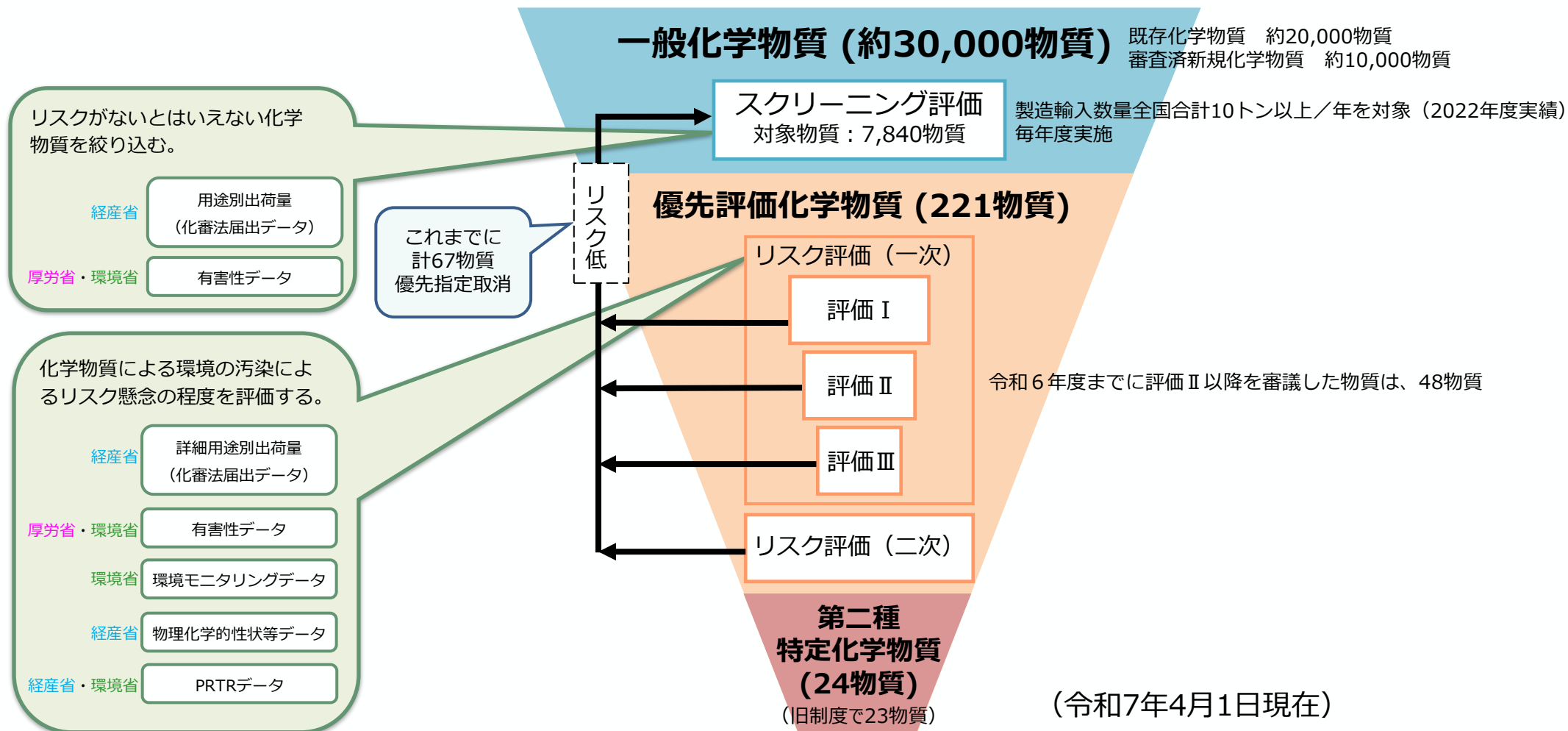
上市後の化学物質に対するリスク評価の全体像

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を行い、リスクが十分に小さいとは言えない物質を選定し、優先評価化学物質に指定。スクリーニング評価は毎年実施。
- 優先評価化学物質について段階的にリスク評価を実施し、長期毒性（人又は生活環境動植物）を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境において人又は生活環境動植物へのリスク懸念が認められる場合、第二種特定化学物質に指定（リスクの懸念がない場合は一般化学物質となる）。



化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を実施し、リスクが十分に低いと判断できないものを優先評価化学物質として指定。
- 優先評価化学物質に指定されたものについて、各種データを用いて詳細にリスクを評価。リスクありと評価された化学物質は、第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を推進。



スクリーニング評価

- 一般化学物質について、有害性クラス（有害性の強さ）及び暴露クラス（推計排出量の大きさ）を付与し、「優先度マトリックス」を用いてスクリーニング評価を行う。

【有害性クラスの設定】

- ・人健康：一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※
- ・生態：水生生物の生態毒性試験データ（藻類・甲殻類・魚類）に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

【暴露クラスの設定】（毎年更新）

- ・製造・輸入数量等の届出情報
 - ・分解性の判定結果
- から全国合計排出量を算出。

暴露クラス	全国合計排出量（推計）
クラス1	10,000 t 超
クラス2	1,000 t 超 10,000 t 以下
クラス3	100 t 超 1,000 t 以下
クラス4	10 t 超 100 t 以下
クラス5	1 t 超 10 t 以下
クラス外	1 t 以下

		有害性クラス					
		強	←→			弱	
		1	2	3	4	外	
暴露クラス	大	1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
		3	高	高	中	中	外
	小	4	高	中	中	低	外
		5	中	中	低	低	外
		外	外	外	外	外	外

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

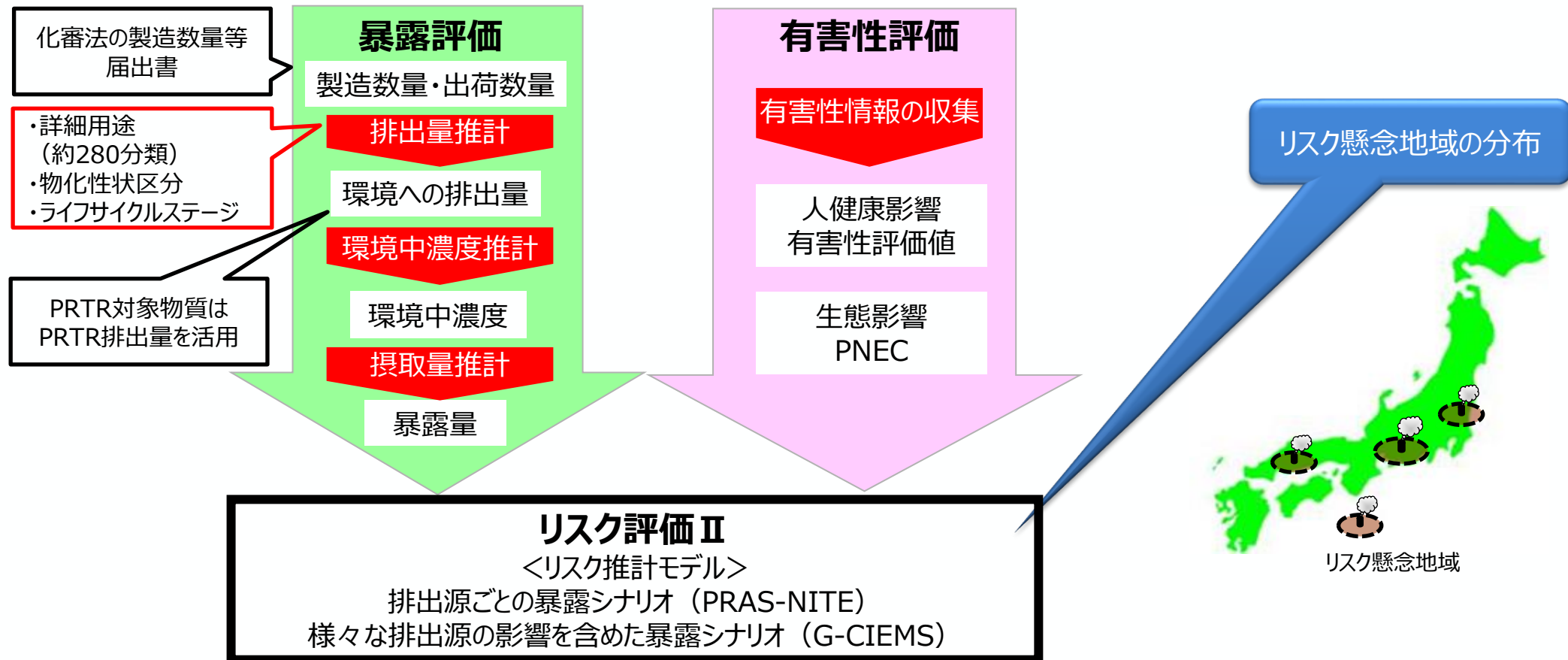
一般化学物質

優先度「中」は必要に応じてエキスパートジャッジで優先評価化学物質に指定

リスク評価（一次）評価Ⅱ

評価Ⅰで優先順位が高いとされた優先評価化学物質から順次、より詳細な情報に基づくリスク評価を実施する。

- 有害性評価：（人健康）経口・吸入経路を区別して精査
（生態）必要に応じて底生生物のPNECを導出
 - 暴露評価：用途等に応じた暴露シナリオや数理モデルによる評価を追加
- ⇒ **リスク評価：リスクが懸念される地域の分布状況や排出源に係る用途等をできる限り特定**



リスク評価書などのイメージ（3省合同審議会で審議）

リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるジクロロメタンの評価結果について
（人健康影響）

<評価結果及び今後の対応について>

○ジクロロメタン（別名塩化メチレン）について、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから一般毒性、生殖・発生毒性及び発がん性の有害性評価値を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報、PRTR 情報等に基づく予測環境中濃度の計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度及び摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、暴露濃度及び摂取量が有害性評価値を超えた地点は確認されなかった。また、製造・輸入数量の経年変化は、平成 23 年度以降やや減少傾向にあった。

○このことから、現在推計される暴露濃度では、ジクロロメタンによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○上記の結果及び生態影響においても優先評価化学物質相当ではないと判定されていることから、化審法第 11 条第 2 号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

○なお、この物質については、化学物質管理、大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取り組みを引き続き推進していくとともに、PRTR 排出量・環境モニタリングデータ等を注視していく。

○また、この物質については、数値モデルによって高濃度と推計された地点における環境中濃度が十分に把握されていないことに留意する必要がある。

（以上）

（案）

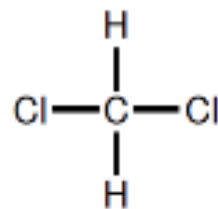
優先評価化学物質のリスク評価（一次）

人健康影響に係る評価Ⅱ

リスク評価書簡易版

ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

優先評価化学物質通し番号 7



平成 24 年 1 月

厚生労働省
経済産業省
環境省

（案）

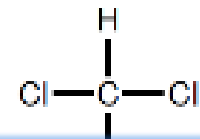
優先評価化学物質のリスク評価（一次）

人健康影響に係る評価Ⅱ

有害性情報の詳細資料

ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

優先評価化学物質通し番号 7



（案）

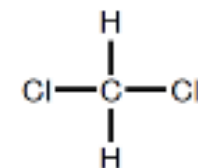
優先評価化学物質のリスク評価（一次）

人健康影響に係る評価Ⅱ

物理化学的性状等の評価資料

ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

優先評価化学物質通し番号 7



平成 26 年 1 月

経済産業省

優先評価化学物質のリスク評価ステータス

- 毎年度始めに、「優先評価化学物質のリスク評価ステータス」を公表している。

令和7年4月1日現在

通し 番号	優先評価化学物質の名称	人健康影響	生態影響	数量監視中	評価Ⅱ以降の 審議予定
		評価ステータス	評価ステータス		
1	二酸化炭素	評価Ⅱ段階 (二特非該当・追加情報収集)	評価Ⅱ段階 (二特非該当・追加情報収集)		2027FY以降 (追加情報の報告)
2	ヒドラジン	評価Ⅲ段階	評価Ⅲ段階		2027FY以降 (再審議)
3	n-ヘキサン	評価Ⅰ段階	評価Ⅱ段階		2027FY以降 (再審議)
4	1, 3-ブタジエン	評価Ⅱ段階 (二特非該当)	スクリーニング評価未実施		
5	イソブレン	評価Ⅰ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		
6	クロロメタン (別名塩化メチル)	評価Ⅰ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		
7	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	優先指定取消済み (リスク評価等)	-		
8	クロロホルム	評価Ⅰ段階	評価Ⅰ段階		
9	ブロモメタン (別名臭化メチル)	優先指定取消済み (数量監視)	優先指定取消済み (数量監視)		
10	クロロエタン	評価Ⅰ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		
11	1, 2-ジクロロエタン	評価Ⅱ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		2027FY以降 (再審議)
12	1, 2-ジクロロプロパン	優先指定取消済み (リスク評価等)	-		
13	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	優先指定取消済み (リスク評価等)	-		
14	1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D)	優先指定取消済み (数量監視)	優先指定取消済み (数量監視)		
15	メチルアミン	評価Ⅰ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		
16	ジメチルアミン	評価Ⅰ段階	評価Ⅰ段階		
17	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	評価Ⅱ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		2027FY以降 (再審議)
18	ニトロメタン	評価Ⅰ段階	優先評価化学物質非該当 (スクリーニング評価の結果)		
19	エチレンオキシド	評価Ⅲ段階	評価Ⅰ段階		2027FY以降 (再審議)

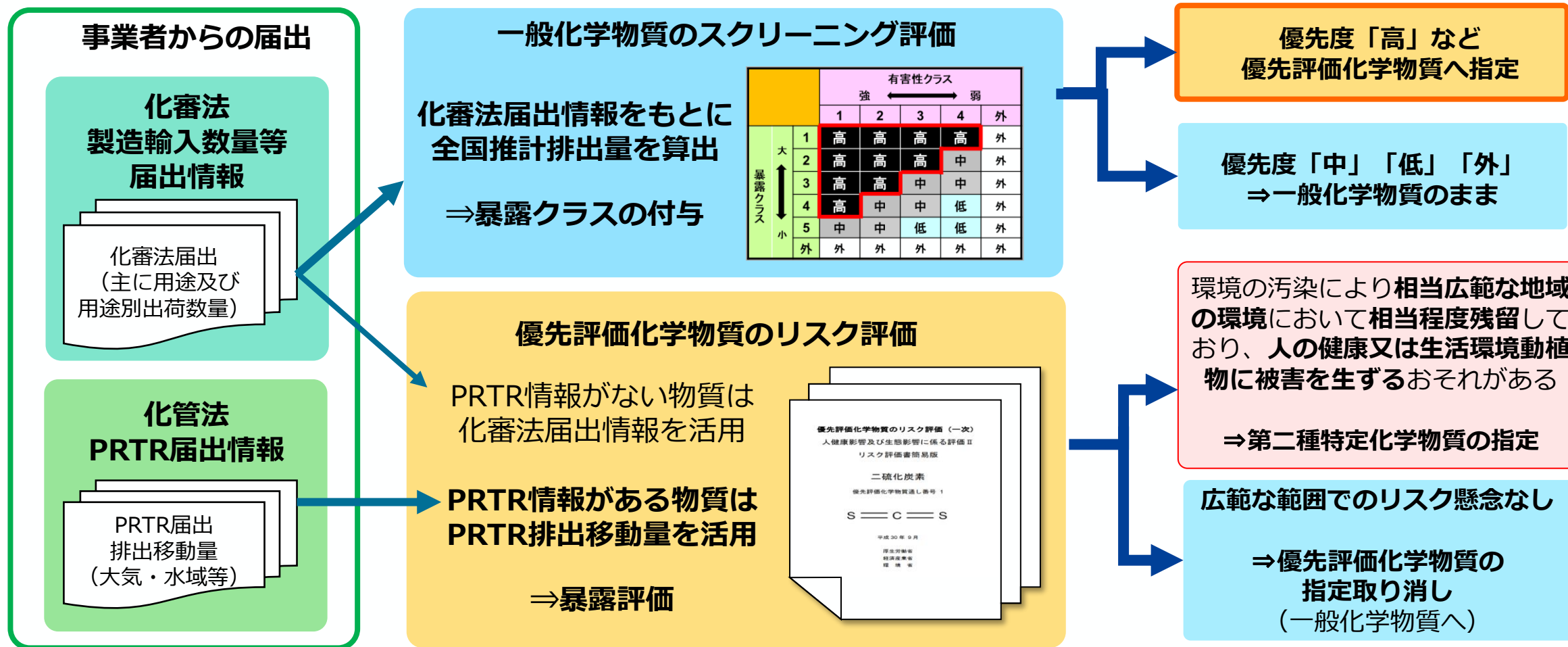
優先評価化学物質のリスク評価ステータス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pacs_riskassessment_status.pdf

Ⅱ. 化審法スクリーニング評価・リスク評価に 活用する届出情報

化審法スクリーニング評価・リスク評価に活用する届出情報

- 化審法スクリーニング評価・リスク評価における暴露評価では、化審法における製造輸入数量等の届出情報及び化管法におけるPRTR届出情報を活用。



化審法の製造輸入数量等届出（一般化学物質、優先評価化学物質） 用途の把握

- 化審法に基づき、一般化学物質、優先評価化学物質を毎年度一定数量以上製造・輸入した事業者より製造輸入実績数量等が届出され、その情報は化審法のスクリーニング評価・リスク評価に活用される。なお、出荷数量は用途分類別届け出られ、排出量推計に用いられる。

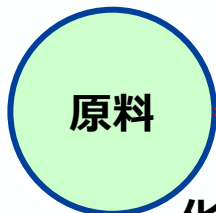
化学物質を他社へ出荷している場合には、**出荷先でどのように使われるのか把握しておくことが重要。**

- A社もB社も“まずは”一次出荷先において、出荷した化学物質がどのように使われるか確認する。
- 一次出荷先において、化学反応により別の化学物質になっている場合は、用途は、「中間物」（用途番号101）となる。
- 一次出荷先において、調合・小分けされ、製品の成分として使われている場合は、製品における用途を選択する。

製造の場合

A社

原料から
化学反応により化学物質Xを製造している



化学反応

化学物質
X

化学物質Xについて
「中間物」（用途番号101）で届出する

出荷

B社

化学物質Xから
化学反応により化学物質Yを製造している

化学反応

化学物質
Y

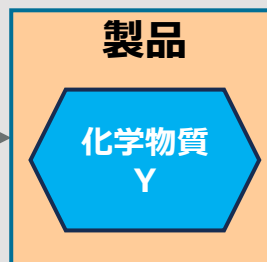
化学物質Yについて
C社の製品における用途を選択し届出する

出荷

C社

化学物質Yを成分とする「製品」を
調合・小分けにより製造している

化学反応を伴わない
調合・小分け



届出対象外

化審法の製造輸入数量等届出（一般化学物質、優先評価化学物質） 用途の把握

- 優先評価化学物質の届出においては、一般化学物質よりも詳細な用途の届出が必要となる。

一般化学物質用の用途分類（一部抜粋）

約50分類

用途番号	用途分類
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)

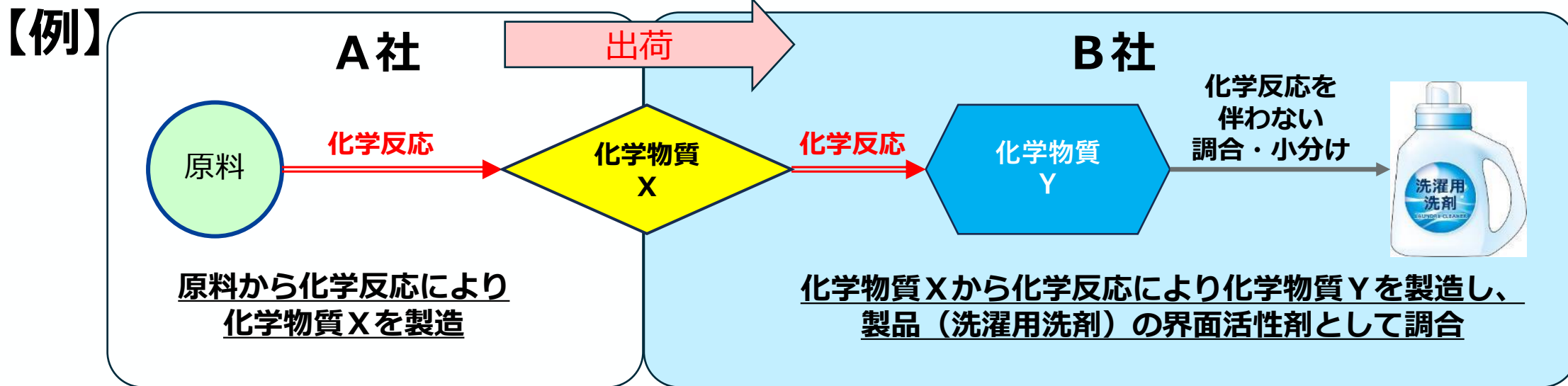
優先評価化学物質用の用途分類（一部抜粋）

約280分類

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	a	界面活性剤(石鹼・合成洗剤・ウインドウォッシャー液用)
		b	柔軟剤
		c	無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤
		d	ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等)
		e	香料
		z	その他
		114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)
b	乳化剤、分散剤		
z	その他		

化審法の製造輸入数量等届出（一般化学物質、優先評価化学物質） 用途の把握

- 届出用途のよくある間違いとして、届出物質そのものの用途ではなく、誤って最終的な製品の用途を記載してしまうケースがある。用途を間違えてしまうとスクリーニング評価やリスク評価においても過大評価や過小評価につながる。



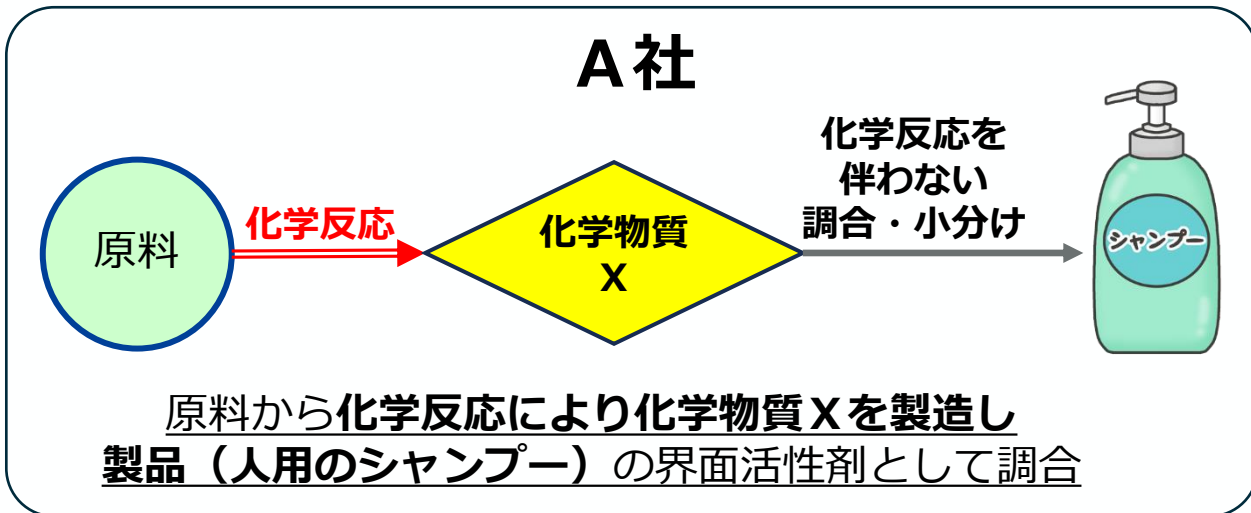
A社が化学物質 X について届出をする際の用途は、

#113「水系洗剤」

#101「中間物」

化審法の製造輸入数量等届出（一般化学物質、優先評価化学物質） 用途の把握

- 製造・輸入した化学物質の用途によっては化審法の対象外となる場合がある。（化審法第55条）



【化審法 第55条：規制の適用除外】

薬機法：医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品

食品衛生法：食品、添加物、容器包装、おもちゃ、台所用洗剤など

農薬取締法：農薬

肥料の品質の確保等に関する法律：普通肥料

飼料安全法：飼料、飼料添加物

※洗剤はその用途によって化審法対象となるものと、ならないものがある。

A社の化学物質Xについての化審法製造輸入数量届出は、

#113「家庭用水系洗剤」として製造輸入数量の届出を行った

化審法 第55条に基づき製造輸入数量の届出は不要である

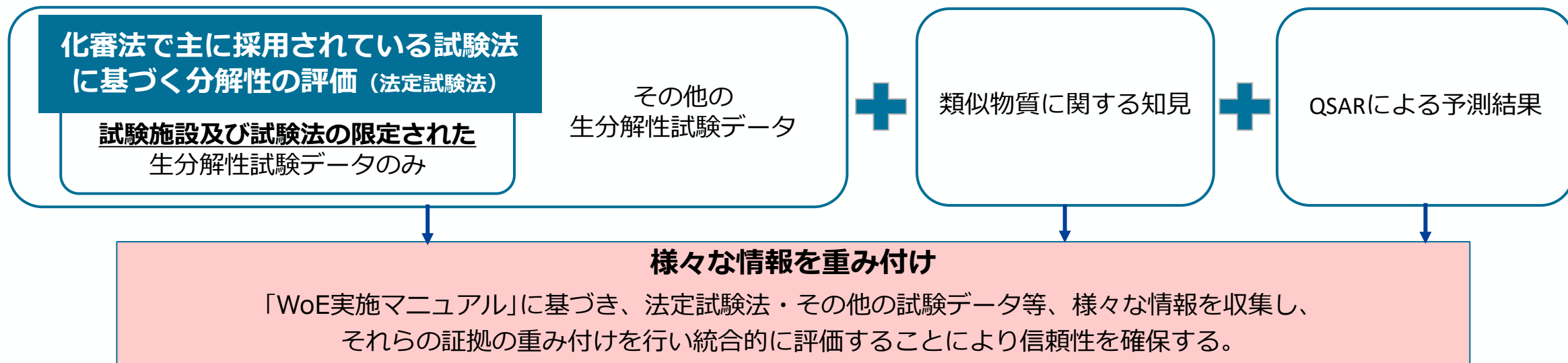
洗剤の種類	化審法の対象は○、対象外は×
身体用洗剤	×（薬機法の対象のため）
台所用洗剤	×（食品衛生法の対象のため）
衣類用や清掃用の洗剤	○（化審法の対象）

Ⅲ. その他

リスク評価に用いる生分解性評価のための ウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入

- スクリーニング評価・リスク評価に用いる生分解性評価のためのWoEを導入（令和7年1月）。
- これは化審法で主に採用されている試験法に基づく試験結果だけでなく、情報収集で得られた分解性に関する多様な情報（試験法及び試験施設による限定なし。QSARによる予測結果を含む。）も活用すべく、それらの**品質評価**を行った上で**情報を統合し、総合的な分解性評価**を実施するという考え方。今後も本評価手法に基づく分解性評価を実施していく。

スクリーニング評価・リスク評価のためのWoEを用いた分解性の評価



リスク評価に用いる生分解性評価のためのWoEの導入

- 生分解性評価のウェイト オブ エビデンスの実施にあたり、今後も、事業者の保有する情報も活用すべく、経済産業省ホームページに、①実施マニュアル、②それに基づくこれまでの評価結果、③事業者から特に情報提供いただきたい物質の一覧を経済産業省ホームページに掲載。



本文へ よくあるご質問 サイトマップ
文字サイズ変更 小 中 大
アクセシビリティ 障害支援ツール
サイト内検索 検索 拡張検索

- ホーム
- 経済産業省について
- お知らせ
- 政策について
- 統計
- 申請・お問合せ
- English

政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 化学物質管理 > 化学物質審査規制法 > インフォメーション > 化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価 > スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について



スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について

※積極的な情報提供いただきたい物質リストを掲載しました。(令和7年6月)

令和7年5月
産業保安・安全グループ
化学物質管理課 化学物質安全室

経済産業省では、令和7年1月より、化審法で主に採用されている試験法^[1]に基づく試験結果に加えて、分解性に関する多様な情報（生分解性試験データ、類似物質に関する知見及び(Q)SARによる予測結果等）を用いたWeight of Evidence^[2]（以下「WoE」という。）による総合的な分解性評価を導入しています。

WoEによる生分解性の評価では、分解性に関する多様な情報について、①品質評価（信頼性、関連性及び妥当性）及び、②情報の統合（情報の一貫性、証拠の強さ及び不確実性の解析）を行います。

これまで、経済産業省において収集した情報を中心に、WoEの導入に向けた検討及び評価を行ってまいりましたが、今後は、事業者からご報告いただいた情報についても、品質評価等を行った上で本評価において積極的に活用してまいります。

① 化審法リスク評価におけるWeight of Evidenceを用いた分解性の評価について (PDF形式: 1,007KB)

「化審法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル」について

WoEを用いた生分解性評価を実施するにあたり、「化審法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル」を策定しました。

当該マニュアルでは、WoEを導入した評価の透明性の向上を図るため、有用な情報源・ツール、標準的な評価の進め方、評価において考慮すべき観点等をまとめています。

② 化審法リスク評価における生分解性評価のためのWeight of Evidenceの実施マニュアル (PDF形式: 2,107KB)

＜積極的な情報提供を呼びかけている物質の一覧＞

優先評価化学物質

通し番号	物質名称
133	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
138	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)
151	アリル=ヘプタノアート
153	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアラמיד
179	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
185	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
187	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン
196	アリル=ヘキサノアート
205	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン
207	3-(1,3-ベンゾジオキソソル-5-イル)-2-メチルプロパノール
208	5-ヘプチルオキシラン-2-オン

優先評価化学物質の指定取消しを行った物質

指定時の通し番号	指定時の物質名称
99	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン
129	1,3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン
194	1,1,1,3,3,3-ヘキサメチルジシロキサン

有害性情報の報告について

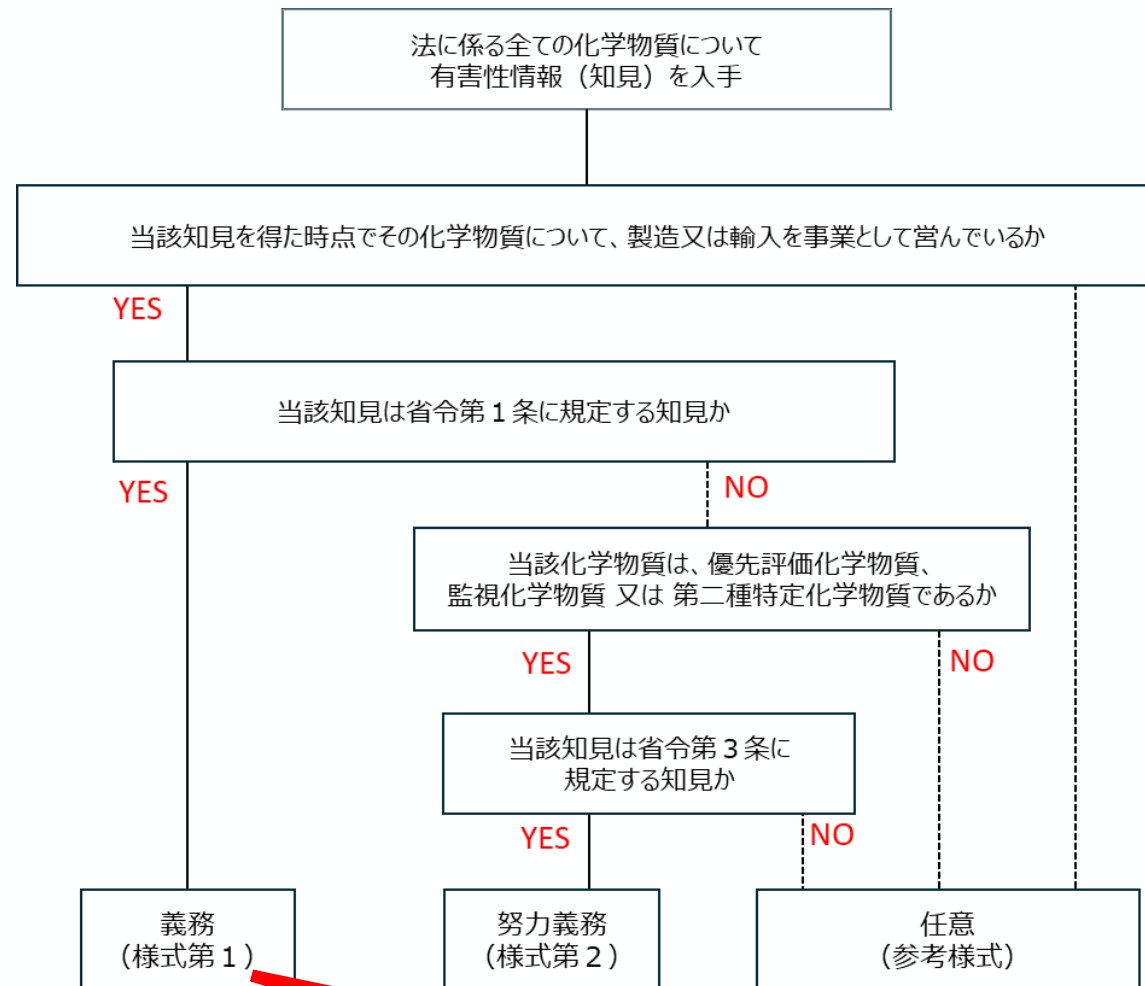
有害性情報報告の概要

- 平成16年4月より開始された制度。（法第41条）
- 国における化学物質の審査や点検に活用できるよう、**化学物質の製造又は輸入を行っている事業者は、その製造又は輸入した化学物質**に関し、難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性など、**一定の有害性を示す知見**を新たに入手した場合には、**当該知見を得た日から60日以内に国への報告義務がある。**（ただし、公知になっている情報については報告義務の対象から除外。）
- 第一種特定化学物質以外の「全ての化学物質（※）」が対象。
※新規化学物質（中間物等以外）も含む。

有害性情報の報告義務について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ksinhou/todoke/harmful_index.html

有害性情報報告のフロー



義務の場合、知見を得た日から**60日以内に提出が必要**

第二種特定化学物質の新たな指定（令和7年4月1日）

NPEの第二種特定化学物質指定に係る周知

- α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（NPE）を、令和7年4月1日より第二種特定化学物質に指定。
- 第二種特定化学物質の指定に伴う具体的な措置：
 - ① 事前の製造輸入予定数量の届出及び事後の実績数量の届出義務（NPEの製造又は輸入者）
 - ② 環境の汚染を防止するために取るべき措置に関する技術上の指針の遵守（NPEの製造又は輸入事業者を含むNPEの取扱事業者）
 - ③ 表示の義務（NPEの製造又は輸入事業者を含むNPEの取扱事業者）
- さらに、NPEが使用されている製品への措置として、環境の汚染を防止するために取るべき措置に関する②技術上の指針の遵守及び③表示の義務が課される製品に、NPEが使用されている水系洗剤を指定。

2025年4月1日施行

化審法におけるNPEの取扱方法が変わります！

優先評価化学物質NPEが「第二種特定化学物質」に指定されます

NPEの取り扱いに義務が生じます

NPEは主に界面活性剤として幅広く使われていますが、環境中で変質し、水生生物に影響を及ぼします。これが広範な地域に残留していることから、令和7年4月1日よりNPEの取扱者を対象に、環境への影響低減のための措置が義務化されます。
(義務の詳細は裏面へ)

NPE
【物質名称】
 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）
（別名ポリ（オキシエチレン）-ノニルフェリエーテル）

あなたが義務の対象かもしれません

NPEはいろいろなところで使われています！

A NPEの製造・輸入者
製造者 輸入者

B NPEの取扱事業者
取扱事業者 貯蔵業者 運搬業者

C NPEが含まれる水系洗剤の使用・取扱事業者
清掃業者等（NPEが含まれる水系洗剤を取り扱う事業者）

※取り扱っている化学物質に、NPEが含まれているかどうかは、「化学物質排出把握管理促進法」（化審法）のSDSの標準的な書式の【3.組成及び成分情報】や【15.適用法令】で確認いただくことも可能です。ただし、記載がない場合であってもNPEが含まれていることもあるため、詳細は取引先にご確認ください。

経済産業省
Ministry of Economic Trade and Industry

周知チラシ「化審法におけるNPEの取扱方法が変わります！」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pamph_npe.pdf

ご清聴ありがとうございました。



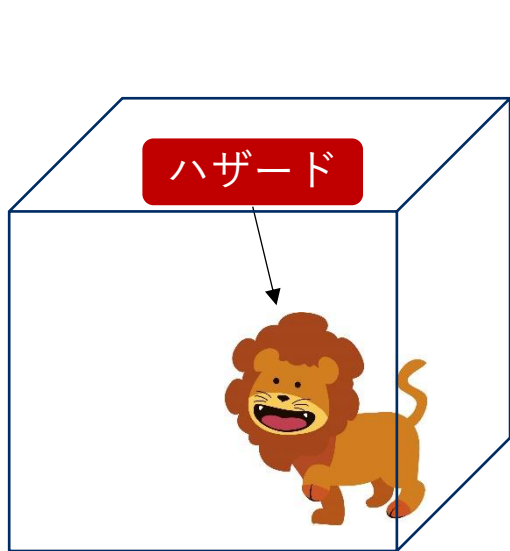
リスク低減の取組について

化学物質管理セミナー2025

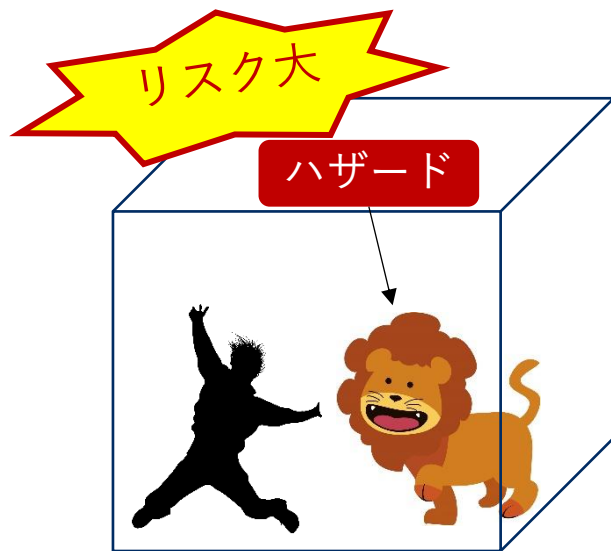
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課

1. 化学物質におけるリスク・リスク評価
2. PRTRデータを利用したリスク試算について
3. PRTR届出からできるリスク低減とは

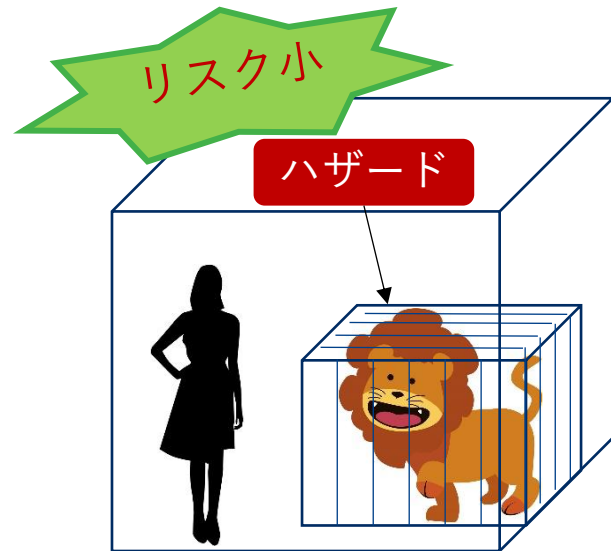
ハザード (hazard) は、潜在的に危険の原因となりうるもの
リスク (risk) は、それらが起こって現実の危険となる可能性
従ってリスクは、危険が現実化する確率が考慮されることになる



ライオンは潜在的に危険（ハザード）だが、部屋に人がいないので、人が傷つく心配はない



ライオンと同じ部屋にいることは、ライオンに襲われてけがをする可能性が非常に高い



ライオンと同じ部屋にいても、ライオンが檻に入っているので、襲われる危険性は極めて低い

国際規格 ISO/IECガイド51:2014 (JIS 8051:2015)における定義では

リスクとは

「危害の発生確率およびその危害の度合いの組合せ」

$$\text{リスク} = [\text{危害の度合い}] \times [\text{その危害の発生確率}]$$



化学物質の場合

$$\text{リスク} = [\text{危険有害性}] \times [\text{暴露量}]$$

危険有害性：その化学物質に固有のもの

⇒調べる

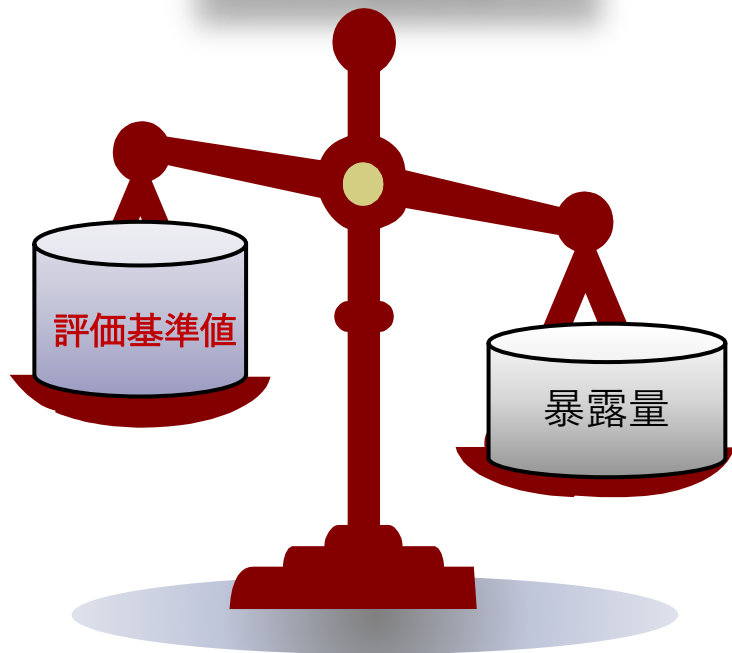
暴露量：ヒトや生物が摂取する量

⇒測定する

健康 リスク	作業 者 リ ス ク	作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業者の健康に生じるリスク
	消費 者 リ ス ク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康に生じるリスク
生態 リ ス ク	環境（経由） リ ス ク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
フィジカル リ ス ク	事故時の リ ス ク	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

化審法の対象

リスク懸念あり



評価基準値 \leq 暴露量

リスク懸念なし



評価基準値 $>$ 暴露量

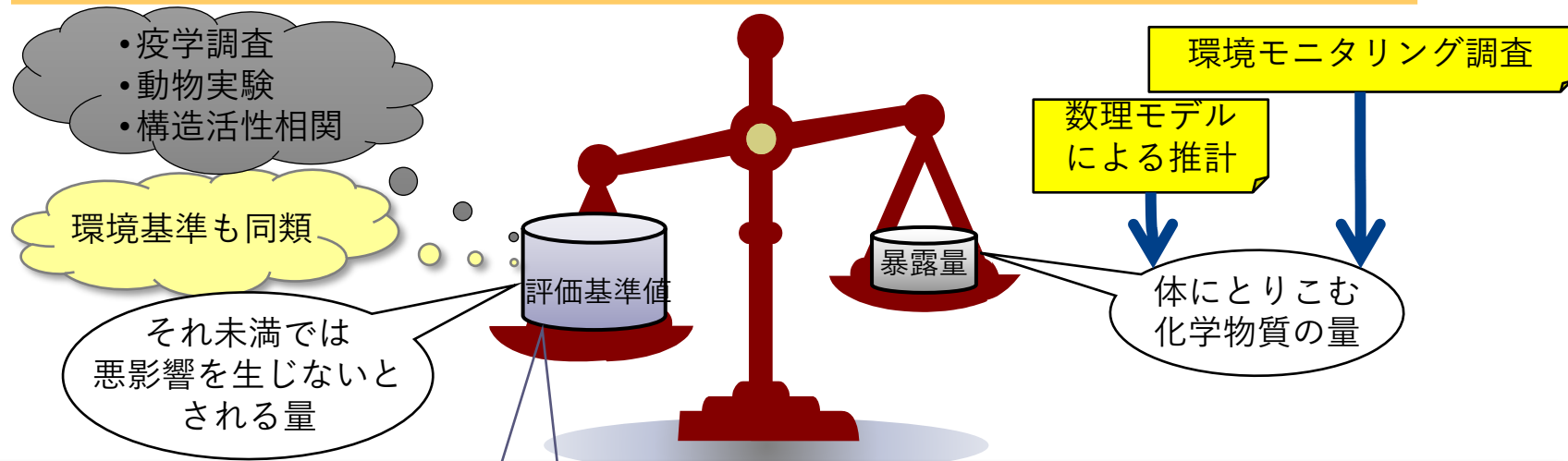
それ未満では悪影響を生じないとされる量



暴露評価・リスク評価を行う出発点となるのは有害性評価

有害性評価・暴露評価では何を行うか

有害性評価：どのくらいの量でどのような影響がみられるのかを調べ、
それ未満では悪影響を生じないとされる量「**評価基準値**」を推定
暴露評価：人や環境中生物が化学物質にさらされる量を見積もる



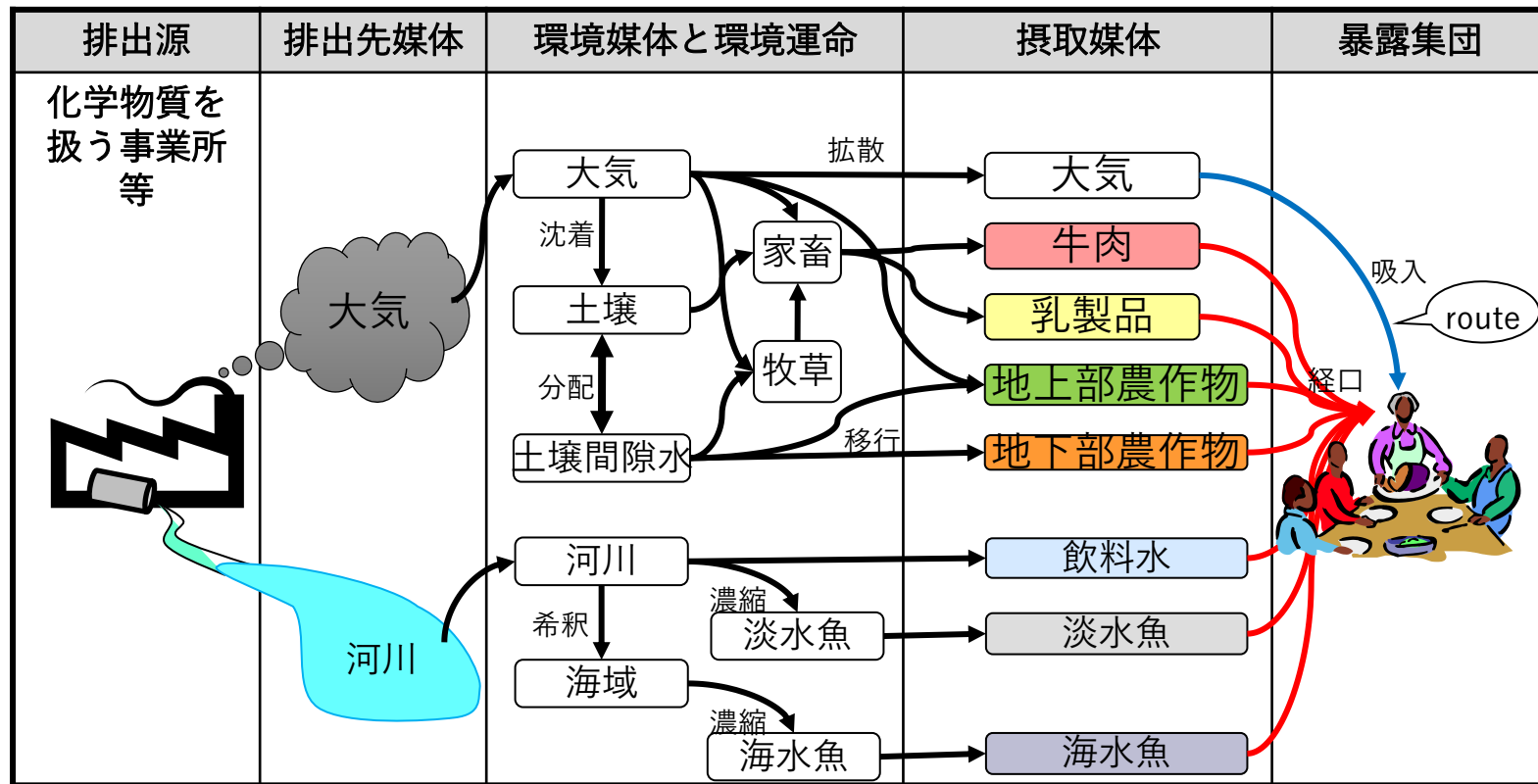
ほかの言葉でいうと

- 耐用一日摂取量：
- 許容一日摂取量：
- 導出無影響レベル：
- 参照用量：
- 職業暴露限界：
- 予測無影響濃度：

- TDI (Tolerable Daily Intake)
- ADI (Acceptable Daily Intake)
- DNEL (Derived No-Effect Level)
- RfD (Reference Dose)
- OEL (Occupational Exposure Limits)
- PNEC (Predicted No Effect Concentration)

- 環境汚染物質
- 農薬、食品添加物
- REACH
- U.S.EPA
- 職業暴露
- 生態

環境経由で人は化学物質にどのような経路 (pathway) で暴露するか
 化審法のリスク評価手法における「排出源ごとの暴露シナリオ」の場合の例



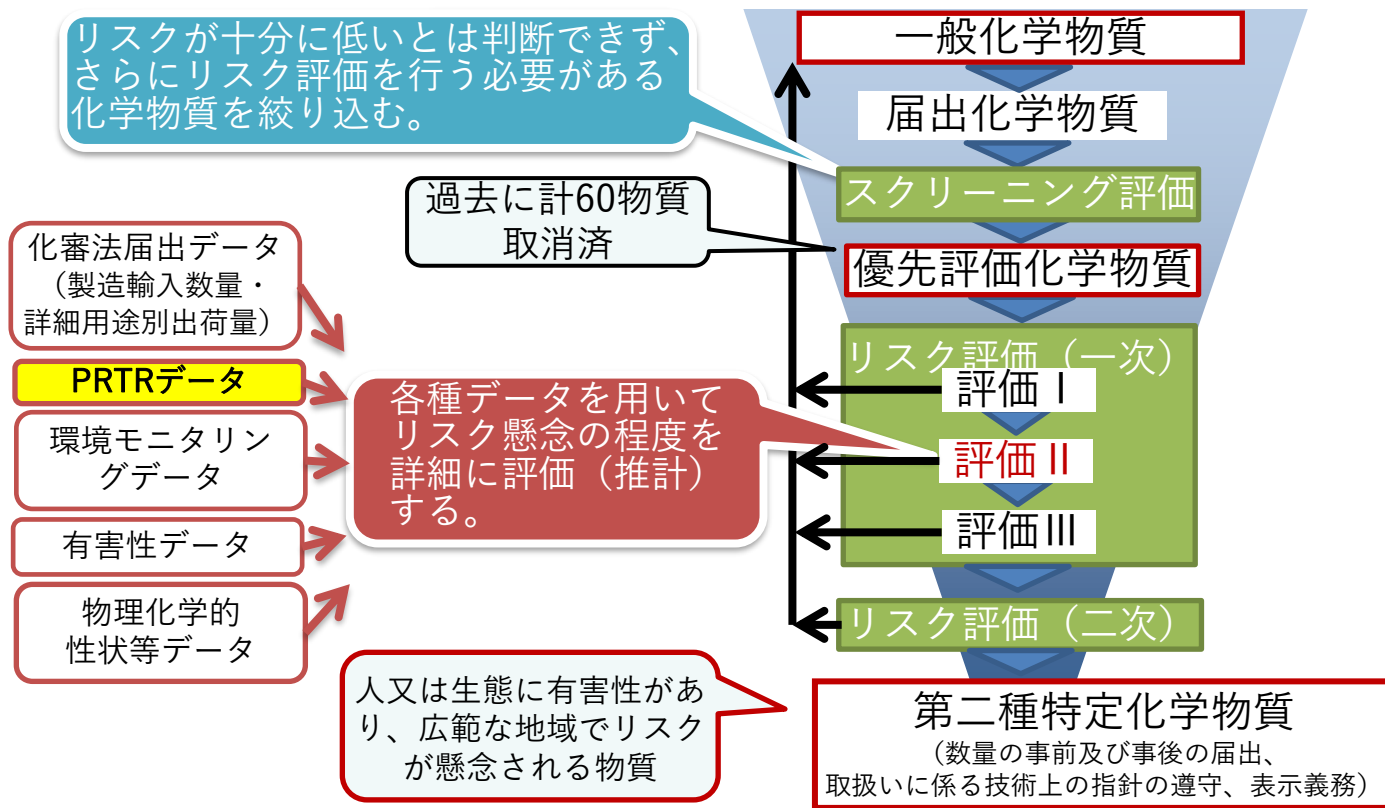
(参考)PRTRダウンロードデータを活用した 暴露量の確認方法

化審法リスク評価ツール (PRAS-NITE)

- <https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html>
- 「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」の公開について (METI/経済産業省) に準拠し、リスク評価(一次)の評価Ⅰ及び評価Ⅱ(一部)と同等の数式を用いた計算を実施することができるように開発されたツールです。
- PRAS-NITEを使用することで、評価する物質の環境中への排出量や媒体別の暴露量の推計、人の健康や生態に係るリスクの推計が可能になります。

リスク評価におけるPRTRデータの利用についてnite

- リスク評価段階で、PRTRデータ(化学物質ごとの排出量情報)を利用
- PRTRデータの正確性は、リスク懸念かどうかの推計を左右し、規制判断を適切に行うためにきわめて重要



1. 化学物質におけるリスク・リスク評価
2. PRTRデータを利用したリスク試算について
3. PRTR届出からできるリスク低減とは

PRTRデータを活用したリスク試算について

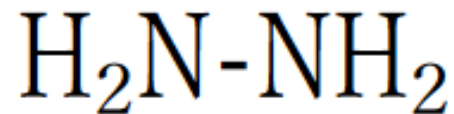
【具体例_ヒドラジン】

- ① ヒドラジンの一般情報
- ② PRTRデータを用いたリスク試算
- ③ 化審法におけるリスク評価状況

ヒドラジンとは

◎用途

水処理剤（防スケール剤、防藻剤）、
分析用試薬、還元剤、溶剤
医薬・農薬原料



◎物理化学的性状

（無水物）

分子量：32.05

融点：2.0°C

沸点：113.5°C

（一水和物）

分子量：50.06

融点：-51.7°C

沸点：119.0°C

出典：優先評価化学物質のリスク評価（一次）人健康影響及び生態影響に係る評価II 物理化学的性状等の詳細資料(ヒドラジン)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_01_s01.pdf

職場のあんぜんサイト(安全データシート:ヒドラジン)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/302-01-2.html>

ヒドラジンに係る国内法規制等（2025年時点）

法令	規制値
大気汚染防止法（大防法）	有害大気汚染物質に該当する可能性がある 大気基準：設定なし
水質汚濁防止法（水濁法）	指定物質 排水基準：設定なし
毒物及び劇物取締法（毒劇法）	毒物指定
労働安全衛生法（安衛法）	化学物質による健康障害防止のための濃度の 基準（濃度基準値設定物質）：0.01ppm がん原性物質(区分1B)
化学物質審査規制法（化審法）	優先評価化学物質
化学物質管理促進法（化管法）	第一種指定化学物質（333）

水質濃度の基準値等は設けられていない。

PRTRデータを活用したリスク試算について

【具体例_ヒドラジン】

- ① ヒドラジンの一般情報
- ② PRTRデータを用いたリスク試算
- ③ 化審法におけるリスク評価状況

予測無影響濃度と予測環境中濃度を比較する。

予測無影響濃度：この量(濃度)以上だと、水生生物へのリスクが懸念される値
(=評価基準値)

予測環境中濃度：水域排出量を河川流量で除して計算した濃度 (=暴露量)

⇒河川中の予測環境中濃度 (PEC) が予測無影響濃度 (PNEC) より高いかどうかをみる
ことにより、環境リスクが懸念されるか判定する。



ヒドラジンの予測無影響濃度 (PNEC) の導出 nite

対象	毒性	有害性評価値	NOEL等の根拠	文献
水生生物	慢性毒性	0.0732 μg/L	生産者（藻類）の成長速度に対する無影響濃度（NOEC）	環境省（2002）

（予測無影響濃度（PNEC）（水生生物に対する慢性毒性）の算出方法※1）

〈慢性毒性値〉

生産者（藻類） *Pseudokirchneriella subcapitata* 生長阻害；72時間 NOEC 0.00366mg/L (3.66μg/L)

一次消費者（甲殻類） *Daphnia magna* 繁殖阻害；21日間 NOEC 0.010mg/L (10μg/L)

〈急性毒性値〉

二次消費者（魚類） *Oryzias latipes* 半数致死濃度；4日間LC₅₀ 0.870mg/L (870μg/L)

2栄養段階（生産者、一次消費者）に対する慢性毒性値（0.00366mg/L、0.010mg/L）のうち、小さな値（藻類0.00366mg/L）を種間外挿の不確実係数「5」で除し、0.000732mg/Lを得る。

二次消費者についての信頼できる急性毒性値（0.870mg/L）を

ACR（Acute chronic ratio：急性慢性毒性比）「100」で除した0.00870mg/Lが

二次消費者の慢性影響候補値となる。

両者を比較し、慢性影響候補値が小さい0.000732mg/Lをさらに室内から野外への外挿係数「10」で除し、ヒドラジンのPNEC_{water}として0.0000732mg/L (0.0732μg/L) が得られた。

※1環境省（2002）：平成14年度生態影響試験事業

（https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_01_s03.pdf）

出典：優先評価化学物質のリスク評価（一次）生態影響に係る評価II 有害性情報の詳細資料(ヒドラジン)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20170131_01_s03.pdf

ヒドラジンの〇〇川中の予測環境中濃度(PEC) nite

〇年度における〇〇県〇〇市周辺の〇〇川中のヒドラジンの予測環境中濃度 (PEC)

〇〇株式会社

ヒドラジン：〇〇川への排出量[kg]	370
ヒドラジン：〇〇川の推定濃度[$\mu\text{g/L}$]	4.67

・当該地域における リスク懸念ありの地点における予測環境中濃度 (PEC) : **4.67 $\mu\text{g/L}$**

事業所からの排出を起源として、予測無影響濃度 (PNEC) 超の河川中の予測環境中濃度 (PEC) の地点が発生していると予想される

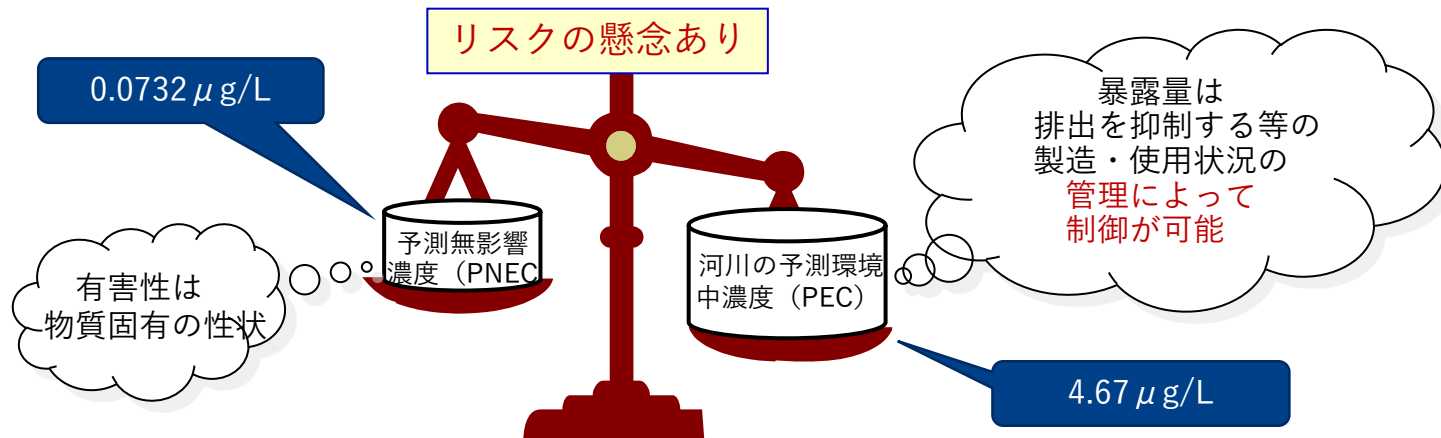
《リスクの判定結果》

予測無影響濃度 (PNEC)

予測環境中濃度 (PEC)

$$0.0732 \mu\text{g/L} \cong 4.67 \mu\text{g/L}$$

- 〇〇県〇〇市周辺の〇〇川におけるヒドラジンの予測環境中濃度 (PEC) $4.67 \mu\text{g/L}$ は、予測無影響濃度 (PNEC) $0.0732 \mu\text{g/L}$ よりも大きい。
- したがって、〇年度時点では、ヒドラジンによって〇〇県〇〇市付近の〇〇川中の水生生物の生息に対するリスクの懸念があると判断する。



PRTRデータを活用したリスク試算について

【具体例_ヒドラジン】

- ① ヒドラジンの一般情報
- ② PRTRデータを用いたリスク試算
- ③ 化審法におけるリスク評価状況

リスク評価（一次）評価IIにおけるヒドラジンの評価結果について

※2017年1月31日審議

生態影響に係るリスク評価について

○リスク推計結果について

PRTR 届出排出量を用いた排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計では、102 箇所中 31 箇所においてリスク懸念ありとなった。様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによるリスク推計では、3,705 地点中 888 地点においてリスク懸念ありとなった。環境モニタリングデータによるリスク推計では、リスク懸念ありとなった地点はなかった。

<今後の対応について>

・しかし、このリスク推計結果には複数の不確実性が含まれる。特に、水中の酸素と容易に反応する性質を利用したボイラー用還元剤といった水処理剤の用途では、当該物質自体が反応消滅することで機能を発揮すると考えられるが、PRTR 排出量の中にはこのような使用に伴う分解が考慮されずに過大に算出されているものもある可能性がある。PRTR 排出量によって推計した水域濃度と環境モニタリングデータを地点別に比較した結果をみても、モデル推計濃度の方が上回る傾向を見せている。ただし、リスク懸念ありと推定されている PRTR 届出事業所近傍等でのヒドラジンの測定データはない。

・・ 今後は、使用段階における分解率等の排出実態の把握や環境中濃度の調査、環境中濃度推計モデルの検討等を行い、その結果を踏まえて評価IIIにおいて再評価を行う。

生態影響に係るリスク評価について

○有害性評価について

生態影響に係る有害性評価は、既存の有害性データから水生生物に対する予測無影響濃度（PNEC） = 7.32×10^{-5} mg/L を導出した。

○リスク推計結果について

PRTR 届出排出量を用いた排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計では、102箇所中31箇所においてリスク懸念ありとなった。（中略）

環境モニタリングデータによるリスク推計では、リスク懸念ありとなった地点はなかった。

PRTRデータに基づくヒドラジンのリスク評価では、水域排出の寄与が大きい、人健康影響（経口経路）や水域への排出量で水域濃度の計算を行う生態影響でも懸念ありとなった。



リスク評価はPRTRのデータに基づいているため、過大な届出 = 過大なリスクという評価結果に

水域への排出と併せて大気への排出についても、管理状況を確認。

1. 化学物質におけるリスク・リスク評価
2. PRTRデータを利用したリスク試算について
3. PRTR届出からできるリスク低減とは

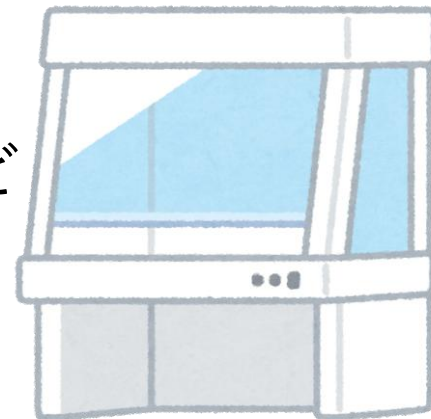
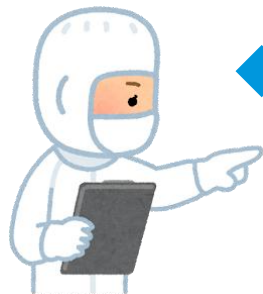
- ハザードは変えられない中、リスクを低減できるのは暴露量管理 = 排出量管理
 - まずは化学物質のリスク情報の把握
 - PRTR届出排出量の算出方法の精緻化を検討
 - 排出量削減に向けての設備投資を検討



- 含有量の削減
- 物質の代替
- 防護等の暴露管理



- ◆ 放散、溶出や露出のない設計
- ◆ 出荷前のベーキング、洗浄など

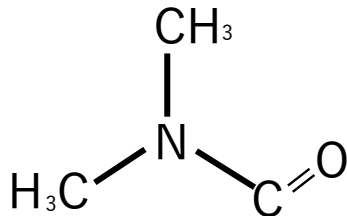


【具体例】N,N-ジメチルホルムアミド(DMF) nite

- 主な用途は溶剤であり、塗料用、接着剤用、その他の工業用溶剤として使用
- 常温では水に溶けやすい無色透明の液体の揮発性物質
- 大防法では有害大気汚染物質に指定されており、安衛法では管理濃度の規制値あり。
- 化審法では令和6年度まで優先評価化学物質に指定されており、平成30年1月にリスク評価を実施
- 化管法では第一種指定化学物質に指定されており、PRTR届出の対象物質。

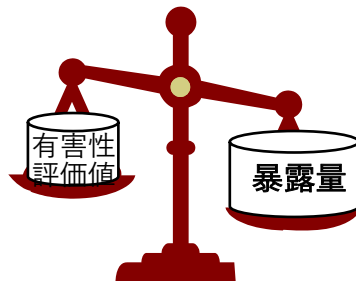
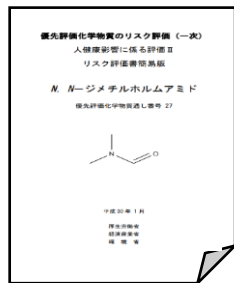
DMFの用途・物化性状等

DMFに係る国内法規制等（平成30年1月時点）

化学構造	用途	物理化学的性状
	工業用溶剤（合成反応用溶剤、紡糸用溶剤、製膜用溶剤）、塗料用・コーティング剤用溶剤、接着剤用・シーリング材用溶剤（接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤）	分子量：73.1 融点：-61℃ 沸点：153℃ 比重：0.9445

法令	区分・規制値
大気汚染防止法（大防法）	有害大気汚染物質
水濁汚染防止法（水濁法）	—
土壌汚染対策法（土対法）	—
労働安全衛生法（安衛法）	管理濃度：10 ppm
化学物質審査規制法（化審法）	優先評価化学物質
化学物質管理促進法（化管法）	第一種指定化学物質

- 化審法に基づき、平成30年1月に実施されたリスク評価では、吸入経路の有害性評価値0.02 mg/kg/day、経口経路の有害性評価値0.024 mg/kg/dayを設定
- PRTRデータに基づく排出量から暴露量を計算した結果、2カ所の事業所にて有害性評価値0.02 mg/kg/dayと同等又は超過する吸入摂取量であるため、リスク懸念と判定



リスク懸念あり

評価基準値
≧ 暴露量

PRTRデータに基づいたDMFの暴露量

DMFの有害性評価値

経路	毒性	有害性評価値	NOEL等の根拠	文献
吸入経路	一般毒性	0.051 mg/m ³ (0.02 mg/kg/day)	職業暴露の疫学調査におけるヒト肝機能障害（血中肝酵素上昇）	Cirlaら (1984) Fioritoら (1997)
経口経路	発がん性	0.024 mg/kg/day	雄ラット104週間飲水投与と試験における雄ラットの肝細胞腺腫及び癌	Ohbayashiら (2009)

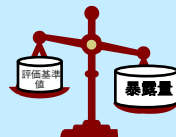
都道府県	業種	大気排出量 (t/年)	水域排出量 (t/年)	経口摂取量 (mg/kg/day)	吸入摂取量 (mg/kg/day)
A県	プラスチック製品製造業	380	0	8.0 × 10 ⁻³	0.026
B県	プラスチック製品製造業	290	0	6.1 × 10 ⁻³	0.020
C県	その他の製造業	160	0	3.4 × 10 ⁻³	0.011
D県	ゴム製品製造業	130	4.4	4.0 × 10 ⁻³	0.0090
E県	プラスチック製品製造業	140	0.86	3.2 × 10 ⁻³	0.0097

- NITEから自治体や事業者へ化審法におけるリスク評価やDMFの排出量の精緻化及び削減の重要性を説明
- 自治体や事業者においてDMFのリスク情報を把握するとともに、適切な化学物質管理を推進

NITE



リスク評価



評価基準値



PRTRデータ

PRTR届出排出量
(大気・水域)

情報提供

5 県の自治体



意見交換

5 つの事業所



DMFに関するリスク情報の把握

- ✓ 化審法におけるDMFのリスク評価結果やリスク懸念となる排出先の事業所について状況を把握
- ✓ DMFにおけるリスク懸念の可能性を把握し、地域における化学物質管理を推進

DMFの管理の重要性を把握

- ✓ 用途や取り扱い状況の他、PRTRの算出方法や排出管理状況についてNITEや自治体に情報提供
- ✓ 化審法におけるリスク評価結果による排出量の精緻化及び削減の必要性を認識

意見交換

事業者の精緻化・排出削減に関する取り組み nite

- NITEが訪問した2事業所において排出量の精緻化やリスク削減を実施
- NITEの貢献により事業者がリスク懸念を認識し、適切な排出量の把握やリスク削減への取り組みを実施

NITE



大気排出量の精緻化

- ✓ 物質収支ではなく、大気排出の濃度分
- ✓ 廃棄物中のDMFの含有量の把握
- ✓ 製造工程中におけるDMFの分解量の確認

排出量の削減

- ✓ スクラバー等の除去設備の設置

助言

事業所①



- ✓ 廃プラ・廃アルカリに含まれるDMFの量（それぞれ約10t）を把握。
- ✓ DMF回収装置内でDMFが熱分解している量を把握（約9t）

大気排出量約30tの精緻化

事業所②



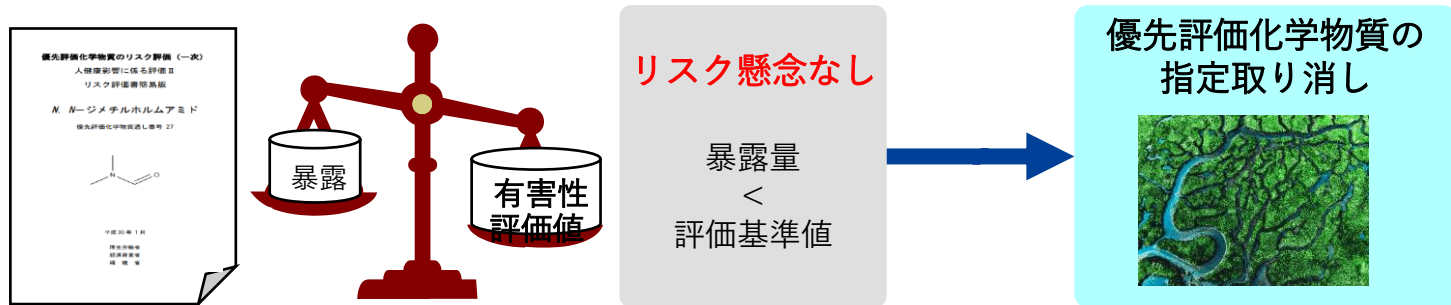
- ✓ スクラバー設備を新設

大気排出量の約20%を削減

助言

DMFの再リスク評価・優先評価化学物質の取消し nite

- PRTRデータに基づく排出量から暴露量を計算した結果、リスク懸念地点はなし
- 令和6年9月の3省合同審議会での了承を経て、令和7年3月に優先評価化学物質の指定が取消



DMFの有害性評価値

経路	毒性	有害性評価値	NOEL等の根拠	文献
吸入経路	一般毒性	0.051 mg/m ³ (0.02 mg/kg/day)	職業暴露の疫学調査におけるヒト肝機能障害 (血中肝酵素上昇)	Cirlaら (1984) Fioritoら (1997)
経口経路	発がん性	0.024 mg/kg/day	雄ラット104週間飲水投与試験における雄ラットの肝細胞腺腫及び癌	Ohbayashiら (2009)

PRTRデータに基づいたDMFの暴露量

都道府県	業種	大気排出量 (t/年)	水域排出量 (t/年)	経口摂取量* (mg/kg/day)	吸入摂取量* (mg/kg/day)
A'県	プラスチック製品製造業	220	0	4.6 × 10 ⁻³	0.015
B'県	その他の製造業	150	0	3.1 × 10 ⁻³	0.010
C'県	ゴム製品製造業	140	0.39	3.1 × 10 ⁻³	0.0096
D'県	化学工業	100	1.8	2.1 × 10 ⁻³	0.0070
E'県	化学工業	83	1.7	2.3 × 10 ⁻³	0.0058

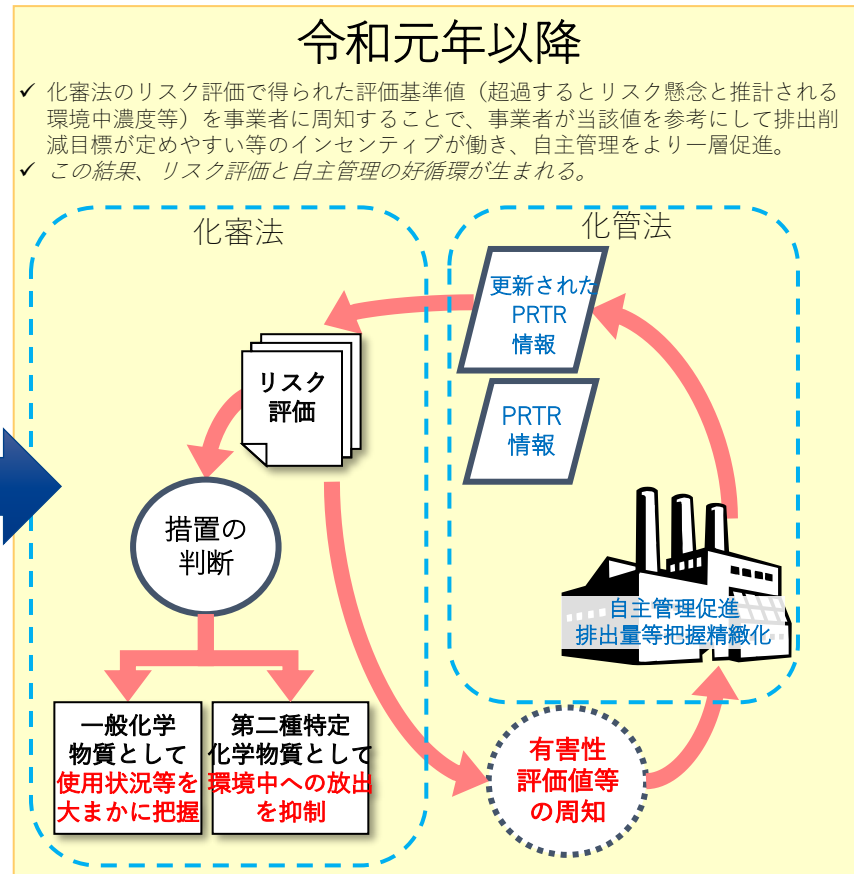
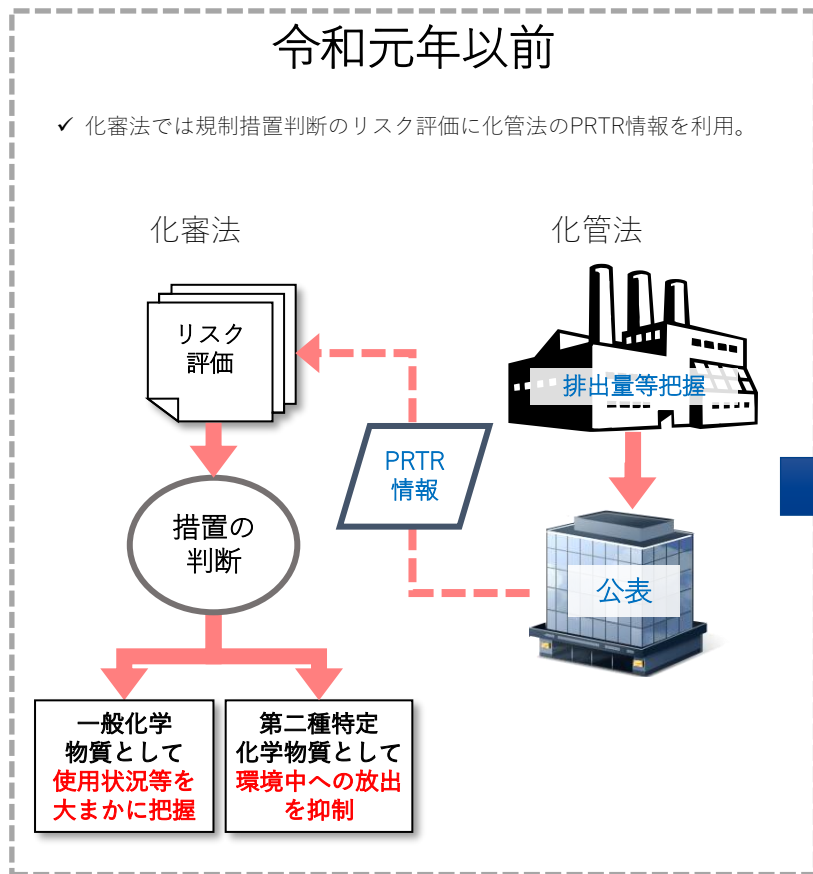
出典：リスク評価（一次）評価IIにおけるN,N-ジメチルホルムアミドの評価結果について
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/enzen_taisaku/pdf/2024_02_01.pdf

*公表されたHQ及び評価基準値から算出した摂取量
 摂取量 = HQ × 評価基準値
 実際のリスク評価における摂取量推計方法とは異なる。

- 本講義の対象とするリスクは、
環境経由の化学物質による健康(生態)リスク(化審法の対象)
- 評価基準値と暴露量を比較することがリスク評価
- 評価基準値は物質に固有の値
- 化審法における化学物質のリスク評価では、PRTR届データ
を用いてリスク懸念の程度を詳細に評価している。
- リスクを低減するために暴露量管理 = 排出量管理が重要。
⇒PRTR届出排出量の算出方法の精緻化を検討

化審法のリスク評価と化管法の自主管理の好循環 nite

化審法リスク評価結果を元に事業者が排出削減目標を定めること等を通じ、自主管理をより一層促進する。



- 排出量算出に関してのご相談は
PRTRサポートセンターまで

E-mail: support_prtr@nite.go.jp

Tel: 03-5465-1681 (平日9:00~17:00)



ご清聴ありがとうございました。

経済産業省委託事業化学物質管理セミナー2025

自主管理としてのリスク評価

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第2部
環境リスクチーム

令和7年12月19日

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO



- 私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしていますが、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。



- 事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物へのリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

【化学物質のリスク】

“適量”を超えた化学物質が人や動植物などに影響を及ぼす可能性

パラケルスス曰く

“毒のないものなどあるだろうか？ 全てのものは毒であり、毒のないものはない。

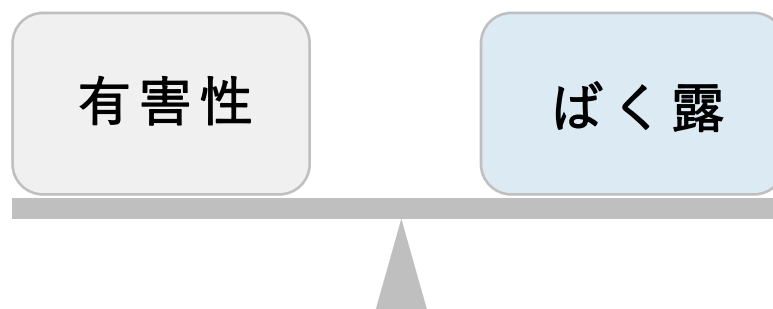
「それに毒がない」と決めるのは摂取量だけである”

“What is there that is not poison? All things are poison and nothing without poison.
Solely the dose determines that a thing is not a poison.”

『量を多く摂れば、天然物を含む全てのものは毒である』

- 化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量により決定します。

化学物質のリスク = 「有害性」と「ばく露量」の比較



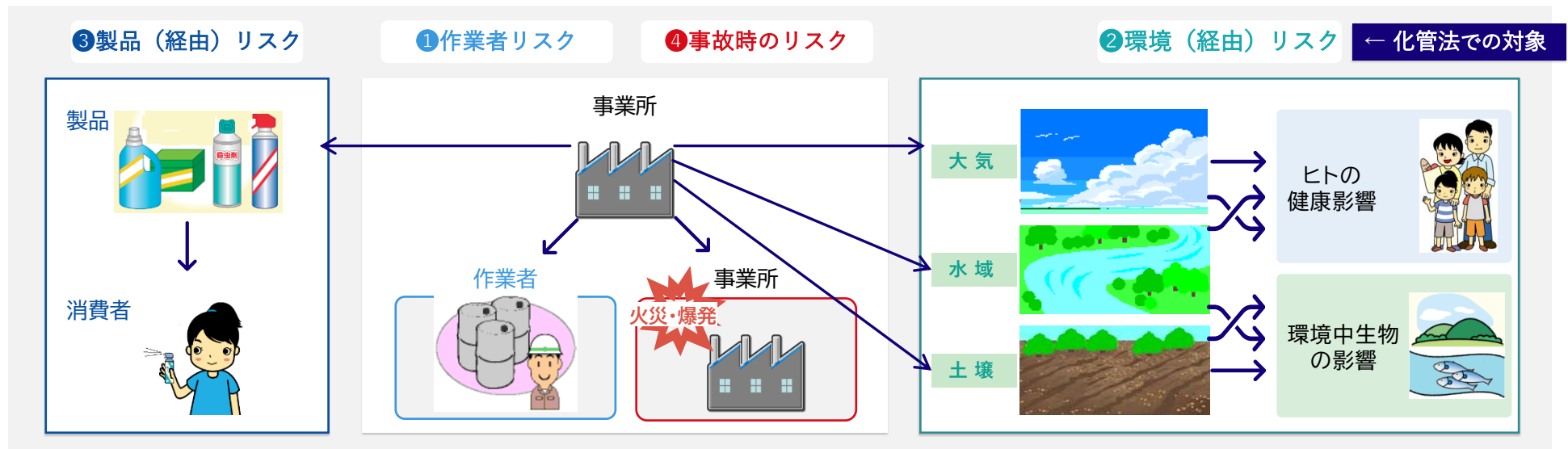
有害性 人の健康や環境中の生物に望ましくない影響が出ないと考えられる量

ばく露 人や環境中の生物がさらされる量

有害性 \leq ばく露 \Rightarrow リスクあり

有害性 $>$ ばく露 \Rightarrow リスクなし

- 化学物質のリスクには様々な経路でのリスクがあります。
- 大気や水などの環境中に排出された化学物質によって、環境経路による人の健康及び環境中の生物に生じるリスクを「環境リスク」といいます。



1	作業所リスク	作業員が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業員の健康に生じるリスク
2	環境（経路）リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
3	製品（経路）リスク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
4	事故時のリスク （フィジカルリスク）	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

引用：経済産業省 化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド

次スライド以降で、②環境（経路）リスクにおけるリスク評価方法を紹介します。

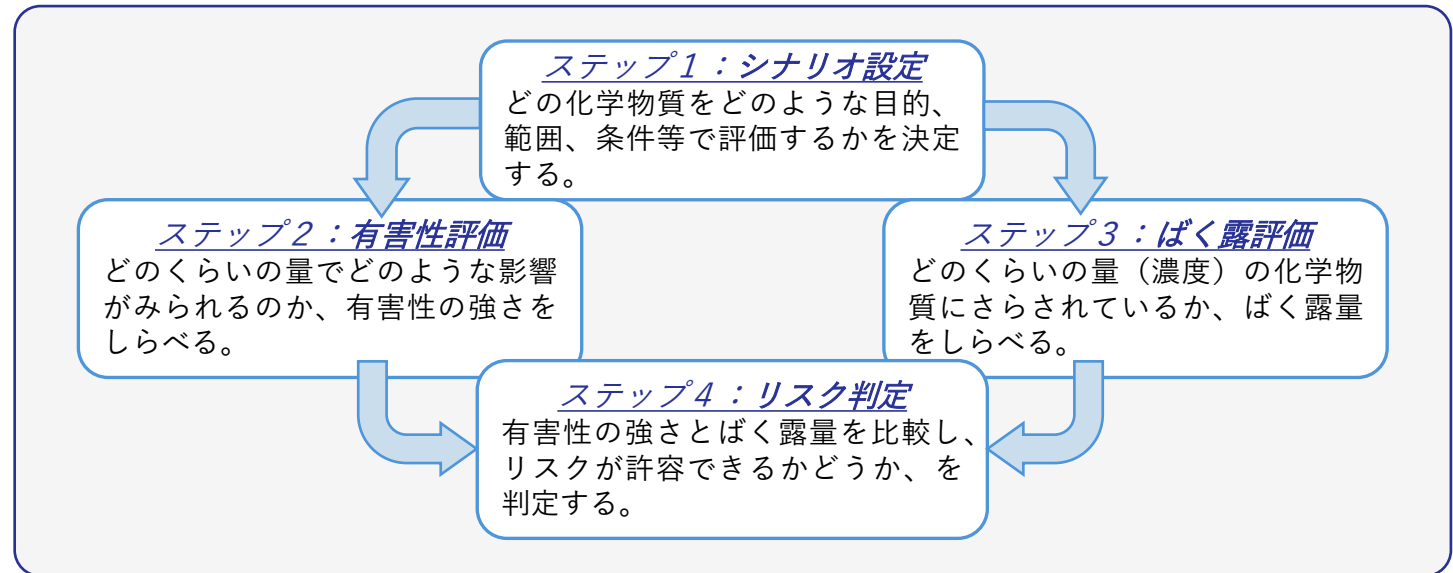
- 化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「リスク評価」といい、大きくわけ4つのステップで構成されます。

リスク評価の準備

化学物質の取扱い状況の把握

取り扱っている化学物質に関する情報を収集・把握する。
(例、法規制情報、化学物質の有害性情報、取扱量、排出量・排出先など)

リスク評価



リスク評価結果活用

リスク管理へ活用

評価の結果をもとに、化学物質管理における定量的な目標を立てる。
(排出抑制、物質代替、対策の優先順位付けなど)

- リスク評価に必要な有害性評価やばく露評価についての支援ツールの一覧です。一部、参考資料として記載していますのでご確認ください。

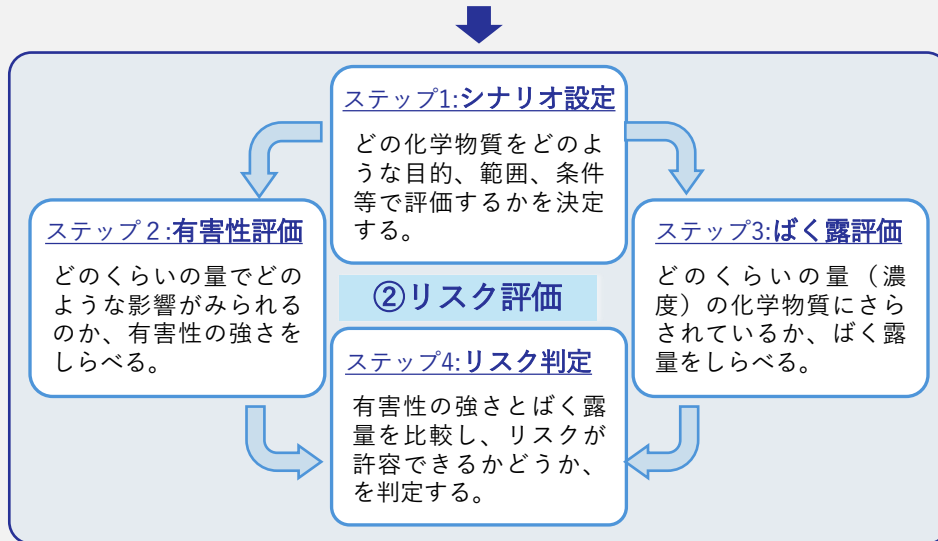
各支援ツールを本日紹介

化学物質のリスク評価

化学物質による健康等への影響を科学的手法により予測評価すること。

①化学物質の取り扱い状況の把握

取り扱っている化学物質に関する情報（化学物質の種類、取扱量、排出先、排出量、有害性情報、法規制情報など）を収集し、取り扱い状況を把握する。



③リスク管理、そしてリスクコミュニケーションへ

リスクの内容を分析し、その発生確率の高低と発生時の損失の度合の兼ね合いでリスク管理の方法（リスク削減措置等）を判断する。また、必要に応じ関係者間の情報共有、対話を行う。

各支援ツール、コンテンツ

リスク評価 全般

- 化学物質のリスク評価について一よりよく理解するためにー（製品評価技術基盤機構） など

有害性評価 (ステップ 2)

- SDS
- NITE-CHRIP
- 政府によるGHS分類結果 (NITE HP)
- 日化協BIGDr など

ばく露評価 (ステップ3)

- 経済産業省ー低煙源工場拡散モデル (METI-LIS)
- PRTRデータ提供サイト (NITE HP)
- 各種環境中濃度推計モデル など

出典：化学物質管理セミナー2022 NITE講演資料「化学物質の適正管理とリスク評価」よりみずほRT作成

Step 1 シナリオ設定

- シナリオ設定とは、リスク評価を行う「対象物質」「排出条件・排出先」「影響を受ける対象」「ばく露の道筋と経路」を設定します。

項目

- 対象物質
 - リスク評価の対象とする化学物質を選定
- 排出条件・排出先
 - 化学物質の排出条件の把握（量など）
 - 排出先媒体の把握（大気、水域、土壌など）
 - ※PRTR届出情報などから設定
- 影響を受ける対象
 - 化学物質により影響を受ける対象を検討
- ばく露の道筋と経路
 - ばく露の道筋を検討（大気、河川水など）
 - ばく露の経路を検討（吸入、経口、経皮など）

シナリオ設定の具体例

- トルエン
（CAS登録番号：108-88-3）
- 100 [ton/年] を排出
- 大気へ排出
- 事業所周辺のヒト健康を対象に
リスクを評価
- 大気を経由し、ヒトが
「吸入してばく露」することを想定



Step 2 有害性評価

- 有害性評価では、人や生物に影響が出ないと考えられる量（動物試験の結果を人に適用した値、または、国の定める環境基準や指針値など）を設定します。
対象とする化学物質について、「どのような影響がどのくらいの濃度等で生じるのか」を調べることを「有害性評価」といい、具体的には、「〇〇[ppm]では有害な影響が出ない」という情報を得るステップになります。

有害性情報の収集元

- － 1 SDS
- － 2 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- － 3 有害性情報に関するデータベース

■ 収集した情報から、評価基準値を設定

環境基準値等がある物質

- 基準値等を評価基準値に設定（不確実性の考慮なし）

環境基準値等がない物質

- 有害性評価を行い、評価基準値を設定（不確実性の考慮が必要）

- ▶ 以下を参考に不確実係数を考慮する。

要因	不確実係数の例
① 試験動物とヒトの種差	10
② 個人の感受性の違い	10
③ LOAEL の使用 (本来は NOAEL を使用)	10 (LOAEL 使用時) 1 (NOAEL 使用時)
④ 試験期間の短さ	10 (1ヶ月の試験期間) 5 (3ヶ月の試験期間) 2 (6ヶ月の試験期間) 1 (6ヶ月以上の試験期間)

Step 2 有害性評価 | ①SDSの活用

- 化学品の供給先から提供されるSDSを活用して評価基準値を設定します。
- 評価基準値は、無毒性量（NOAEL）や最小毒性量（LOAEL）等の情報が得られるか、SDSの「11. 有害性情報」の項を確認します。

— ① SDSの活用 —

安全データシート	
	作成日 xxxx/xx/xx 改訂日 xxxx/xx/xx
1. 化学品等及び会社情報	
化学品等の名称	トルエン (Toluene)
製品コード	24B6503
会社名	〇〇〇〇株式会社
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号	03-1234-5678
ファックス番号	03-1234-5678
	⋮
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	トルエンに平均29年間曝露されていた印刷労働者30名と対照者72名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。その他にも本物質ばく露による中枢神経系障害の発生は数多くの報告があり、区分1(中枢神経系)とした。以上より、区分1(腎臓)とした。 食品安全委員会ではNOAEL(無毒性量)が446 mg/kg 体重/日(ラットの13週間強制経口投与試験における脳の神経病理学的影響)と報告されている。 <u>吸入ばく露に関する毒性に関して、ヒトにおけるコホート研究の88[ppm](332[mg/m³])を最小毒性量として報告されている。</u>

吸入ばく露に関する毒性に関して、ヒトにおけるコホート研究の88 [ppm] (332 [mg/m³]) を最小毒性量に設定

不確実係数を考慮して、
LOAELを10で除します。

項目	値
最小毒性量 (LOAEL)	88 [ppm]
評価基準値	8.8 [ppm]

▲ 評価基準として設定

Step 2 有害性評価 | ①モデルSDSの活用 —参考—

- 化学品の供給先から提供されるSDSの他、厚生労働省では政府によるGHS分類結果をもとにモデルSDSを公開しています。
職場のあんぜんサイトのモデルSDSに記載されているSDSを活用して、有害性情報を得ることもできます。

① SDSの活用—

■ 職場のあんぜんサイト

モデルSDS情報の検索

モデルSDS

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報の検索

化学物質名(日本語)での検索
(全角文字で入力してください。検索語の間に全角スペースを使用できません)
(例: アクリル アミド)

化学物質名(英語)での検索
(半角アルファベットで入力してください。検索語の間に半角スペース()は使用できません)
(例: acrylamide)

化学式での検索
(半角英数字で入力してください)
(例: C₂H₅NOの場合、C2H5NO)

CAS番号での検索
(半角数字及びハイフン(-)で入力してください)
(例: 78-06-1)

安全データシート

トルエン

作成日 2001/3/12
改訂日 2013/2/22

1. 化学品及び会社情報
 化学品の名称 トルエン (Toluene)
 製品コード 24B6503
 会社名 ○○○株式会社
 住所 東京都△△区△△町△△番地
 電話番号 03-1234-5678
 FAX番号 03-1234-5678
 電子メールアドレス 連絡先@検索.or.jp
 緊急時の電話番号 03-1234-5678
 推奨用途及び使用上の制限 染料、香料、火薬(TNT)、有機顔料、合成クレゾール、甘味料、漂白剤、TDI、テレフタル酸、合成繊維、可塑剤などの合成原料、ベンゼン原料、キシレン原料、石油精製、医薬品、塗料・インキ溶剤等

2. 危険有害性の要約
 GHS分類
 分類実施日 平成24年。政府向けGHS分類ガイドンス(H22.7版)を使用
 GHS改訂4版を使用
 引火性液体 区分2
 物理化学的危険性 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
 健康に対する有害性 皮膚腐食性/刺激性 区分2

厚生労働省 職場のあんぜんサイト (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx)

Step 2 有害性評価 | ②評価書の活用 — 参考 —

■ 有害性評価の例

— ② 評価書の活用 —

- ▼ 吸入毒性に関してどのような有害性情報が調査されているかを確認

化学物質の初期リスク評価書
Ver. 1.0
No.87
トルエン
Toluene
化学物質排出把握管理促進法政令番号：1-227
CAS 登録番号：108-88-3
2006年7月

なお、米国 EPA では 1994 年にトルエンの評価を実施しており、本評価と同じく 13 週間の反復経口投与の同試験の 312 mg/kg/日を NOAEL としている。吸入暴露については、1992 年に評価しており、ヒトにおけるコホート研究の 88 ppm (332 mg/m³) を LOAEL としている (U.S. EPA, 2003b)。我が国の環境省のリスク評価においては、経口投与試験については本評価と同じ

NOAEL (ATSDR, 2000)。

吸入ばく露に関する毒性に関して、ヒトにおけるコホート研究の 88 [ppm] (332 [mg/m³]) を最小毒性量に設定

不確実係数を考慮して、LOAELを10で除します。



項目	値
最小毒性量 (LOAEL)	88 [ppm]
評価基準値	8.8 [ppm]

▲ 評価基準として設定

— 有害性情報収集時のポイント —

- 信頼性の高いデータを収集
- 無毒性量、最小毒性量は、原則として一番小さな値を採用
- ヒト無毒性量の推定では、長期影響の疫学調査が望ましい（詳細は、[化学物質のリスク評価のためのガイドブックp.27](#)を参照）

Step 2 有害性評価 | ③データベース評価書の活用 - 参考 -

■ NITE-化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

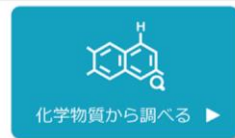
— ③ データベース評価書の活用 —

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が公開しているシステムで、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができます。

また、各法規制対象物質や各機関の評価物質等を検索することができます。



NITE-CHRIPでは化学物質を検索し、個別物質の情報について情報を得ることができる。その1つに各機関が公開している有害性評価報告書へのリンクがあります。



化学物質から調べる ▶

化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報（一般情報・有害性情報・法規制情報等）を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・ 物質名称
- ・ CAS登録番号
- ・ 化審法番号
- ・ 安衛法番号



法規制等から調べる ▶

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（法対応申請サイトなど）を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- ・ 国内法規制情報
- ・ 外国法規制情報
- ・ 有害性・リスク評価情報
- ・ 試験結果・試験報告書

(独)製品評価技術基盤機構 NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

Step 2 有害性評価 | ③データベース評価書の活用 -参考-

■ NITE-CHRIPの物質の検索イメージ

③ データベース評価書の活用

検索した化学物質に関する情報を確認することができる

検索結果画面



有害性・リスク評価情報

GHS分類結果

GHS関係各省による分類結果 [データの説明](#) [GHS関連情報のページへ](#) [GHSパンフレット\(化管法・安衛法\)\[pdf\]](#)

実施年度	2012	最新
公表名称	トルエン	
分類結果	分類結果	
実施年度	2006	-
公表名称	トルエン	
分類結果	分類結果	

AJCSG:GHS分類結果/サンプルSDS [データの説明](#)

詳細情報 [to AJCSG](#)

国内有害性評価書/リスク評価書等

化学物質有害性評価書/初期リスク評価書 [データの説明](#) [化学物質の初期リスク評価指針Ver.1](#) [化学物質の初期リスク評価指針Ver.2](#)

評価書番号	No.87
評価物質名称	トルエン
詳細情報	有害性評価書 初期リスク評価書 初期リスク評価書概要版

環境省化学物質の環境リスク評価結果 [データの説明](#) [環境省へ](#)

巻・評価の種類	第1巻:化学物質の環境リスク初期評価		
レポート番号	[24]	発行年月	平成14年3月
評価物質名称	トルエン		
詳細情報	化学物質の環境リスク初期評価		

NITE-CHRIPから
各有害性評価書にアクセス可能

(独)製品評価技術基盤機構 NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

Step 2 有害性評価 | ③データベース評価書の活用 —参考—

■ その他、有害性情報の収集ツール

— ③ データベース評価書の活用 —

JCIA BIGDrとは

日本化学工業協会では、化学物質のリスク低減を目指した自主活動に取り組んでおり、その活動を推進するための企業支援サイトJCIA BIGDrを公開。JCIA BIGDrは化学物質の情報を検索することが可能。

※2013年8月に公開

化学物質リスク評価支援ポータルサイト
JCIA BIGDr

🏠 トップページに戻る ✉ お問い合わせ [English]

BIGDr トップページ サイトの使い方 サイトマップ	有害性情報DBポータル 国内外法規制情報 リンク集 資料集	リスクアセスメント実践 リスクアセスメントツール	職場における新たな化学物質規制 特設ページ 安全性要約書 (GSS) GPS/JIPSコンソーシアムと 安全性要約書のドラフト GPS/JIPS	ケミマガアーカイブス
-----------------------------------	--	-----------------------------	--	------------

- JCIA BIGDr Ver3.2

JCIA BIGDrについて

JCIA BIGDr(ビッグドクター)は一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。
ヘッダーメニューあるいは全体イメージ図内の項目をクリックすると、それぞれのコンテンツにジャンプします。
 本サイトの使い方は[コチラ](#)をご覧ください。

- ・ JCIA : Japan Chemical Industry Association ([一般社団法人 日本化学工業協会](#))
- ・ BIGDr : The Base of Information Gathering, sharing & Dissemination for risk management of chemical products

★★★ Webサイトを更新しました。

**リスク評価ツール
BIGDr.Worker
使い方説明動画 (約30分) は、
コチラをご覧ください。**

(一社) 日本化学工業協会 JCIA BIGDr (ビッグドクター) (<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>)

Step 2 有害性評価 | ③データベース評価書の活用 -参考-

■ その他、有害性情報の収集ツール

— ③ データベース評価書の活用 —

政府によるGHS分類結果 (NITE)

政府が実施したGHS分類結果を集約して、NITEが情報を公開している。SDS・ラベル作成支援を目的に、これまでに化管法、安衛法、毒劇法のSDS 3法の対象物質を中心に約3,300物質の情報が公開されている。

メニュー一覧

- NITE統合版 GHS分類結果
- GHS分類方法
- GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs)
- GHS対応ラベル/SDS作成
- 国連GHS文書
- 消費者製品へのGHSラベル
- GHSを用いたリスクアセスメント
- 政府によるGHS分類結果**
- 学習コンテンツ

検索結果：GHS分類結果に関する情報

9	特定標的臓器毒性 (反復暴露)	区分1 (中樞神経系、呼吸器)		H372	P260 P264 P270 P314 P501	<p>ヒトについては、0.07~0.7 ppmのホルムアルデヒドに10.5年間ばく露された75名の木製製品製造労働者に、鼻粘膜上皮の線毛消失及び杯細胞過形成 (11%)、扁平上皮化生 (78%) 及び軽度の異形性 (8%) 等が観察されている (産衛学会許容濃度の提案理由書 (2007)) 等。鼻腔の刺激が複数報告されている。また、職業的にホルムアルデヒドにばく露された組織学研究所の技術者において、ふらつき、めまい、平衡感覚の消失、手先の器用さの低下がみられたとの報告もある (ACGIH (7th, 2015))。</p> <p>実験動物については、ラットを用いた蒸気による13週間吸入毒性試験 (6時間/日、5日/週) において、区分1のガイダンス値の範囲内である3.6 mg/m³ (90日換算値: 0.0026 mg/L) 以上で鼻部前方に局所的に扁平上皮過形成・化生・配列不正の報告 (NITE初期リスク評価書 (2006)、CICAD 40 (2002)、CaPSAR (1999)、EHC 89 (1989))、ラット、マウスを用いた蒸気による2年間吸入毒性試験において、ラットでは区分1のガイダンス値の範囲内である2 ppm (0.0025 mg/L) 以上で鼻腔の上皮過形成、扁平上皮化生、鼻炎、杯細胞過形成、15 ppm (0.018 mg/L) で鼻上皮萎縮、過角化、扁平上皮異形性、呼吸上皮過形成、鼻上皮の杯細胞化生・扁平上皮過形成、気管の上皮異形性・扁平上皮化生、骨髄の過形成、マウスでは区分1のガイダンス値の範囲内である6 ppm (0.0074 mg/L) 以上で鼻腔の上皮異形性、扁平上皮化生、15 ppm (0.018 mg/L) で鼻炎、鼻上皮萎縮、鼻涙管の上皮過形成の報告がある (ECETOC TR6 (1982))。また、経口経路では、ラットを用いた飲水投与による24ヵ月間反復経口投与毒性試験において区分2のガイダンス値の範囲内である1,900 mg/L (82 mg/kg/day) で腺腫の過形成、前胃の限局性角化亢進、胃炎がみられている (NITE初期リスク評価書 (2006)、CICAD 40 (2002)、CaPSAR (1999)、環境省リスク評価第1巻 (2002))。</p> <p>以上より、区分1 (中樞神経系、呼吸器) とした。なお、経口経路での胃の所見は刺激に起因したと考えられるため分類根拠としなかった。</p>
---	-----------------	-----------------	---	------	--------------------------------------	---

クリックし、「物質リスト」から化学物質個別の分類結果を表示

(独)製品評価技術基盤機構 GHS総合情報提供サイト (https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html)

(独)製品評価技術基盤機構 政府によるGHS分類結果 (Excel、HTML) (https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html)

Step 2 有害性評価 | ③データベース評価書の活用 —参考—

■ その他、有害性情報の収集ツール

— ③ データベース評価書の活用 —

chemi COCOとは

規制がかかっている化学物質についてそれぞれの環境基準や指針値を調べることが可能。大気環境基準、水質環境基準、地下水環境基準などがひとまとめに掲載されている。

ケミココ chemi COCO 環境省 化学物質情報検索支援システム ここから探せる 化学物質情報

このサイトについて お問い合わせ

小 大

HOME 化学物質関連法律から調べる 身の回りの製品から調べる モニタリングデータ 化学物質外部リンク集

化学物質情報検索 化学物質の名前、CAS番号などで検索（名前は曖昧でも検索できます） 検索

法令・適用区分から検索 法令を選択して下さい 適用区分を選択して下さい 検索

基準値・指針値から調べる

大気環境基準	水質環境基準(健康項目)	地下水環境基準	土壌環境基準
ダイオキシン類環境基準	有害大気汚染物質指針値	水質要監視項目指針値	水質排水基準 一般排水基準

環境省 chemi COCO (<https://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html>)

Step 3 ばく露評価

化学物質に長期間ばく露することによって生じる慢性影響を対象とするリスク評価では、ヒト又は環境中の生物が「生涯ばく露し続けるかもしれない濃度」を前提として評価を行う必要があります。しかし、実際には過去や未来を含めて予測することは困難であり、「長期間（1年程度）を通じて平均的にばく露する濃度」をばく露評価により求めます。

■ 環境中濃度の求め方

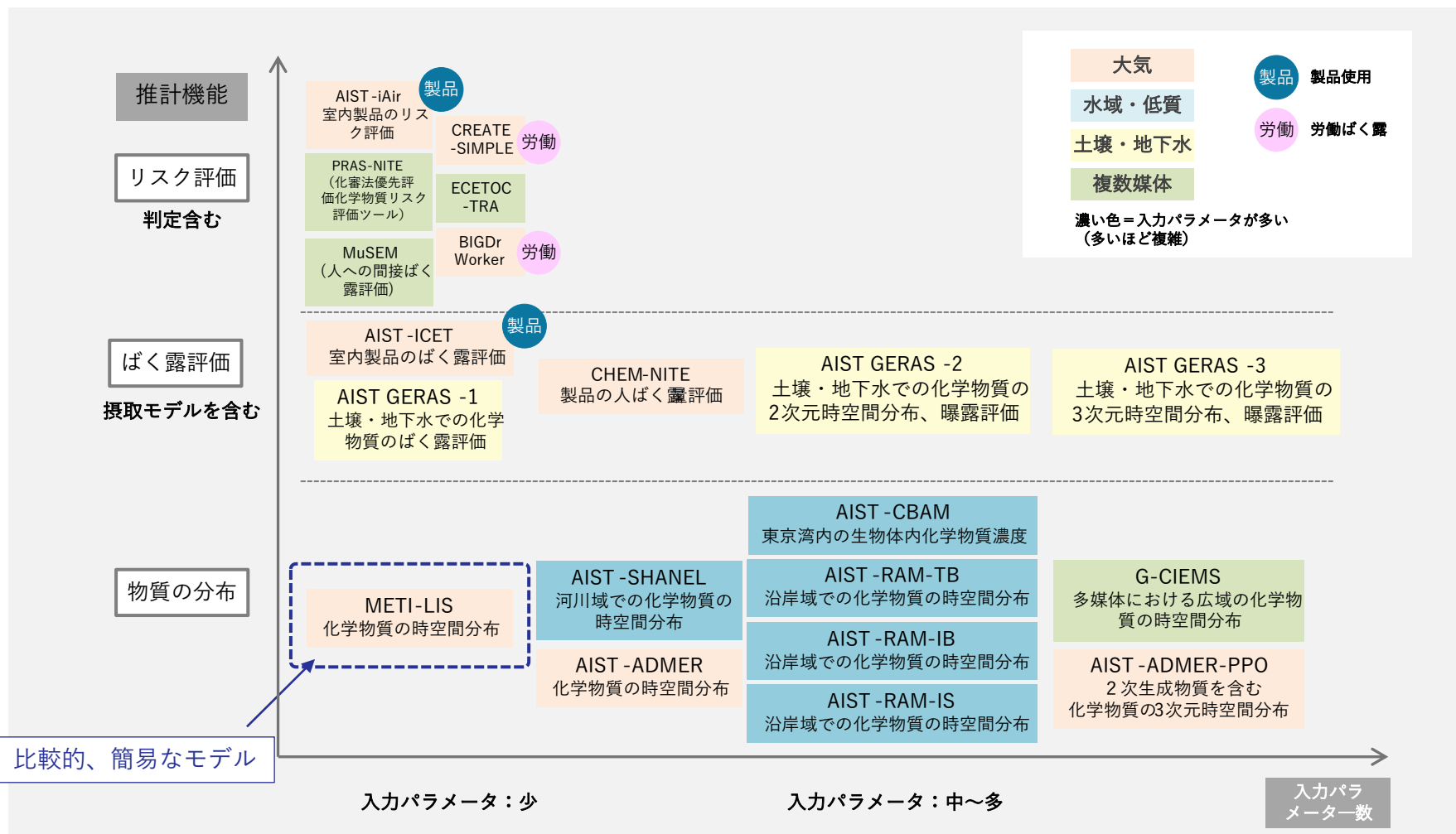
- ① 実測値
- ② 数理モデルを用いた計算

本日は、②の数理モデルの1つである

「経済産業省－低煙源工場拡散モデル（METI-LIS）」をご紹介します。

Step 3 ばく露評価

- ばく露評価ツールの紹介
- 本日ご紹介のMETI-LISは、大気中の物質の分布をみるモデルの中では簡易なモデル
- そのため、リスク評価に導入するハードルが比較的低い



Step 3 ばく露評価 | METI-LIS

- ばく露評価の例
- METI-LISでの計算が完了すると下記の画面にて、ばく露評価に用いることができる環境中濃度の情報を得ることができる。

事業所周辺の最大大気中濃度

事業所（発生源）周辺で最も大気中濃度が高まる地点と、その大気中濃度を確認することができる。この値をばく露の値として設定をし、リスク評価を行うことができる。

事業所周辺の最大大気中濃度 (Cmax) 5.2×10^{-2} [ppm]

事業所周辺の大気中濃度の分布

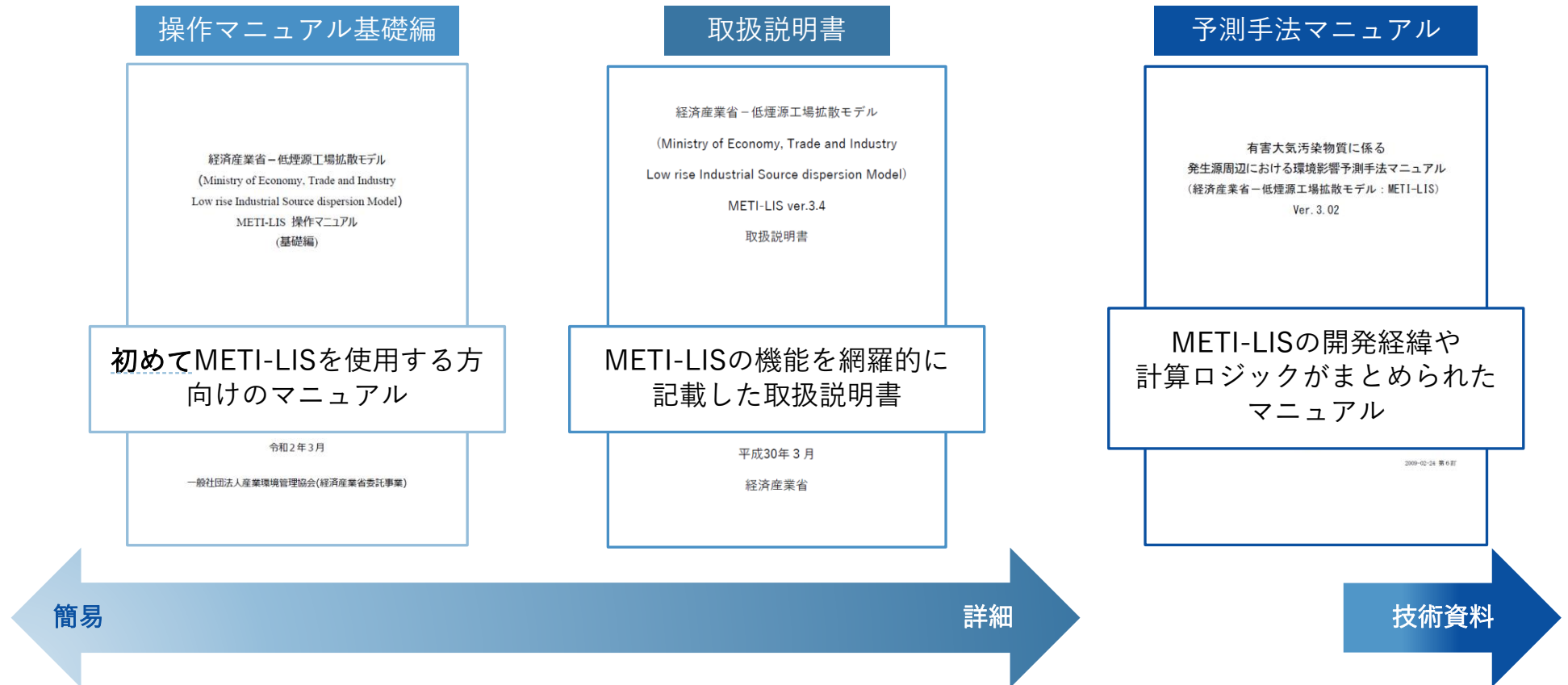
事業所（発生源）周辺の大気における濃度分布を確認することができる。赤が相対的に濃度が高く、青いところが相対的に濃度が低いなどの範囲に化学物質が広がっているか確認ができる。（高濃度地点の確認）

表示原点からの距離 X= 262.626[m] , Y= 3040.404[m] 濃度 : 2.332E-003 ppm

項目	値
最大大気中濃度 (Cmax)	5.2×10^{-2} [ppm]

Step 4 リスク判定

- METI-LISを使い、ばく露評価を行う（排出量から環境中濃度を推計する）際に参照するMETI-LISのマニュアル類は3種類あります。



産業環境管理協会 METI-LIS 操作マニュアル(基礎編)
 (https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/dd4ht300000008b5-att/medi-lis_manual_beginner.pdf)

産業環境管理協会 METI-LIS Ver.3.4 取扱説明書
 (<https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/dd4ht300000008b5-att/a1538314753127.pdf>)

産業環境管理協会 有害大気汚染物質に係る発生源周辺における環境影響予測手法マニュアル Ver.3.02
 (<https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/dd4ht300000008b5-att/a1498700929138.pdf>)

■ 一般社団法人産業環境管理協会HPでは、METI-LIS及び参考情報が公開されている

■ 取扱に関する動画

METI-LISの概要、各操作に関する14種類の操作動画が公開されている。

取扱に関する動画 一部抜粋



01.METI-LISの概要	
02.プロジェクトの登録	
03.地図の登録	
⋮	

■ 気象ファイル一覧表及び気象データ

全国48か所のMETI-LIS用の気象ファイルを公開（最新年度のデータではないことに注意）されている。
上記以外には、気象庁HPから気象データをDLすることが可能である。

気象ファイル一覧表及び気象データ 一部抜粋

観測装置の種類	観測所番号	都府県 振興局	観測所名	ゆかり名	今回作成した気象ファイルのファイル名
地上気象観測装置	11016	宗谷	稚内	ワッカイ	11016_wakkanai.xlsx
地上気象観測装置	12442	上川	旭川	アサヒカ	12442_asahikawa.xlsx
⋮					

■ よくあるご質問 Q&A集

METI-LISユーザからのよくあるご質問に対して回答が得られる。

産業環境管理協会 METI-LIS モデルプログラム (<https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/download.html>)

- 川崎市HPでは、METI-LISの使い方等の情報が公開されている
- 取扱いに関する動画
 - (1)大気拡散モデルの理論的背景等について
 - (2)大気拡散モデルを使用した環境リスク評価演習
 - ・ 経済産業省－低煙源工場拡散モデル（METI-LIS）シミュレーション解析評価演習
 - ・ METI-LISシミュレーションを活用した環境リスク評価演習

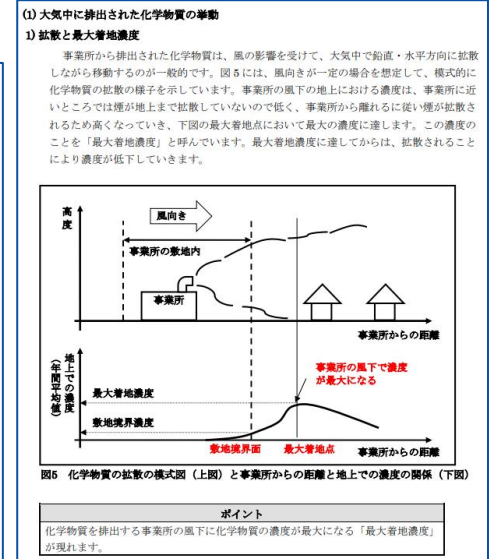
川崎市 令和3年度環境リスク評価講習会 (<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138680.html>)

- 化学物質取扱い事業所周辺の環境リスク評価のための手引き
 - リスクの基礎やリスク評価の考え方について説明しつつ、ケーススタディを用いながらリスク評価の流れについて説明している

化学物質取扱い事業所周辺の環境リスク評価のための手引き

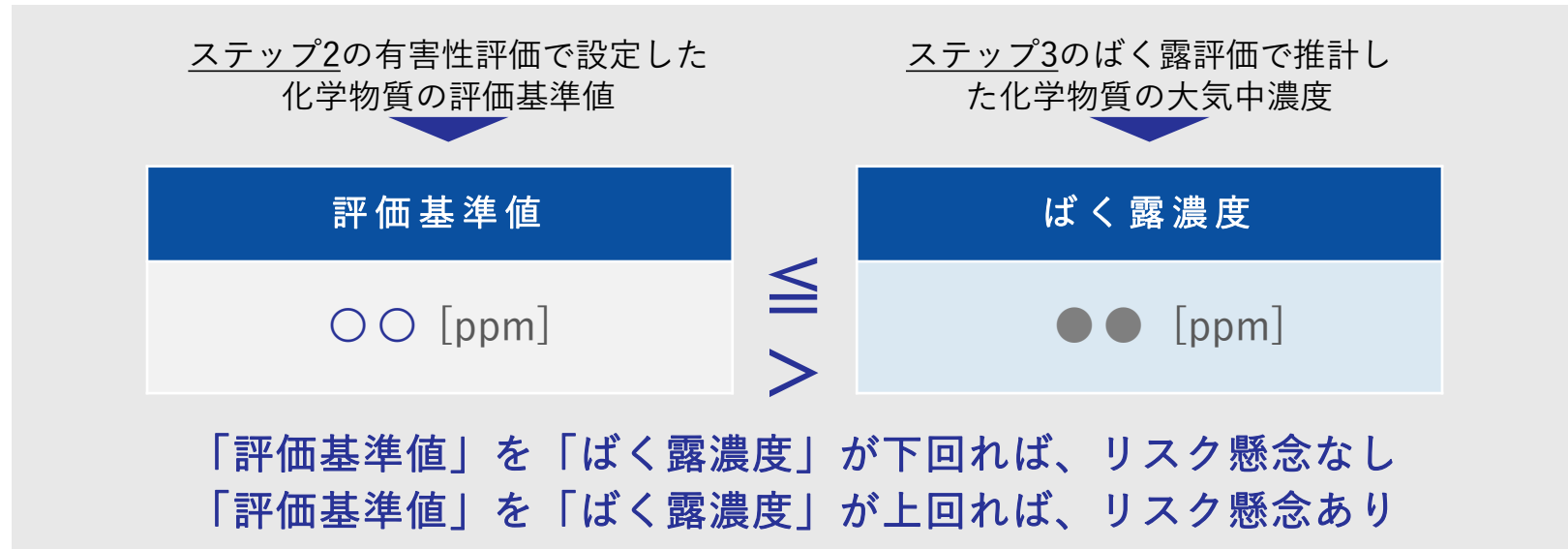
川崎市

川崎市 化学物質取扱い事業所周辺の環境リスク評価のための手引き
([https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-2-12-1-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-2-12-1-0-0-0-0.html))



Step 4 リスク判定

- 有害性評価で設定した評価基準値とばく露評価で推計したばく露濃度を比較し、リスク判定を行います。



例)

評価基準値	ばく露濃度
8.8 [ppm]	5.2×10^{-2} [ppm]

「評価基準値」を「ばく露濃度」が下回れば、リスク懸念なし

⇒ 国や自治体等がリスク評価を公開している場合、判定結果を比較することで判定の妥当性をチェック

「リスク懸念あり」の場合はどうするか？

化学物質のリスク

リスク評価

全般

Step 1

Step 2

Step 3

Step 4

リスク管理

まとめ

- 有害性評価又はばく露評価の精緻化が必要になります。

有害性評価の精緻化

- 複数の情報源から信頼性の高い情報を収集
- 設定した評価基準値の見直し
- 毒性試験の実施

ばく露評価の精緻化

- 排出情報（量、稼働パターン等）の精緻化
- 環境モニタリングの実施

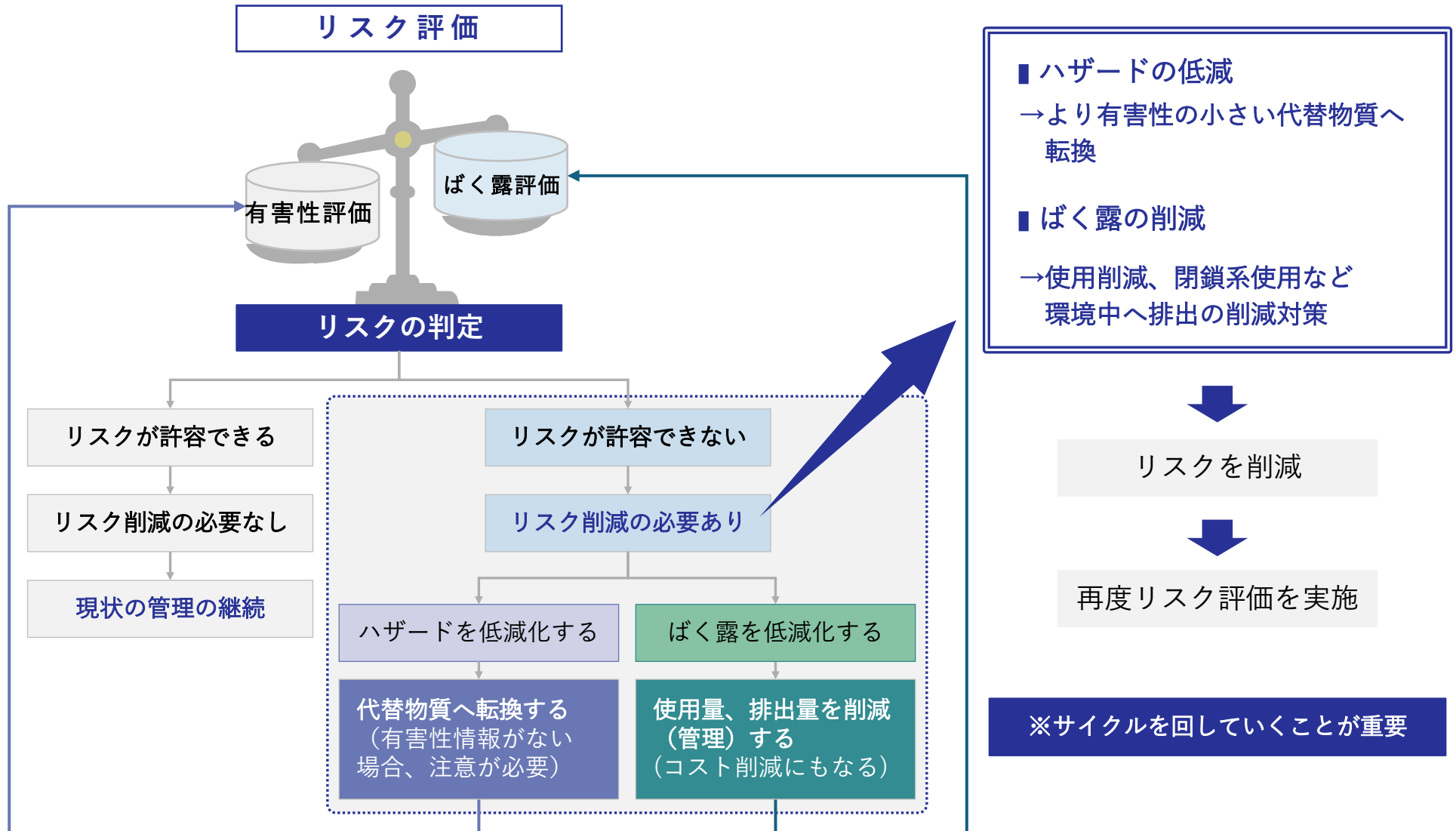
詳細な情報を用いることで、リスク評価の精度が向上

それでもリスクの懸念がある場合

リスクの削減が必要

(詳細は次項)

- それでもリスクが許容できない場合、ハザードを低減する、ばく露を低減することが必要になります。



- 本日は、化学物質のリスク評価、評価支援のツール（無償ツール）を紹介しました。
- 科学的、定量的に把握することで、リスク管理を行う目標の優先順位を判断することができます。（有害性の低減、ばく露の低減のための対策をどこまでするべきかを判断できる）
- 本日もご紹介の[NITE-CHRIP](#)や[METI-LIS](#)は、複雑な設定や処理を要するものではないため、[手軽に利用することができるツール](#)です。
- リスク管理を進める上でも、まずはリスク評価が必要となり、[リスク評価は、公開されているツールを活用することで効果的に実施可能](#)です。
- 事業所から排出された化学物質が周辺環境における人の健康や環境中の生物へのリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要であるため、是非、化学物質のリスク評価と管理を行ってください。

■ ばく露評価ツールの紹介 その1

モデル	活用例
METI-LIS	<ul style="list-style-type: none"> 事業所などの点源から排出される化学物質がその地域の気象条件に応じて周辺に拡散する状況を解析するもので、対象範囲は 10km 以内（半径 5km）が目安とされているモデル https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/download.html
PRAS-NITE	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的排出源を中心とした半径 1~10km（1km 刻み）のエリア（ただし半径 100m内は除く）を対象に、大気中濃度・土壌中濃度・農作物中濃度等を推計するモデル https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html
G-CIEMS	<ul style="list-style-type: none"> GIS（地理情報システム）データに基づき、このような多媒体間の輸送と、大気、河川等媒体内での輸送との両方を同時に計算して、各地点・各媒体における物質の濃度を推定するモデル https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html
MuSEM	<ul style="list-style-type: none"> MuSEMは、1994年にオランダの国立公衆衛生・環境保護研究所（RIVM）の化学物質評価グループが開発したUSES（Uniform System for the Evaluation of Substances）を基にして開発した環境リスクの統合アセスメントツール https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/musem/musem.html
AIST-ADMER	<ul style="list-style-type: none"> AIST-ADMERは、化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデル https://riss.aist.go.jp/admer/
AIST-ADMER-PRO	<ul style="list-style-type: none"> ADMER-PRO は、モデルによる大気中濃度分布推定、前処理（モデルへの入力データ作成など）、後処理（結果の描画など）を行う一連のシステムで、広域大気モデルAIST-ADMER の発展版として開発したものである。 https://riss.aist.go.jp/admer-pro/
AIST-SHANEL	<ul style="list-style-type: none"> 気象データ、化学物質の排出量、基本的な物性（分子量、蒸気圧、水溶解度、Koc、半減期）を入力し、1 kmメッシュ単位の月ごとの河川流量、河川水中濃度、河川底泥濃度を推定するモデル https://riss.aist.go.jp/shanel/
AIST-RAM-TB	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾リスク評価モデルで、化学物質の海水中濃度及び底泥中濃度を算定し、生物へのリスク評価を行うモデル https://riss.aist.go.jp/ramtb/
AIST-CBAM	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質生物蓄積モデルとは、海域での食物連鎖を考慮し生物（魚類）に蓄積される化学物質濃度を推定することができるモデル https://riss.aist.go.jp/cbam/

■ ばく露評価ツールの紹介 その2

モデル	活用例
AIST GERAS-1, AIST GERAS-2, AIST GERAS-3	<ul style="list-style-type: none"> 重金属類や揮発性有機化合物、農薬類および鉱物油などによる土壌・地下水汚染や廃棄物の埋立処分などに係る各種リスクを定量的に評価するために、地圏環境リスク評価システムの開発・改良されたモデル https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/research/research_geras.html
AIST-ICET	<ul style="list-style-type: none"> 室内製品に含まれる化学物質の人への吸入、経皮および経口ばく露を評価するためのツール https://riss.aist.go.jp/icet/
CHEM-NITE	<ul style="list-style-type: none"> 「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」の「付属書1：消費者製品のリスク評価に用いる推定ヒト暴露量の求め方」に基づき、吸入、経皮及び経口のばく露経路ごとに設定したシナリオに対応するアルゴリズムより、推定ヒトばく露量を求めるツール https://www.nite.go.jp/chem/risk/chem_nite.html
CREATE-SIMPLE	<ul style="list-style-type: none"> CREATE-SIMPLEは、労働者のリスク評価を簡易に実施するためのツール。 ばく露限界値（またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度）と化学物質の取扱い条件等から推定したばく露濃度を比較する方法となっている。 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm
ECETOC TRA (Targeted RiskAssessment Tool)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州 REACH 規則に基づく化学物質の登録を支援するために開発され、環境・労働者・消費者の定量的なリスクアセスメントが可能なリスクアセスメント支援ツール。 https://www.ecetoc.org/tools/tra-main/
BIGDr Worker	<ul style="list-style-type: none"> ECETOC TRA ツールのうち労働者のリスク評価の計算が実行される。混合物全体としての作業リスク評価を実施可能。 https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top

- 新規PRTR物質の環境省初期リスク評価書における有害性指標は以下のとおり。

管理番号	物質名	種類	値	単位	発がん性を考慮した係数
600	オクタブロモジフェニルエーテル	無毒性量	0.002	mg/m ³	—
602	過塩素酸	無毒性量	0.17	mg/m ³	—
626	ジエタノールアミン	無毒性量	0.0059	mg/m ³	—
631	シクロヘキセン	無毒性量	18.1	mg/m ³	—
665	セリウム及びその化合物	無毒性量	0.00072	mg/m ³	—
674	テトラヒドロフラン	無毒性量	1.1	mg/m ³	—
675	テトラフルオロエチレン	無毒性量	1.2	mg/m ³	5
687	トリメチルアミン	無毒性量	0.031	mg/m ³	—
691	1,2,3-トリメチルベンゼン	無毒性量	0.22	mg/m ³	—
691	1,2,4-トリメチルベンゼン	無毒性量	0.22	mg/m ³	—
773	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	無毒性量	0.003	mg/m ³	—
737	メチルイソブチルケトン	無毒性量	3.3	mg/m ³	—
747	2-メチルプロパン-2-オール	無毒性量	2.9	mg/m ³	—
594	2-ブトキシエタノール	無毒性量	0.53	mg/m ³	—



有害廃棄物の適正処理のための 情報伝達省令の改正について

令和7年12月19日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制担当参事官室



- 産業廃棄物の処理に係る委託基準において、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対して、同者が廃棄物を適正に処理するために必要な情報（※）を伝達することを定めている。

（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）

- 適正処理のために必要な情報伝達をしなかった場合、罰則として「三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金、又はその併科」が科される。

（廃棄物処理法第26条）

（※） 適正処理のために必要な情報の例

（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6項）

- 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

- 情報伝達方法の一例として、環境省では、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールであるWDS（Waste Data Sheet, 廃棄物データシート）およびガイドラインを作成している。

- 平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。これは、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が産業廃棄物処理業者で十分に処理されず公共用水域に排出され、浄水場での塩素消毒によりホルムアルデヒドを生成したことにより発生したものとされている。
- これにより、流域の浄水場では最長20時間の断水又は減水などの取水障害が発生。
- このような事案の再発を防止するため、平成24年6月に設置された「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」の中間取りまとめ（平成24年8月）を踏まえ、実態調査等から産業廃棄物処理委託の際に排出事業者と処理業者との間での情報共有を図ることの重要性が改めて明らかとなったことから、WDSガイドラインの大幅な改訂を行い、ガイドライン第2版が平成25年6月に発刊された。

情報伝達の不足が原因で発生したと考えられる事故事例



ガイドライン第2版発行以降も、含有している化学物質情報が分かっていたら防げたと考えられる事故事例が、平成29年12月から平成30年3月に処理業者あて実施したヒアリング調査および、令和3年度に実施した文献調査（※）により判明している。

含有している化学物質情報が分かっていたら防げたと考えられる事故事例

（環境省実施の調査結果より）

- シクロヘキサンを含有した廃棄物と知らずに汚泥等と混ぜてピットに投入。焼却処理の前処理として投入した生石灰と反応して爆発。
- ベンゼンを含有した汚泥と知らずに屋外でドラム缶に入れて保管。太陽熱による加熱で発火。
- タンクローリーでソフトエッチング廃液（過硫酸ソーダ、硫酸、水）と、成分が情報提供されていない廃液（事後調査で塩化亜鉛処理廃液と判明）を混合回収したところ、塩素ガスが発生。

（※）厚生労働省「職場のあんぜんサイト」、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会：「産業廃棄物処理施設事故事例調査報告書」等から情報を収集した。

- 平成29年2月にとりまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性(中環審意見具申)」において、(5)廃棄物処理における有害物質管理の在り方として、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事案が発生していたことから、情報伝達の一層の推進が課題として整理された。
- その中で、危険・有害物質に関して、情報提供を義務づける排出事業者、対象となる有害・危険物質、伝達すべき内容等を明確化して、専門的な検討を行うべきという方向性が示された。
- 廃棄物処理における事故防止及び作業環境保全、環境汚染防止に実効性のある方策とするため、危険・有害物質に係る情報伝達の在り方については平成29年から30年にかけて検討会を実施したほか、排出事業者や業界団体へのヒアリングにより方針を取りまとめるなど、検討を進めてきた。



- 産業廃棄物処理の委託基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、排出事業者と処理業者間のコミュニケーションのより一層の促進を図るため、WDSガイドラインを改訂することとした。

改正廃棄物処理法施行規則（概要）



対象事業者	化管法第2条第5項で規定する 第一種指定化学物質取扱事業者
契約書において伝達すべき情報	廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合 ※化管法で届出している第一種指定化学物質が廃棄物に含まれ、又は付着している場合に情報伝達義務がかかる。
改正規則施行日	令和8年1月1日

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）と連携することとした。
- 人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する(曝露可能性がある)と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することで、廃棄物処理工程での化学物質の混入による生活環境保全上の支障の発生の未然防止が期待できること、さらに第一種指定化学物質取扱事業者において、第一種指定化学物質の移動量等の把握はPRTR制度において義務付けられているため平時より情報が管理されていることから、これらの情報を伝達を義務付けることとした。

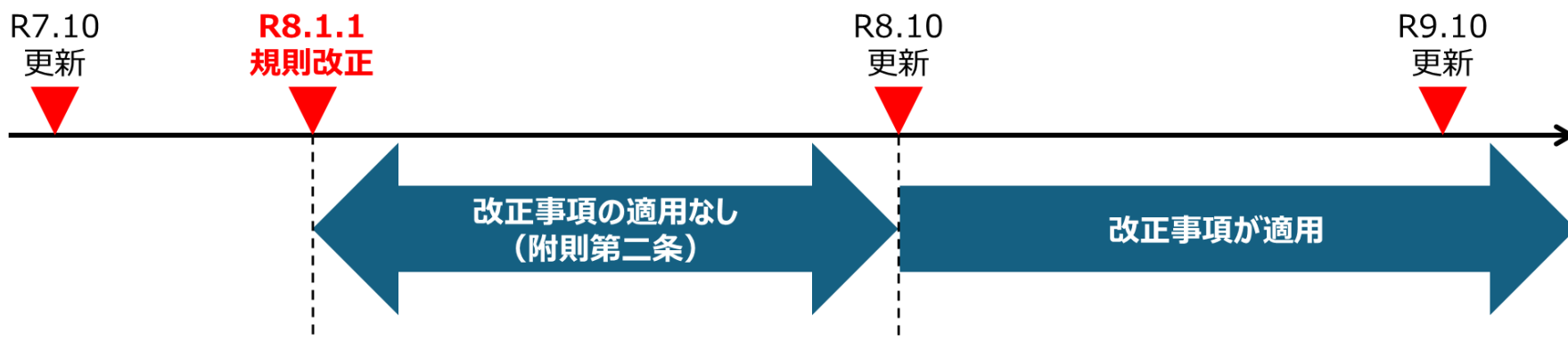
※) 第一種指定化学物質取扱事業者の該否、第一種指定化学物質の含有等の有無に関わらず、排出事業者は従前どおり、委託契約書において適正処理のために必要な情報伝達を行う必要があることに留意されたい。

経過措置（附則第二条）

この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八條の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

自動更新を含む契約→施行日以降最初の更新日から改正事項が適用される

(例) 毎年10月に自動更新される契約の場合



WDSガイドライン（第2版(H25.6)から第3版）の主な改訂箇所

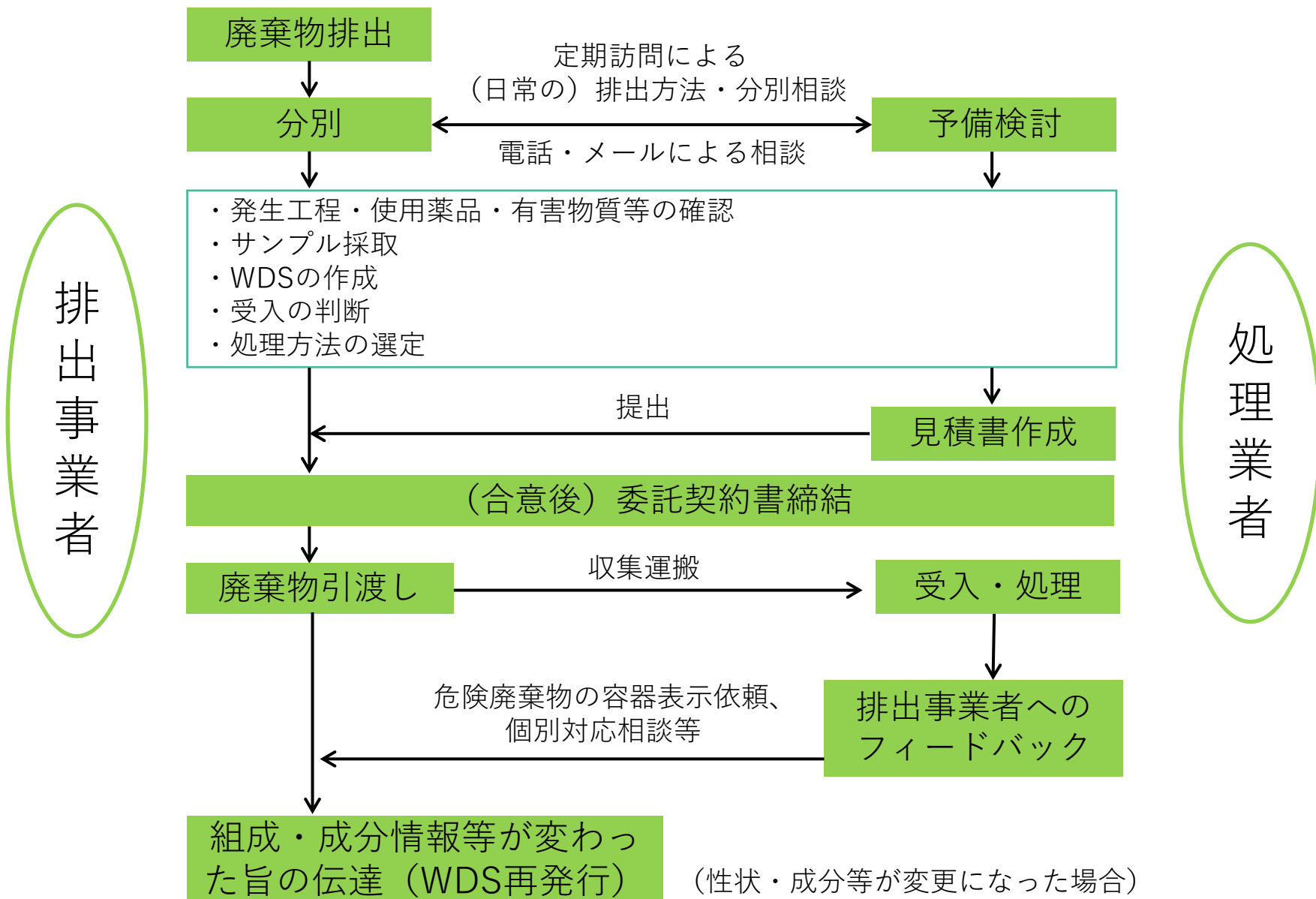
- 施行規則改正の内容を追加（第一種指定化学物質等取扱事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることを強調。

WDS様式の主な改訂箇所

- ④廃棄物の発生工程
→旧版では「その他の情報」の一部としていたが、独立した記入欄を設けた。
- ⑦廃棄物の組成・成分情報
→情報伝達が義務付けられている危険・有害物質の記入欄を新たに設けた。
(本改正での情報伝達が義務付けられた第一種指定化学物質の情報はここに記入)

※ガイドラインで示すWDS様式の使用を義務付けるものではなく、情報提供すべき項目が網羅されていれば、任意様式等で情報伝達して差し支えない。

排出事業者と処理業者間の相互コミュニケーションの一例



WDS記載例 (ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液)

< 表面 >

管理番号 ****-**-****

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
 ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	20XX年〇月〇日		記入者	〇〇 〇〇
2	排出事業者の名称等	名称	株式会社〇〇	所属	〇〇工場 〇〇部 〇〇課
		所在地	〒 ****-**** 〇〇県〇〇市 〇〇町〇丁目〇番〇号	担当者	〇〇 〇〇
				TEL	****-**-****
				FAX	****-**-****
3	廃棄物の名称	廃液			
4	廃棄物の発生工程	〇〇製品の製造工程で発生する廃液			
5	廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石棉等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン			
7	廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	
		ヘキサメチレンテトラミン	1.0%	100-97-0	
		ホルムアルデヒド	10%	50-00-0	
		第一種指定化学物質			
		ナトリウム 〇〇% 残りは水			
8	その他含有物質	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()			

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input checked="" type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input checked="" type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン <input checked="" type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸性性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 ()			
13	荷姿	<input checked="" type="checkbox"/> 容器 (ドラム缶) <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
14	排出頻度 数量	頻度: (<input checked="" type="checkbox"/> スポット <input type="checkbox"/> 継続予定) 数量: (1) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> % <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / 年 〇 月 〇 週 〇 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <input checked="" type="checkbox"/> 保護具 <input type="checkbox"/> ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () <input checked="" type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所に移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 (直ちに医師に連絡) <input type="checkbox"/> 漏洩時措置 除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 火災時措置 水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 → 消火方法 (噴霧水、泡、粉末消火剤) <input type="checkbox"/> その他			
16	その他の情報	SDS (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → ()			
< 変更履歴 / 内容確認欄 >					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容 / 備考

事故等事例の情報提供について（お願い）

未然防止対策等を周知するとともに、本ガイドラインの見直しに資するため、情報伝達の不足が原因で発生したと考えられる事故やトラブル、ヒヤリハットについて、下記の例を参考に、可能な範囲で御提供をお願いする。

※事故事例等に対し環境省から行政指導や不利益処分等を行う目的で収集するものではない。

情報提供先：hairi-tekisei@env.go.jp（環境省廃棄物規制担当参事官室）

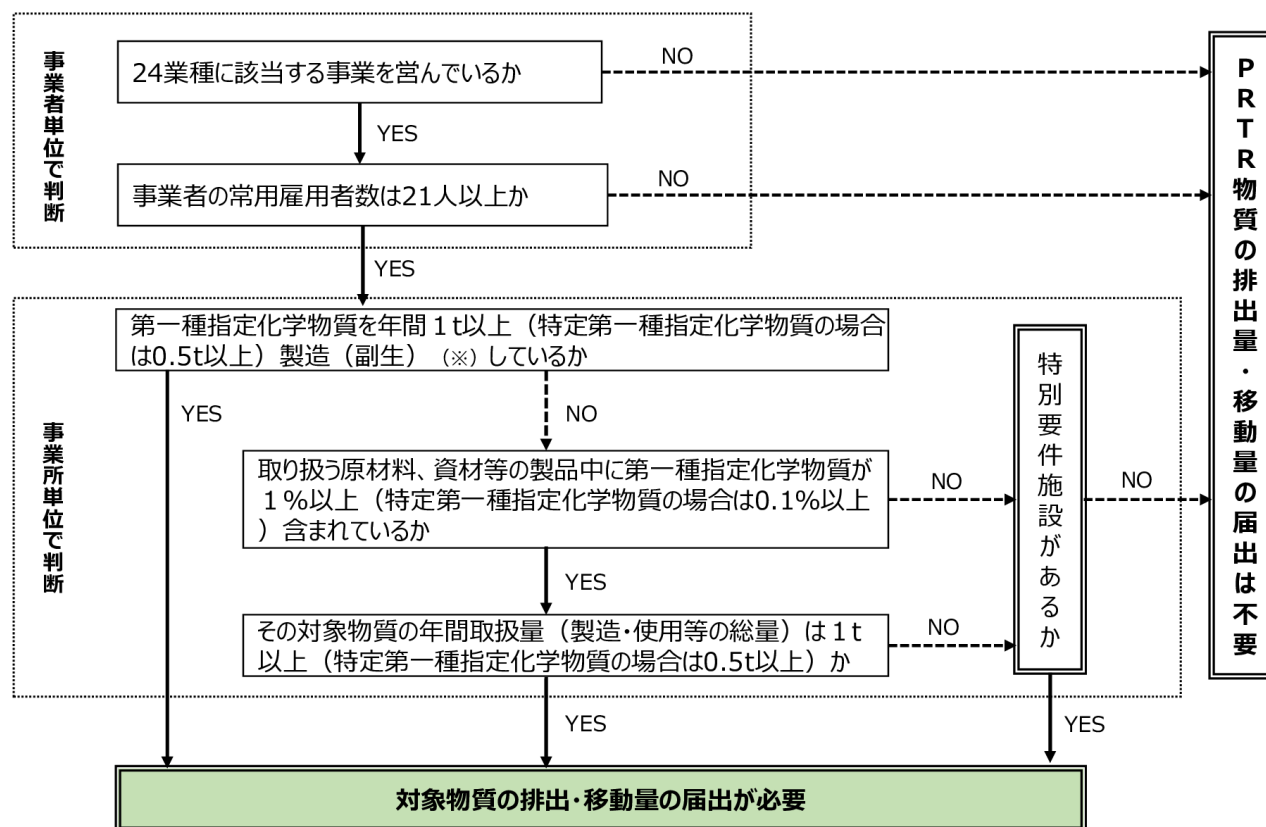
発生日	令和〇年〇月〇日
件名	〇〇を含有している□□と◇◇の混合により塩酸が発生した事例について
ご担当者 連絡先	(会社名) (所属名・職名・担当者名) (電話番号) (メールアドレス)
原因物質 (推定でも可)	〇〇 (推定)
廃棄物の種類	□□、◇◇
事例の概要	令和〇年〇月に、□□と◇◇をタンクで混合したところ、タンク内から刺激臭が発生。□□に含有していた〇〇と◇◇が反応し、塩酸が発生したと推定される。排出者からの情報伝達項目に、□□含有の情報は含まれていなかった。

よくある質問

改正省令の対象事業者について

本改正により情報伝達義務が生じるのは、化管法に基づき排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質がある（化管法第五条に基づく届出を行う必要がある）事業所である。

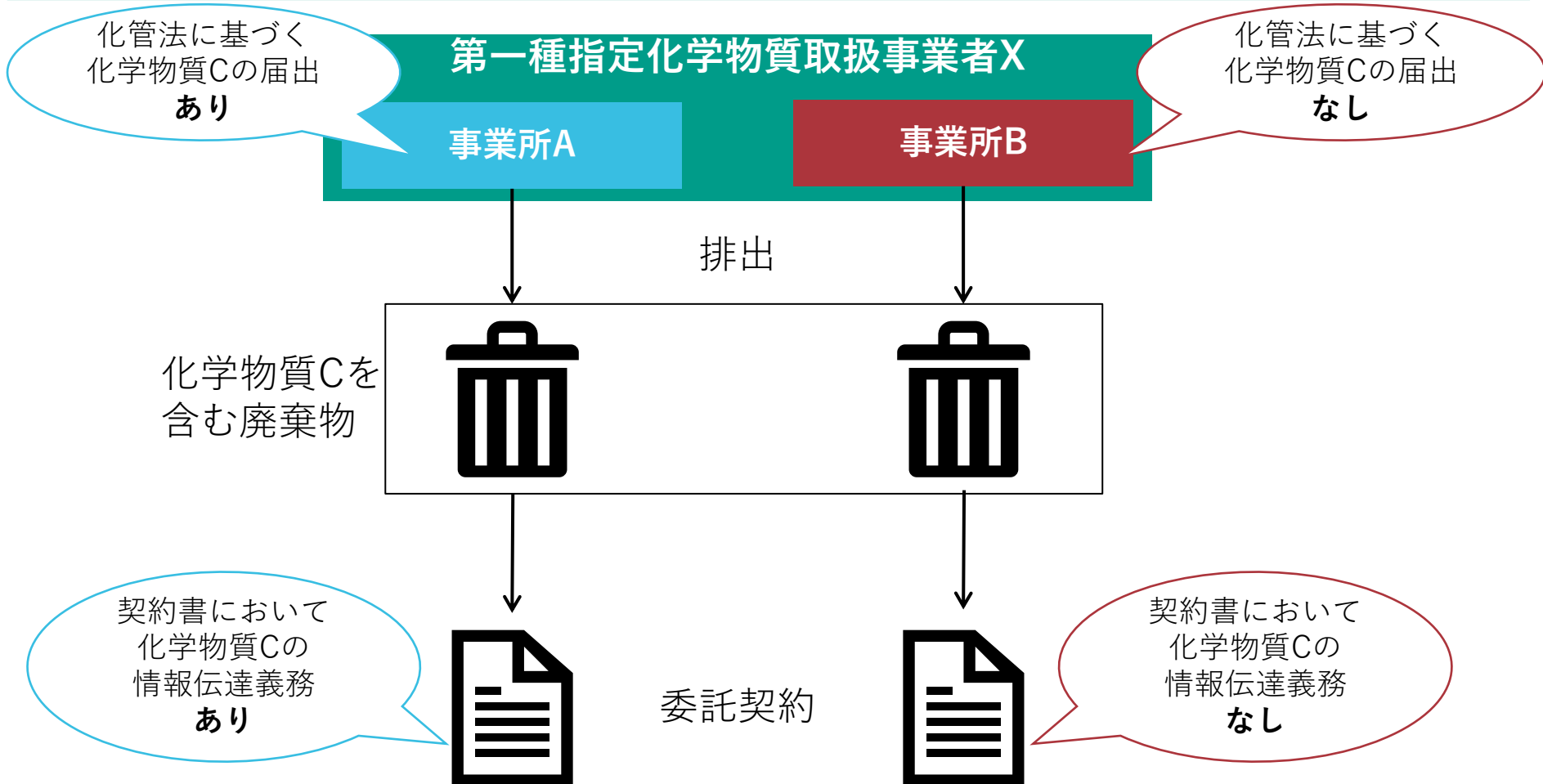
PRTR対象事業者の判定方法



※PRTR対象物質の副生（非意図的製造）もPRTR対象物質の製造となります。

情報伝達義務が生じる事業所の考え方

情報伝達義務の有無については、化管法と同様事業所ごとに判断される。



※本図は改正規則第8条の4の2第6号へにおける情報伝達義務の有無について説明しているものであり、同号へに該当しないものでも、同号ト（その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項）に該当する可能性があるため、情報伝達すべき事項の選定にあたっては相互コミュニケーションが必要である。

規則施行後の契約更新時における対応

更新時に、廃棄物に付着等している第一種指定化学物質の名称及び量又は割合を記載すること。また、自動更新規定を含む契約において契約を自動更新する場合は、更新時に覚書を締結すること等により当該情報を伝達すること。

契約期間中に新たに伝達すべき第一種指定化学物質が生じたときの対応

契約有効期間中、新たに伝達すべき第一種指定化学物質が生じた場合は、廃棄物処理法施行規則第八条の四の二第七項の規定により、各契約において定めた方法により情報伝達義務が生じる。

経過措置期間中に覚書を締結した場合の対応

覚書に法的拘束力がある場合は、契約の更新に該当し、覚書の締結日から情報伝達義務が生じる。

ご清聴ありがとうございました

WDSガイドラインや、その他FAQ等については、下記HPをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

メール又はお電話でのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

hairi-tekisei@env.go.jp（廃棄物規制担当参事官室）

050-2030-2911（廃棄物規制担当参事官室コールセンター）